

山口大学大学院東アジア研究科

博士論文

中国古典戯曲『琵琶記』テキスト研究

張 洋

目次

序章	1
第一章 『琵琶記』刊本の分類	17
—『蔡中郎忠孝伝』攷—	17
第二章 『琵琶記』刊本の流変	30
—『重校琵琶記』攷—	30
第三章 『琵琶記』刊本の改刻	61
—『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』攷—	61
第四章 『琵琶記』刊本の集成	83
—槃邁碩人増改定本『詞壇清玩琵琶記』攷—	83
終章	98
付録資料	101
参考文献一覧	110

序章

はじめに

南戯『趙貞女蔡二郎』及び趙貞女、蔡伯皆の物語は、宋元両代に坊間で広く歌われていた。元末の文人・高明（一三〇六～？）の改変を経て、『琵琶記』と呼ばれるようになった。

『琵琶記』は「南曲の祖」と呼ばれている⁽¹⁾。それは、この作品の主題が「忠孝」発揚であり、帝王や士大夫、庶民を問わず、『琵琶記』を深く愛好したからである。典雅な海塩腔、崑山腔にしても、粗野な弋陽腔、青陽腔にしても、『琵琶記』は経典的な演目である。役者が歌唱を学ぶ時、『琵琶記』は必修の基本曲目とされた⁽²⁾。戯曲作家は創作する時に『琵琶記』を模本としている⁽³⁾。このため、晩明に『琵琶記』が大量に出版されたが、各テキストにおいては元来のストーリーが改変されている。本研究では、テキストの差異に基づいて、『琵琶記』刊本の演変について考察を展開しようとするものである。

考察を展開するにあたって、本研究が検討の対象とするのは日本、中国及び台湾に所蔵される明刊本二十三種類である。明代後期から、演劇の流行と出版業の隆盛期が重なり、清代に至るまで数多くの『琵琶記』が出版されたが、それらの継承関係については、まだ不明な点が多い。更に、各テキストの内容が改変された経緯については十分に研究されていない。本研究では、各テキストを比較して、異同点を分析し、各テキストの特徴を整理して、改変の内容を把握し、更に社会状況を考慮しながら、刊本が演変した経緯について明らかにしようとするものである。

一、『琵琶記』を研究する理由

高明が改変する以前の『趙貞女蔡二郎』及び趙貞女、蔡伯皆の物語は、浙江地域の

民間で流行していた地方戯曲であった。田舎の歌謡であるために、士大夫（知識人）は重要視していなかった。しかし、元末になると統治階級の勢力は弱体化し、または戦乱が続いたため文化経済の中心は南に移動し、元雜劇は浙江一帯で流行し始めた。文人の創作した元雜劇の影響を受けて、南戯の曲体、曲辞は以前の粗末なものから一変した。元雜劇の影響を受けた南戯は、観客層も拡大しつつあった。徐文長（一五二一～九三）が『南詞叙録』で述べるように、南戯中興の代表作は、高明改変後の『琵琶記』である⁽⁴⁾。

明初、『琵琶記』の内容が「忠孝」発揚であることから、明朝統治階級による「尊崇儒術」の要求に相応しいものとして、太祖朱元璋によって賞賛されるようになった⁽⁵⁾。その後、戯曲禁令によって、「士大夫恥留心辞曲」（士大夫は心を辞曲に留むるを恥ず）となり、戯曲は低迷期に入ってしまった。にもかかわらず、低迷期の『琵琶記』は依然として発展を続けていた。このことは、何良俊（一五〇六～七三）が述べるように、明初の他の戯曲作品が後世に伝存しなかったのに対して、『琵琶記』は大量の刻本が伝わっていることから明らかである⁽⁶⁾。

嘉靖年間に至り、魏良輔（?-?）は既存の崑山腔に改良を加えた。繊細で婉曲な演唱スタイルを有し、伴奏に「笛、管、笙、琵琶」⁽⁷⁾という楽器が加えられたことから、南戯は定音、定格律、定譜の新段階に入ったのである。魏良輔が崑山腔を改良する際にも『琵琶記』を賞賛した。『琵琶記』は崑山腔改良のモデルでもあるし⁽⁸⁾、崑山腔に改良された対象でもある⁽⁹⁾。明末に至り、崑山腔は流行し、『琵琶記』の伝播にも強い影響を及ぼしていた。

以上、南戯の発展、興隆の際も、低迷時も、『琵琶記』は変わることなく士大夫と庶民に好まれた劇である。流行しているからこそ、嘉靖年間から、戯曲評論家は各自の審美観に基づいて、『琵琶記』の曲辞について討論してきた。戯曲評論家の曲辞に対する論争は、文人による『琵琶記』加筆にも影響をもたらしていた。再三にわたる加筆を経た『琵琶記』の内容は、高明の改変版と比較して、変わりつつある。そのため、明朝代々の文人の手が加わった『琵琶記』の内容が如何に変わってきて、変容の要因は何かということが、本研究の重点になる。

二、『琵琶記』刊本研究の理由

嘉靖年間以来、崑山腔の流行は南戯を再び復興させた。「懷才不遇」の文人は南戯の創作に参加した。それと同時に、刊刻業も江南一帯の商業化した町で興隆してきた⁽¹⁰⁾。そのゆえに、万暦年間から明朝末期まで、戯曲刊本は広範囲に出版されていた。戯曲刊行は舞台での演唱以外に、もう一つの南戯伝播方式になった。

各時期の文人は、『琵琶記』に対する理解が違うので、もとの『琵琶記』の体裁、曲辞、賓白、格律などの方面を整えた。文人の理念も違うし、刊刻する時の書賈の目的も違うし、多様な『琵琶記』改変本が現れ、広く伝わっていた。

現存する明代に刊行された『琵琶記』は二十三種類存在する（陸貽典抄本は清代の抄本であるが、底本に嘉靖年間の刊本を用いているので、本稿では明刊本に加え、考察の対象とする）。しかし、現在の研究者は『琵琶記』の創作理念或いは文化的価値について議論する時、刊本間の差異を看過して、汲古閣本を『琵琶記』の代表として引用し、論証している。刊本間の差異を看過しても、『琵琶記』の総体評価に影響しないが、明代文人の創作動機を高明の創作動機であると誤認してしまうことになった。それ故に、『琵琶記』の刊本を比較し、高明と明代文人の創作動機の差異を究明する必要がある。そして、『琵琶記』各刊本の内容の異同から、明代各期の文人がどのように『琵琶記』を改変したのかを探究する。

『琵琶記』刊本の研究を通して、明代文人による曲辞の格律に対する追求の実態を究明し、更に各地域の声腔の重要性を如何に理解したかを探究することが、本論文の研究意義である。

三、高明と『琵琶記』

高明、字則誠、一字晦叔、号菜根道人は、元の成宗大徳十年（一三〇六）に瑞安に生まれた。順帝の至正四年（一三四四）に郷試に合格し、翌年、進士に合格。処州録事、江浙行省丞相掾、浙東閩幕都事、江西行台掾、福建行省都事等の職を歴任。至正十六年（一三五六）福建に赴任する途中、慶元を通過した際に方国珍から幕僚に招聘されたが固辞し、辞官した。以後、乱世を避けて櫟社に隠居し、詞曲を楽しんだ。『琵琶記』は恐らくこの時期に完成されたものである。卒年は不詳。高明は著に『柔克齋集』二

十巻があるが⁽¹¹⁾、大部分は佚している。今人が現存する五十篇作品を収集して『高則誠集』を編纂している⁽¹²⁾。

蔡伯皆の故事が最も早く見られるのは、陸游(一一二五～一二〇)の『小舟遊近捨舟歩帰』詩に次のようにあるものである⁽¹³⁾。

斜陽古柳趙家莊　斜陽　古柳　趙家莊
負鼓盲翁正作場　鼓を負う盲翁　正に場をなす
死後是非誰管得　死後の是非　誰か管し得ん
満村聴説蔡中郎　満村　説くを聴く　蔡中郎

詩中に述べるのは、宋代の民間において、すでに説書人の「盲翁」が趙家莊で「蔡中郎」の曲目を説唱していたことである。しかし、南宋の陸游の聴いた「蔡中郎」の内容が具体的にどのようなものであったのか、今では知るすべも無い。『元曲選』には趙貞女の故事が引用されている。例えば、『李太白匹配金銭記雜劇』第三折【満庭芳】の賓白、『臨江駅瀟湘秋夜雨雜劇』第四折【笑和尚】の賓白では⁽¹⁴⁾、趙貞女が土を盛って墳墓を築く場面が描かれる。高明が改変する以前に、蔡伯皆、趙貞女の故事はとても流行していたことが窺われるが、故事の具体的内容がどのようなものであったか、宋代坊間の伝唱、及び元代の雜劇中に、完全な記録は残っていない。

徐文長(一五二一～九三)『南詞叙録』「宋元旧篇」に、『趙貞女蔡二郎』の故事の概観が記載されており、「蔡伯皆は両親を捨てて、妻に背き離れて、雷に打たれて死ぬ」とある⁽¹⁵⁾。現在の『琵琶記』はこの故事を藍本として制作されたものである。高明の改変を経た後の故事の梗概は以下のとおりである。

主人公は、蔡伯皆と趙五娘という、結婚してまだ二ヶ月の若夫婦である。夫蔡伯皆は両親に科挙の受験を勧められ、妻と両親を故郷に残して上京、状元及第を得た。ところが、蔡伯皆は彼を見込んだ牛丞相から、娘を娶るよう強要される。伯皆は初めは断っていたが、天子の勅命がくだり、結婚を承知してしまう。

一方、故郷に残された妻五娘には、苦難がふりかかる。夫はなかなか戻ってこない上に、折から飢饉が発生し、五娘は夫の両親を養うため、自分は糠を食べて耐え忍ぶ。夫の両親は五娘が自分一人だけ美味しいものを食べていると勘違いするが、事実を知ると、嫁を疑ったことを後悔するあまり亡くなってしまふ。五娘

は自分の髪を売って、隣人の張広才の助けを借りて葬式を済ませ、その後、彼女が夫の両親の遺画を持ち、琵琶を背負って、町々を弾き歌いながら物乞いして歩き、夫を捜しに都へ向かう。

蔡伯皆は中秋の夜、名月を愛でて故郷を想う。妻の牛氏が夫の様子を不審に思い、問いただすと、蔡伯皆はすべてを打ち明ける。牛氏は父丞相を説得し、蔡伯皆の家族を捜すための使者を送る。

上京した五娘は、牛氏の計らいで夫蔡伯皆と再会を果たし、一家団欒を迎える。皇帝の使者が到着し、蔡伯皆には中郎将官が授けられ、五娘は陳留郡夫人、牛氏は河南郡夫人にそれぞれ封ぜられた。

高明は悲劇の結末を、大団円へと改めているのである。

なお、登場人物のうち男性の主人公は、「蔡伯皆」、「蔡伯喈」という名前である。後漢の辞賦作家として著名な蔡邕に擬定されるが、本論文では刊本中の記述に従う。

四、『琵琶記』刊本

現存する『琵琶記』刊本の状況は以下のとおりである。

牌記によれば、現存する最も早い『琵琶記』刊本の出現は嘉靖年間である。

A.『新刊摘匯奇妙戲式全家錦囊伯皆』、嘉靖癸丑（一五五三）歳詹氏進賢堂重刊本、スペイン・王立サン・ロレンソ・デ・エル・エスコリアル修道院図書館（Real Biblioteca del Monasterio de SanLorenzode EI Escorial）蔵^{〔16〕}。（以下、『風月錦囊』摘匯本」と簡称）

刊本の情報から推定すると、嘉靖年間に抄写されたものの刻本である可能性が高い。

B.『掲陽出土鈔本蔡伯皆』、明嘉靖抄本、広東省博物館蔵^{〔17〕}。（以下、「掲陽鈔本」と簡称）

以上の二種類の刊本は「舞台表演」本である^{〔18〕}。刊刻の情報から推定すると、二種類の刊本の底本は嘉靖年間である。

C.『新刊元本蔡伯喈琵琶記』二卷、清康熙十三年（一六七四）陸貽典抄明嘉靖刊本、中国国家図書館蔵^{〔19〕}。（以下、「陸貽典抄本」と簡称）

D.『新刊巾箱蔡伯喈琵琶記』二卷、明嘉靖刊本、台湾国家図書館蔵。(以下、「巾箱本」と簡称)

そのほかの『琵琶記』刊本は、万暦年間以降に刊刻された刊本である。卷末牌記から明らかに「万暦年間」の刊刻であることが分かる刊本には次のものがある。

1.『校梓註釈圈証蔡伯皆大全』三卷雑卷一卷、万暦丁丑(一五七七)金陵富春堂刻本、中国保定市図書館蔵⁽²⁰⁾。(以下、「富春堂本」と簡称)

2.『琵琶記』三卷、万暦丁酉(一五九七)汪光華玩虎軒刻本⁽²¹⁾、中国国家図書館蔵⁽²²⁾。(以下、「玩虎軒本」と簡称)

3.『重校琵琶記』四卷(中国国家図書館蔵本附「重校琵琶記釈義大全」一卷)、万暦戊戌(一五九八)継志齋刊本⁽²³⁾、国立公文書館内閣文庫蔵。(以下、中国国家図書館蔵鄭振鐸旧蔵本と併せて「継志齋本」と簡称)

更に他の刊本の情報、或いは評点者から「万暦年間」の刊刻であると推定される刊本には次のものがある。

4.『新刻重訂出像附釈標註琵琶記』四卷、万暦間金陵唐晟刊本⁽²⁴⁾、台湾国家図書館蔵。(以下、「唐晟本」と簡称)

5.『重校琵琶記』二卷、万暦間集義堂刊本⁽²⁵⁾、名古屋市蓬左文庫蔵。(以下、「集義堂本」と簡称)

6.『李卓吾先生批評琵琶記』二卷、万暦三十八年(一六一〇)容与堂刊本⁽²⁶⁾、中国国家図書館蔵⁽²⁷⁾。(以下、「李卓吾評本」と簡称)

7-1.『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』)三卷釈義一卷、万暦三十八年(一六一〇)刊本⁽²⁸⁾、静嘉堂文庫蔵。(以下、「南琵琶記[静]本」と簡称)

7-2.『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』)三卷釈義一卷、明刊本、中国国家図書館蔵⁽²⁹⁾。(以下、「南琵琶記[国]本」と簡称)

8.『鼎鐫琵琶記』二卷、万暦四十六年(一六一八)師儉堂刊本⁽³⁰⁾、北京大学図書館蔵⁽³¹⁾。(以下、「陳継儒評本」と簡称)

9.『袁了凡先生釈義琵琶記』二卷、万暦間環翠堂刊本⁽³²⁾、京都大学文学部蔵。(以下、「袁了凡評本」と簡称)

10.『琵琶記』三卷、万暦間尊生館刊本⁽³³⁾、台湾国家図書館蔵。(以下、「尊生館本」)

と簡称)

11. 『琵琶記』二卷、明毛晋汲古閣刻『六十種曲』所収本⁽³⁴⁾、上海図書館蔵⁽³⁵⁾。
(以下、「汲古閣本」と簡称)
12. 『三先生合評元本琵琶記』二卷、明末刻本⁽³⁶⁾、中国国家図書館蔵。(以下、「合評本」と簡称)
- 13-1. 『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』二卷、明末刻本、台湾国立故宫博物院図書館蔵。(以下、「魏仲雪[台]本」と簡称)
- 13-2. 『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』二卷、明末刻本⁽³⁶⁾、中国国家図書館蔵。(以下、「魏仲雪[北]本」と簡称)
14. 『硃訂琵琶記』二卷、明末朱墨套印本⁽³⁸⁾、国立公文書館内閣文庫蔵。(以下、「硃訂本」と簡称)
15. 『重校元本大板积義全像音积琵琶記』三卷、明末雲林別墅刊本、中国国家図書館蔵。(以下、「雲林別墅本」と簡称)
16. 『凌刻臞仙本琵琶記』四卷、明天啓間、凌氏朱墨套印本、中国国家図書館蔵⁽³⁹⁾。
(以下、「凌濛初刻本」と簡称)

この他、次の二種類の刊刻時期は不明である。

17. 『蔡中郎忠孝伝』四卷、明刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「忠孝伝」と簡称)
18. 『詞壇清玩琵琶記』二卷、明刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「伯皆定本」と簡称)

本研究では、以上の『琵琶記』刊本を考察対象とする。

五、先行研究と論文構成

近代以来、『琵琶記』及び作者高明に関する研究は、枚挙に遑が無い。銭南揚氏は陸貽典抄本に校注を加えた⁽⁴⁰⁾。侯百朋氏は関連する資料を収集した⁽⁴¹⁾。張憲文氏・胡雪岡氏には高明の生涯及び作品集に関する共著がある⁽⁴²⁾。楊宝春氏は歴代の演出及び劇情の演変に対する専論を公刊した⁽⁴³⁾。董每戡氏⁽⁴⁴⁾、戴不凡氏⁽⁴⁵⁾、侯百朋氏⁽⁴⁶⁾、藍凡氏⁽⁴⁷⁾、王永炳氏⁽⁴⁸⁾は『琵琶記』の主題思想、劇情設置及び作者高明の世界観、創作技巧等の方面に関してそれぞれ論著があり、黄仕忠氏はこれらを基礎として高明

及び『琵琶記』の刊本を考証した⁽⁴⁹⁾。この他、金英淑氏には刊本の演変に関する研究があるが⁽⁵⁰⁾、内容の多くは黄仕忠氏の研究成果を模倣したものである⁽⁵¹⁾。

清末の曲学家姚華氏（一八七六～一九三〇）は初めて「考証学」の手法を用いて⁽⁵²⁾、陳繼儒評本・汲古閣本・『増定南九宮曲譜』⁽⁵³⁾・『新定十二律京腔譜』⁽⁵⁴⁾について校勘を行った⁽⁵⁵⁾。その後、『琵琶記』の刊本が陸続と発見され、今人の俞为民氏は、『琵琶記』の刊本と選齣集に対して校勘を行った⁽⁵⁶⁾。朱万曙氏は「評点本」の眉批の比較研究を行った⁽⁵⁷⁾。

『琵琶記』の日本における研究は、中国に劣らない。一九四〇年代以前、西村天因（時彦）氏⁽⁵⁸⁾、塩谷温氏⁽⁵⁹⁾、宮原民平氏⁽⁶⁰⁾、笹川臨風（種郎）氏⁽⁶¹⁾は『琵琶記』を日本語に翻訳した。一九五〇年代には浜一衛氏にも訳著がある⁽⁶²⁾。昭和時代（一九二六）以前、笹川臨風（種郎）氏⁽⁶³⁾、森鷗外氏⁽⁶⁴⁾、宮崎繁吉氏⁽⁶⁵⁾、久保得二（天随）氏⁽⁶⁶⁾、今関天彭氏⁽⁶⁷⁾、宮原民平氏⁽⁶⁸⁾の研究は、作者、故事梗概、及び『西廂記』等の作品との比較考察に偏向している。同時期の中国の研究者との相違は、『琵琶記』の戯曲史上の位置づけ、及び声腔の変遷等の内容には言及が無いことである。

昭和時代（一九二六）以後、青木正児氏は南戯の関連する文献の考証を通じて、『琵琶記』の明以前の戯劇史上の位置づけを明らかにし、併せて「南戯復興第一の傑作」と称した⁽⁶⁹⁾。青木正児氏は刊本間に差異が存在することを意識していた。汲古閣本・陳繼儒評本・巾箱本・毛声山本⁽⁷⁰⁾等を校勘した後、版式及び内容に基づき、巾箱本が高明の改変本に最も近い刊本であると言明した。今日から看ると、この結論には誤謬があるけれども、当時の文献資料の制約があったためである。岩城秀夫氏はこの研究方法を受け継ぎ、一種類の刊本と三種類の曲譜を増加して校勘した⁽⁷¹⁾。まずは刊本を「古本」、「時本」（本研究中では、「通行本系統」と称す）の概念によって区別し、「刊本の流伝」という新しい概念を提出した。一九七〇年代に至って、田仲一成氏は『琵琶記』を例として、まずは十三種類の刊本及び二十六種類の選齣集を地域の特徴に基づき分類し、更に曲辞の「雅と俗」によって、各刊本の明代江南地方の戯曲演出における効能について明らかにした⁽⁷²⁾。近年、土屋育子氏は田仲一成氏の理論に基づき、弋陽腔系統の『琵琶記』刊本について研究を行っている⁽⁷³⁾。

『琵琶記』研究の多くは作品の主題思想、芸術価値等の方面に集中しており、刊本

研究については僅少である。先人の刊本の搜集は不完全で、そのため刊本に対する認識は不十分であり、いくつかの研究成果には本質的な錯誤を産み出している。刊本の演変に関する研究では、単に「古本」系統から「通行本」系統へ変容したといった程度の認識に留まっていた。すなわち陸貽典抄本→巾箱本→凌濛初刻本→汲古閣本という過程を経たという認識である。その他の刊本については、個別に研究されてきたため、諸本との関係には混乱が生じている。つまり、研究の余地が多く残されているということであり、刊本演変の研究は、空白と言っても過言ではない。

本研究は、先学諸氏の優れた研究を基礎とし、岩城秀夫氏の「刊本の流伝」という研究理念を継承し、『琵琶記』刊本の内容（曲辭、賓白）の改変について研究を行う。まずは、内容の異同に基づいて、刊本の系統分類を再検討する。次に、異同の要因を分析し、刊本の継承関係を明らかにする。最後に、内容が変容する過程を考察し、各刊本が演変する過程における位置づけについて明確にする。本稿では、四種類の代表的な『琵琶記』刊本を用いて分析を行い、『琵琶記』刊本の演変の状況を明らかにする。

論文の初めに、筆者は先ず学界での一般的な『琵琶記』刊本の分類方法が、陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本は「古本」系統、その他の諸本は「通行本」系統とされてきたことを考慮する。両系統の過渡的刊本として、黄仕忠氏は忠孝伝を考察対象に選んだ⁽⁷⁴⁾。黄仕忠氏の研究においては、忠孝伝と「古本」系統の刊本の内容は同一で、「通行本」系統の内容と異なるという状況を分析している⁽⁷⁵⁾。また忠孝伝と「通行本」系統の内容の関係についても分析している。しかしながら、黄仕忠氏の研究には問題点が存在する。その一は、忠孝伝と「古本」系統の諸刊本の関係が明らかにされていないことである。その二は、忠孝伝と「通行本」系統の刊本（ただしどの刊本か説明されていない）を対校し、「通行本」系統の各刊本に存在する「個性」を軽視している。このため、筆者は論文の第一章において、標目、曲辭、賓白の対校を進め、忠孝伝と陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本・汲古閣本（本章中では、通行本系統の代表と見なす）との関係を明らかにした。こうして、忠孝伝と両種の系統の刊本の関係が確定できるのである。

筆者が考えるに、『琵琶記』刊本の現在の分類方法では、『琵琶記』刊本の研究を停滞させ、系統間の内容の差異を比較するだけになってしまう。このため、多数の刊本、

及び刊本間の関係についての考察は不十分であった。更に多数の刊本の内容の演変過程を説明するに際しても十分ではない。『琵琶記』諸刊本の内容は、明代文人の嗜好、声腔の流行等の諸々の要因の影響によって徐々に変容してきた。そこで、各刊本間の異同内容について、改めて考察する必要がある。これによって刊本間の関係及び刊本の内容の演変の過程を明らかにすることができる。そこで、第二章においては、先ず十九種の刊本の内容の異同に基づき考察を進め、各刊本間の関係及び刊本の内容の演変の過程を明らかにした。刊本の内容の演変の過程を明らかにすれば、学界で混乱している継志齋本・集義堂本の位置づけを定めることが可能である。最後に、継志齋本・集義堂本とその他の刊本の内容に差異が存在する要因を分析する。

第二章で総括した刊本の内容の演変する過程と演変の段階の区分は、第三章においても再度援用し、論証をより確実なものとする。第二章において、刊本間の対校をおこなった結果、魏仲雪[台]本は比較的特殊な刊本であることが明らかになった。該書の一部の字句の内容は不規則的に異なる刊本から襲用されており、継承関係は必ずしも十分に明確ではない。この他、この刊本の外に、魏仲雪[北]本が存在し、両者の板式、内容は酷似している。筆者の校勘によれば、両者にはある程度の差異がある。先行研究では、黄仕忠氏、朱万曙氏がいずれも「魏仲雪余少江刻本」を用いて、評語（眉批）の襲用関係について考察を行っている。ただし「魏仲雪余少江刻本」の内容については言及していない。筆者はこの二人とは異なる刊本を用いて、「魏仲雪」の名を冠する刊本には三種類が存在することを明らかにした。つまり本章では、学界で未考察の「魏仲雪」の二種類の刊本に考察を加えたのである。先ずは魏仲雪本の二種類の刊本と諸本との関係を明らかにし、次に魏仲雪本の二種類の刊本の内容の関係を明らかにした。

上述した第二章、第三章に列挙した明代の『琵琶記』各刊本は、高明の改変本（原著）に対して異なる改変を行っている。内容の異同に基づけば、刊本の演変の過程を明らかにすることができる。しかしながら、伯皆定本の増改定者は、『琵琶記』の構成、情節、内容に対して非常に大きな改変を行い、刊本演変のもう一種類のジャンルとなった。伯皆定本は、眉批に刊本の情報を豊富に記録することから、現存する刊本からは見ることでできない内容を含むことから、学界では重視されてきた。学者の多くは、

眉批は増改定者の評語であると認識した。つまり、「地域」に属する眉批を引用していることから、現存する『琵琶記』刊本の分類を行った。しかし、筆者は伯皆定本の内容を校勘した際に、この刊本は内容が多数の刊本を襲用するだけでなく、眉批も内容を襲用していることに気付いた。このため、第四章では、伯皆定本の眉批とその他の評点本の眉批とを比較考察し、眉批の来歴及びその内容を明らかにした。

終章では、第一章から第四章まで論じたことに基づき、『琵琶記』刊本の演変について総括を行う。『琵琶記』刊本の内容の変化に影響を及ぼした諸方面の要因について、分析を行う。

注

(1) 『琵琶記凡例』（『凌刻臞仙本琵琶記』四卷、明天啓間、凌氏朱墨套印本、中国国家図書館蔵。）

(2) 〔明〕魏良輔『曲律』（『中国古典戲曲論著集成』第五冊（中国戲劇出版社、一九五九）六頁）。

原文「琵琶記……須從頭至尾、字字句句、須要透徹唱理。」及び〔清〕李漁『閑情偶寄』（『中国古典戲曲論著集成』第七冊（中国戲劇出版社、一九五九）七十五頁）。原文「故開手學戲、必宗古本、而古本又必從琵琶……。蓋腔板之正、未有正于此者。此曲善唱、則以後所唱之曲、腔板皆不謬矣。」

(3) 〔明〕呂天成『曲品』では沈璟の作品『分錢記』について「全效琵琶、神色逼似」（『中国古典戲曲論著集成』第六冊（中国戲劇出版社、一九五九）二二九頁）と評論する。〔明〕祁彪佳『遠山堂曲品』では、『葵花記』及び湯家霖の『玉魚記』について「前半全襲琵琶」と評論する；暨廷熙の『綉衣記』について「襲琵琶之粗處、而略入己意、便荒謬不堪。」（『中国古典戲曲論著集成』第六冊（中国戲劇出版社、一九五九）八十一、九十八、一二一頁）と評論する。

(4) 『中国古典戲曲論著集成』第三冊（中国戲劇出版社、一九五九）二三九頁。原文「南戲……其曲、則宋人詞而益以里巷歌謠、不葉宮調、故士夫罕有留意者。元初、北方雜劇流入南徯、一時靡然向風。宋詞遂絕、而南戲亦衰。順帝朝、忽又親南而疏北、作者蠅興、語多鄙下、不若北之有名人題詠也。永嘉高經歷明、避乱四明之櫟社、惜伯嗜之被謗、乃作『琵琶記』雪之、用清麗之詞、一洗作者之陋、於是村坊小伎、進与古法部相參、卓乎不可及已。」

- (5) [明] 黄溥言『閑中今古錄』（『說郛』統二十、明崇禎年間宛委山堂藏版、早稻田大学図書館蔵）。原文「高明琵琶記如珍羞百味、富貴家其可缺耶。」
- (6) 『中国古典戲曲論著集成』第四冊（中国戲劇出版社、一九五九）六頁。原文「雜劇与旧戲文本皆不伝……而西廂琵琶記伝刻偶多、世皆快靚、故其所指者、独此二家。」
- (7) 前掲注 4 『中国古典戲曲論著集成』第三冊、二四二頁。
- (8) 『中国古典戲曲論著集成』第五冊（中国戲劇出版社、一九五九）六頁。
- (9) 『臨川四夢』（明末吳郡書業堂翻刻梓行、台湾国家図書館蔵）。原文「故魏良輔止点琵琶板而不及幽閨、有以也。琵琶諸曲頗為合調、而鋪叙無当。如登程折、賜宴折用末、淨、丑諸色、皆涉無謂。」
- (10) 潘美月氏『図書』（幼獅文化事業公司、一九八六）一一三頁。原文「明代私家刻書在嘉靖以前尚属不多、嘉靖以後才逐漸興盛、万曆崇禎更加發達。」一一四頁。原文「嘉靖以後、湖州、歙县的刻書事業急劇發達、出品精美。万曆崇禎之間歙县刻工多半移居南京、蘇州一帶、因此南京、蘇州、常熟的書坊刻書盛極一時。」
- (11) 原集は佚しており、[清] 黄虞稷撰『千頃堂書目』卷十七「別集類」（清東武劉氏味經書屋刊本、中国国家図書館蔵。索引番号：〇二七八八）で見ることができる。
- (12) 張憲文・胡雪岡両氏輯校『高則誠集』（浙江古籍出版社、一九九二）。
- (13) [宋] 陸游『劍南詩稿』卷三十三（『欽定四庫全書薈要卷一万五千五百二十三 集部』、台北：世界書局、一九八八、拠台湾故宫博物院図書館蔵『四庫全書薈要』摛藻堂本景印）。
- (14) 『元曲選』、臧懋循編校、明万曆年間刊本。Harvard-Yenching Library（ハーバード大学燕京図書館）蔵。
- (15) 前掲注 4 『中国古典戲曲論著集成』第三冊、二五〇頁。原文「『趙貞女蔡二郎』 既旧伯喈棄親背婦、為暴雷震死。里俗妄作也。」
- (16) 『古本琵琶記匯編』冊一（中華書局、二〇〇七）、Real Biblioteca del Monasterio de SanLorenzode EI Escorial 蔵景印本。
- (17) 『古本琵琶記匯編』冊一、広東省博物館蔵本景印本。
- (18) a. 『「琵琶記」研究』（広東高等教育出版社、一九九六）一七九頁。b. 『宋元南戲考論』（台湾商務印書館、一九九四）三〇九頁。
- (19) 古本戲曲叢刊編刊委員会『古本戲曲叢刊初集』（上海商務印書館、一九五四）。古本戲曲叢刊

- 編刊委員会、拠北京図書館蔵陸貽典鈔校本景印本。中国国家図書館蔵。
- (20) 『中国古籍珍本叢刊・保定市図書館巻』第三十九冊・第四十冊 (国家図書館出版社、二〇一七)、
保定市図書館蔵本景印本。
- (21) 『「琵琶記」研究』(広東高等教育出版社、一九九六) 二一四頁。
- (22) 『中華再造善本・続編』(国家図書館出版社、二〇一〇)、中国国家図書館所蔵明万曆二十五年
汪光華玩虎軒刻本景印本。
- (23) a. 前掲注 21 『「琵琶記」研究』 二一七頁。 b. 『劫中得書記』(『西諦書話』、生活・読書・新知
三聯書店、一九八三) 三四三頁。
- (24) 前掲注 21 『「琵琶記」研究』 二二一頁。
- (25) 黄仕忠氏『日本所蔵中国戯曲文献研究』(高等教育出版社、二〇一一) 二二五頁。
- (26) 前掲注 25 『日本所蔵中国戯曲文献研究』 二一四頁。
- (27) 前掲注 19 『古本戯曲叢刊初集』。古本戯曲叢刊編刊委員会、拠長樂氏蔵容与堂刊本景印本。
中国国家図書館蔵。
- (28) a. 黄仕忠氏「日本所見『琵琶記』版本叙録」(『戯曲文献研究叢稿』、国家出版社、二〇〇六)
二二三～二二四頁。 b. 前掲注 25 『日本所蔵中国戯曲文献研究』、二一四頁。
- (29) 中国国家図書館蔵『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』) には善本書号一六一八〇、一四一一〇の
二種類がある。善本書号一六一八〇の『琵琶記』刊本と静嘉堂文庫蔵本は同じ刊本である(前
掲載注 1 「日本所見『琵琶記』版本叙録」 二二四頁)。しかしながら、「釈義」は一六一八〇
蔵本では第一冊目、静嘉堂文庫蔵本では第四冊目に置かれる。一六一八〇蔵本・静嘉堂文庫
蔵本を一四一一〇蔵本と比較すると、文字、眉批に若干の差異がある。そして、前掲注 4 『「琵
琶記」研究』(二三〇頁) によれば、「釈義」は末巻に位置し、この条件に合致する刊本は一
四一一〇蔵本である。本稿では、黄仕忠氏の所説と整合性を保つため、『琵琶記』(『元本出相
南琵琶記』、善本書号：一四一一〇) を用いる。
- (30) 朱万曙氏『明代戯曲点評研究』(安徽教育出版社、二〇〇二) 八十六頁。
- (31) 『不登大雅文庫珍本戯曲叢刊』第十二冊 (学苑出版社、二〇〇三)、北京大学図書館蔵馬氏不
登大雅文庫明蕭騰鴻刻本景印本。この刊本は馬廉氏旧蔵『六合同春』六種十二卷(二)で、
現在は北京大学図書館に架蔵される。
- (32) 前掲注 25 『日本所蔵中国戯曲文献研究』 二二二頁。

- (33) 瞿冕良氏編著『中国古籍版刻辞典』（齐鲁書社、一九九九）五九五頁。「尊生館」の項。
- (34) 前掲注 21 『「琵琶記」研究』二二三～二三一頁。黄仕忠氏の観点では、『李卓吾批評琵琶記』、『陳眉公先生批評琵琶記』、汲古閣『六十種曲』本、『声山先生原評第七才子書』、『元本出相南琵琶記』（中国国家図書館蔵）、『三先生合評元本琵琶記』、『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』は崑本系統のその他の晚明齋本に帰納する。
- (35) 続修四庫全書編委会編「六十種曲 琵琶記」『続修四庫全書』「集部・戯劇類」第一七六九冊（上海古籍出版社、二〇〇二）一九一～二八四頁。上海図書館蔵明末毛氏汲古閣刻本景印本。
- (36) 北京図書館編『北京図書館古籍善本書目』「集部」（書目文献出版社、一九八七）三〇五三頁。
- (37) 『北京図書館古籍善本書目』「集部」。『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』について、中国国家図書館蔵（善本書号：一六一八八）と台湾国立故宫博物院図書館蔵（元台湾国家図書館蔵本、書号：一五〇七三。「附註項」によれば、この刊本は元北平図書館蔵書で、現在は国立故宫博物院図書館蔵。）の二種類がある。両刊本の本文には異同がある。北京蔵本について、前掲注 5 『劫中得書記』三〇八頁に「明清之間写刊本」と述べている。しかしながら、台湾蔵本について張棣華氏『善本劇曲経眼録』（文史哲出版社、一九七六）三十頁に「明初古吳陳長卿刊本」と指摘される。
- (38) 前掲注 25 『日本所蔵中国戯曲文献研究』二二〇頁。
- (39) 『古本琵琶記匯編』冊三、北京師範大学図書館蔵本景印本。
- (40) 『琵琶記』（中華書局、一九六〇）。『元本琵琶記校注』（上海古籍出版社、一九八〇）。
- (41) 『琵琶記資料彙編』（書目文献出版社、一九八九）。
- (42) 『高則誠集』（浙江古籍出版社、一九九二）。
- (43) 『「琵琶記」的場上演變研究』（上海三聯書店、二〇〇九）。
- (44) 『琵琶記簡説』（作家出版社、一九五七）。
- (45) 『論古典名劇琵琶記』（中国青年出版社、一九五七）。
- (46) 『高則誠和「琵琶記」』（陝西人民出版社、一九八四）。
- (47) 『高則誠和「琵琶記」』（上海古籍出版社、一九八九）。
- (48) 『「琵琶記」研究』（北京出版社、一九九四）。
- (49) 『「琵琶記」研究』（広東高等教育出版社、一九九六）。
- (50) 『「琵琶記」版本流變研究』（中華書局、二〇〇三）。

- (51) 黄仕忠氏『戲曲文献研究叢稿』「評『琵琶記』版本流變研究」—兼答金英淑女士（国家出版社、二〇〇六）三三〇頁～三三一頁。
- (52) 葉德均氏『戲曲小説叢考』（中華書局、一九七九）四七八頁。原文「樸学的方法來治戲曲……当以姚氏為第一人。」
- (53) 『増定南九宮曲譜』（台湾学生書局、一九八四、王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第三輯、第 27・28 冊）麗正堂刊本景印本、中国国家図書館蔵。
- (54) 『新定十二律京腔譜』（台湾学生書局、一九八四、王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第三輯、第 35・36 冊）停雲室刊本景印本、台湾国家図書館蔵。
- (55) [清] 姚華撰『菘猗室曲話』卷三（『新曲苑』、一九四〇）十六～四十三頁。
- (56) 『宋元南戲考論』（台湾商務印書館、一九九四）。
- (57) 『明代戲曲評点研究』（安徽教育出版社、二〇〇二）。
- (58) 『訳本琵琶記』（大阪朝日新聞連載、一九一三）。
- (59) 『国訳漢文大成 文学部』第九卷（国民文庫刊行会、一九二一）。
- (60) 『古典劇大系』第十六卷（近代社、一九二五）。
- (61) 『琵琶記物語』（博多成象堂、一九三九）。
- (62) 『中国古典文学全集』第三十三卷（平凡社、一九五九）。
- (63) 『支那小説戲曲小史』（東華堂、一八九七）。
- (64) 『鷗外全集 著作篇』第十四卷（岩波書店、一九三六）。
- (65) 『続支那小説戲曲文鈔』（早稲田大学出版部蔵版、一九〇六）。
- (66) 『支那文学史（下）』（早稲田大学出版部蔵版、一九一〇）。
- (67) 『支那戲曲集』（東方時論社、一九一七）。
- (68) 『支那小説戲曲史概説』（共立社、一九二五）。
- (69) 『支那近世戲曲史』（弘文堂書房、一九三八）一一九頁。原文「『琵琶記』は実に南戲復興第一の傑作にして、後来南戲を作るもの往々範を此に取り、推して中興の祖と為す。」
- (70) 『七才子琵琶記』、文宜書局石印、名古屋大学図書館青木文庫蔵。青木正児氏ほどの「毛声山評本」であるか指摘していないが、筆者はこの版本であると考える。
- (71) 岩城秀夫氏「琵琶記研究」（『中国語学』第二十四号、一九四九）二頁。
- (72) 『十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について（五）』（『東洋文化研究所紀要』、一九

七七)。

(73) 『中国戯曲テキストの研究』(汲古書院、二〇一三)。

(74) 前掲注 21 『「琵琶記」研究』二三二頁。

(75) 前掲注 21 『「琵琶記」研究』二〇三頁。黄仕忠氏は古本系統以外の諸刊本は、「崑山本」系統あるいは「崑山齋本」系統に属すると認識する。

第一章 『琵琶記』刊本の分類

— 『蔡中郎忠孝伝』 攷 —

—

中国国家図書館に収蔵される『琵琶記』刊本のうち、『蔡中郎忠孝伝』は海内の孤本であり⁽¹⁾、書誌は以下のとおりである。

『蔡中郎忠孝伝』四卷四十四齣。卷之一には第一齣から第十一齣、卷之二には第十二齣から第二十二齣、卷之三には第二十三齣から第三十四齣、卷之四には第三十五齣から第四十四齣を収める。各齣に標目は無く、曲牌に宮調は注記されない。明刻本。扉面缺。目録無。挿図無。本文題「蔡中郎忠孝伝卷之〇」。版心題「忠孝伝卷〇 葉数」。半葉十行行二十字、賓白は一字下げ、ト書きは小字双行。左右双边、白口、双魚尾。

本書の存在について初めて言及したのは周貽白氏である⁽²⁾。

『琵琶記』の現在通行している刊本は、汲古閣六十種曲本、毛德音評第七才子本、暖紅室刊師儉堂陳繼儒評本である。これ以外では、北京図書館には明刊の忠孝伝本があり、その他、個人所蔵の凌濛初刊朱墨本、方諸館刊本、汪氏校勘出像点板本、李卓吾・王鳳洲合評本の類がある。

黄仕忠氏は本書について次のように述べる⁽³⁾。

本書は『琵琶記』刊本の系統の中でも比較的特別な位置にある。『琵琶記』伝本について概略的に論ずれば、二系統に分類が可能である。陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本・『風月錦囊』摘匯本等は同一系統に属し、『琵琶記』の古い様相を残しており、学界では古本系統と称する。種徳堂本・富春堂本・継志齋本・玩虎軒本・

汲古閣本等は別の系統に属し、崑山本『琵琶記』を継承し、晩明以降に盛行し、学界では通行本系統、或いは「時本」系統とみなされている。

また、『蔡中郎忠孝伝』の位置づけについて次のように述べている。

『蔡中郎忠孝伝』は実際にはこの二系統の中間に位置する。基本的な様相について言えば、母体は古本系統に属しているが、刊行時には、明らかに崑本系統の改変内容を大量に取り入れたため、両者「並存」の個所が非常に多い。原本には序跋、評語を欠いているので、脚本の来歴は不明である。内容から見ると、この崑本の流行後、崑本と当時流行していたその他の刊本の内容を受容して完成したものである。そこには古本系統から崑本系統に「転換」する過程にあつて未だ形の定まっていない段階の『琵琶記』の様相を見ることができる。

このように、脚本間の曲辞、賓白の異同を十分に検討しないまま、古本系統、崑本系統それぞれと同一の箇所が存在することだけを論拠に、『蔡中郎忠孝伝』は各本の内容を受容した過渡的な脚本であると結論づけている。また、金英淑は黄氏の研究に無批判に追従する⁽⁴⁾。

そこで本稿では、黄仕忠氏の研究において十分な検討がなされていない『蔡中郎忠孝伝』と古本系統、通行本系統との異同にも着目して、いずれの系統に属するかについて考察する。

古本系統には清康熙十三年陸貽典抄『新刊元本蔡伯喈琵琶記』二卷（中国国家図書館蔵。古本戯曲叢刊編刊委員会輯『古本戯曲叢刊初集』、一九五四年、上海商務印書館景印本）（以下、「陸貽典抄本」と略称）、明刊本『新刊巾箱蔡伯喈琵琶記』二卷（武進董氏誦芬堂影印本）（以下、「巾箱本」と略称）、明末刊本『凌刻臞仙本琵琶記』四卷（上海蟬隱廬用凌氏覆臞仙本影印）（以下、「凌濛初刻本」と略称）が存在する。予備的な調査によれば『蔡中郎忠孝伝』は古本系統と密接な関係を有していることから、本稿では三本すべてを対校に用いる。なお、陸貽典本の「元本」なる名称が原本を意味することについては、銭南揚氏⁽⁵⁾、俞為民氏⁽⁶⁾そして黄仕忠氏に詳述されるとおりである。

通行本系統では明末に出版された『李卓吾先生評琵琶記』二卷（万曆間容与堂刻本）、『陳眉公批評琵琶記』二卷（明末師儉堂刻本）などを代表し、最も後発の刊本である『琵琶記』二卷（明末常熟毛晋汲古閣刻本）（以下、「汲古閣本」と略称）を用いる。

三者を対校することにより、曲辞・賓白の改変を検討し、数多く伝存する『琵琶記』刊本の中での『蔡中郎忠孝伝』の位置づけを明らかにしたい。

二

陸貽典抄本は齣、標目は無い⁽⁷⁾。凌濛初刻本是一套数を一折、『蔡中郎忠孝伝』、巾箱本、汲古閣本是一套数を一齣として表記する。各刊本には本文間の異同があり、一套数の構成が異なるため、自ずと齣を分ける箇所が異なる。また、凌濛初刻本、『蔡中郎忠孝伝』には標目を表記しない。汲古閣本は明代における『琵琶記』刊本の完成型であり、読者観客の理解を助けるために標目を明記する。

『蔡中郎忠孝伝』には汲古閣本の第八齣「文場選士」と、汲古閣本にない陸貽典抄本の第四十一齣「牛相出京宣旨」を収録している。更に、「杏園春宴」齣を二分して、「厩」と「馬の名称」の内容を描いた箇所と、【翠地錦襦】以降と二齣に分かっている。その結果、『蔡中郎忠孝伝』（以下、表中では「忠孝伝」と略称）は陸貽典抄本、汲古閣本より二齣多い。また、巾箱本・凌濛初刻本は陸貽典抄本と同じ古本系統に属しながらも、汲古閣本第八齣「文場選士」は収録せず、陸貽典抄本第九齣「新進士宴杏園」・汲古閣本第十齣「杏宴春園」は二分しない。そのかわり、陸貽典抄本第四十二齣「旌表」・汲古閣本第四十二齣「一門旌獎」を二分している。その結果、巾箱本は全四十三齣から⁽⁸⁾、凌濛初刻本は第三十八折の後に新たな折を加えて全四十四折から成る。

忠孝伝	陸貽典抄本	巾箱本	凌濛初刻本	汲古閣本
第一齣	第一齣「報告戲情」	第一齣	第一折	第一齣「副末開場」
第二齣	第二齣「蔡宅祝寿」	第二齣	第二折	第二齣「高堂称寿」
第三齣	第三齣「牛小姐規勸侍婢」	第三齣	第三折	第三齣「牛氏規奴」
第四齣	第四齣「蔡公逼伯喈赴試」	第四齣	第四折	第四齣「蔡公逼試」
第五齣	第五齣「伯喈夫妻分別」	第五齣	第五折	第五齣「南浦嘱別」
第六齣	第六齣「牛相教女」	第六齣	第六折	第六齣「丞相教女」
第七齣	第七齣「伯喈行路」	第七齣	第七折	第七齣「才俊登程」
第八齣	×	×	×	第八齣「文場選士」
第九齣	第八齣「趙五娘憶夫」	第八齣	第八折	第九齣「臨妝感歎」

第十齣	}	第九齣	「新進士宴杏園」	第九齣	第九折	第十齣	「杏園春宴」
第十一齣		第十齣	「五娘勸解公婆爭吵」	第十齣	第十折	第十一齣	「蔡母嗟兒」
第十二齣		第十一齣	「牛相奉旨招婿」	第十一齣	第十一折	第十二齣	「奉旨招婿」
第十三齣		第十二齣	「伯喈拒婚」	第十二齣	第十二折	第十三齣	「官媒議婚」
第十四齣		第十三齣	「牛相發怒」	第十三齣	第十三折	第十四齣	「激怒當朝」
第十五齣		第十四齣	「牛小姐愁配」	第十四齣	第十四折	第十五齣	「金閨愁配」
第十六齣		第十五齣	「伯喈辭官辭婚不准」	第十五齣	第十五折	第十六齣	「丹陛陳情」
第十七齣		第十六齣	「五娘請糧被搶」	第十六齣	第十六折	第十七齣	「義倉賑濟」
第十八齣		第十七齣	「伯喈允婚」	第十七齣	第十七折	第十八齣	「再報佳期」
第十九齣		第十八齣	「伯喈牛宅結親」	第十八齣	第十八折	第十九齣	「強就鸞凰」
第二十齣		第十九齣	「蔡婆埋冤五娘」	第十九齣	第十九折	第二十齣	「勉食姑嫜」
第二十一齣		第二十齣	「五娘吃糠」	第二十齣	第二十折	第二十一齣	「糟糠自厭」
第二十二齣		第二十一齣	「伯喈彈琴訴怨」	第二十一齣	第二十一折	第二十二齣	「琴訴荷池」
第二十三齣		第二十二齣	「五娘侍奉公病」	第二十二齣	第二十二折	第二十三齣	「代嘗湯藥」
第二十四齣		第二十三齣	「伯喈思家」	第二十三齣	第二十三折	第二十四齣	「宦邸憂思」
第二十五齣		第二十四齣	「五娘剪髮賣髮」	第二十四齣	第二十四折	第二十五齣	「祝髮買葬」
第二十六齣		第二十五齣	「拐兒脫騙」	第二十五齣	第二十五折	第二十六齣	「拐兒給誤」
第二十七齣		第二十六齣	「五娘葬公婆」	第二十六齣	第二十六折	第二十七齣	「感格墳成」
第二十八齣		第二十七齣	「伯喈牛小姐賞月」	第二十七齣	第二十七折	第二十八齣	「中秋望月」
第二十九齣		第二十八齣	「五娘尋夫上路」	第二十八齣	第二十八折	第二十九齣	「乞丐尋夫」
第三十齣		第二十九齣	「牛小姐盤夫」	第二十九齣	第二十九折	第三十齣	「問詢衷情」
第三十一齣		第三十齣	「牛小姐諫父」	第三十齣	第三十折	第三十一齣	「幾言諫父」
第三十二齣		第三十一齣	「五娘行路」	第三十一齣	第三十一折	第三十二齣	「路途勞頓」
第三十三齣		第三十二齣	「牛相派人接伯喈家眷」	第三十二齣	第三十二折	第三十三齣	「聽女迎親」
第三十四齣		第三十三齣	「五娘到京知夫行踪」	第三十三齣	第三十三折	第三十四齣	「寺中遺像」
第三十五齣		第三十四齣	「五娘牛小姐見面」	第三十四齣	第三十四折	第三十五齣	「兩賢相違」
第三十六齣		第三十五齣	「五娘書館題詩」	第三十五齣	第三十五折	第三十六齣	「孝婦題真」

第三十八齣	第三十六齣「伯喈五娘相会」	第三十六齣	第三十六折	第三十七齣「書館悲逢」
第三十九齣	第三十七齣「張大公掃墓遇使」	第三十七齣	第三十七折	第三十八齣「張公遇使」
第四十齣	第三十八齣「伯喈夫婦上路回郷」	第三十八齣	第三十八折	第三十九齣「散髮帰林」
×	×	×	第三十九折	×
第四十一齣	第三十九齣「李旺回話」	第三十九齣	第四十折	第四十齣「李旺回話」
第四十二齣	第四十齣「廬墓」	第四十齣	第四十一折	第四十一齣「風木余恨」
第四十三齣	第四十一齣「牛相出京宣旨」	第四十一齣	第四十二折	×
第四十四齣	第四十二齣「旌表」	第四十二齣	第四十三折	第四十二齣「一門旌獎」
		第四十三齣	第四十四折	

三

次に、曲辞・賓白の異同について考察したい。『蔡中郎忠孝伝』を中心に、古本系統、通行本系統との異同について明らかにしていく。

第二十齣は牛丞相が蔡伯喈に結婚を強いる場面で、次の【余文】は蔡伯喈と牛氏の婚姻を寿ぐ内容である。

忠孝伝	第二十齣	【余文】〔合唱〕郎才女貌真不俗、占断人間天上福、 <u>富貴榮華</u> 万事足。
陸貽典抄本	第十八齣	×
巾箱本	第十八齣	【尾声】郎才女貌真不俗、占断人間天上福、百歳 <u>歡娛</u> 万事足。
凌濛初刻本	第十八折	【余文】郎才女貌真不俗、占断人間天上福、百歳 <u>歡娛</u> 万事足。
汲古閣本	第十九齣	【余文】郎才女貌真不俗、占断人間天上福、百歳 <u>姻縁</u> 万事足。

陸貽典抄本にこの曲辞は収録されていない。巾箱本・凌濛初刻本は「百年にわたる歡娛 万事足れり」に作り、これを承けた汲古閣本は「百年に及ぶ婚姻の縁 万事足れり」に作る。忠孝伝はこれらとは異なり、「才氣溢れる媚殿と美貌の姫は賤しからず、この世と天上の幸福を独占し、富貴榮華は万事足れり」に作り、他の脚本を参照した

ものと思われる。

第二十二齣は趙五娘が義父母には米飯を食べさせ、自らは糠を食べる場面である。次の【玉包肚】第三支は蔡公〔外〕が蔡母の葬儀を請け負ってくれる張太公に謝意を表する。

忠孝伝 第二十二齣	〔外唱〕張公 <u>扶</u> 救、我媳婦實難啓口。孩兒 <u>到</u> 後、又遇饑荒、把衣衫典盡無留。
陸貽典抄本 第二十齣	×
巾箱本 第二十齣	〔外〕 <u>謝得</u> 張公 <u>搭</u> 救、我媳婦實難啓口。孩兒 <u>別</u> 後、又遇 <u>着</u> 饑荒、把衣衫典売無留。
凌濛初刻本 第二十折	〔外〕 <u>謝得</u> 張公 <u>搭</u> 救、我媳婦實難啓口。孩兒 <u>去</u> 後、又遇饑荒、把衣衫典売無留。
汲古閣本 第二十一齣	〔外〕張公 <u>護</u> 救、我媳婦實難啓口。孩兒 <u>去</u> 後、又遇饑荒、把衣衫典売無留。

陸貽典抄本にはこの曲辞も収録されていない。多少の異同は認められるものの、巾箱本・凌濛初刻本はほぼ同一であり、冒頭は共に「張太公さまのお手助けに感謝申し上げます」に作る。忠孝伝・汲古閣本は「謝得」を削除し、「搭救」を「扶救」、「護救」に置き換える。第三句を巾箱本は「我が子と別れて後」、凌濛初刻本・汲古閣本は「我が子が行って後」に作るが、忠孝伝は視点を異にした表現を用い、「張太公どの救うてくだされ、我が嫁は口を割りませぬ。我が子が都に着いて後、飢饉に遭い、着物は売り尽くして残りは無し」に作る。内容はほぼ同じである。

同じく第二十二齣【雁過沙】第五支は、義母を亡くして途方に暮れ趙五娘が唱う。

忠孝伝 第二十二齣	（〔旦哭唱〕） <u>婆婆氣全無、教奴怎支吾？</u> 婆婆。 <u>你如何捨得棄了奴？</u> 苦！ <u>也不曾有半句親分付。</u> 〔旦云〕又一件。〔旦唱〕 <u>目前送死何人助、況衣衾棺槨是件皆無。</u>
--------------	--

陸貽典抄本 第二十齣	〔旦叫婆婆介唱〕 婆婆、 你還死教奴家怎支吾？你若死教我怎生度？我千辛万苦 回護丈、 <u>如今到此難回護。我只愁母死難留父、況衣衫尽 解、囊篋又無。</u>
巾箱本 第二十齣	〔旦叫婆婆介〕 <u>婆婆氣全無、教奴家怎支吾？你怎生割捨得 拋棄了奴？也不曾有半句親囑付。目前送死無資助、況衣衾 棺槨是件皆無。</u>
凌濛初刻本 第二十折	〔旦叫婆婆介〕 <u>婆婆氣全無、教奴怎支吾？。你怎生割捨得 便身殂？也不曾有半句親囑付。目前送死無資助。況衣衾棺 槨是件皆無。</u>
汲古閣本 第二十一齣	〔旦〕 <u>婆婆氣全無、教奴怎支吾？</u> 咳、丈夫呵、 <u>我千辛万苦、為你相看顧、如今到此難回護。我只愁母死難 留父、況衣衫尽解、囊篋又無。</u>

忠孝伝・巾箱本・凌濛初刻本は「^{むかあ}義母さまの息が絶えてしまいました、わたくしはどうすればよいのでしょうか？ああ、義母さま、どうしてわたくしをお捨てになるのですか？ああ、何もお言いつけにならぬまま。そのうえ、野辺送りしようとも手助けしてくれる人の無く、着物も棺桶もありませぬ」に作り、字句の異同はあるものの相似性が高い。忠孝伝の第三句目は巾箱本の影響を受けたものと思われる。汲古閣本はすべてを折衷して編纂された脚本であるが、陸貽典抄本の第四句目以降「義母さまは帰らぬ人となる。義母亡き後、義父の後と追いを愁う、着物は売り尽くし、箆筒に蓄え無し」と同一である。ちなみに、凌濛初刻本の眉欄には「時本は『你怎生』以下を、『我千辛万苦、為你相看顧、如今到此難回護。只愁母死難留父、況衣衫尽解、囊篋又無』と改める。古本と比べると異なっている。」⁽⁹⁾なる校語が付されている。時本とは通行本系統の脚本を指しており、異なる内容を留める忠孝伝、巾箱本、凌濛初刻本は古本と考えられる。

第二十八齣は山神の援助で義父母の墓を築く場面である。各本の套曲の構成は以下のとおりである。

忠孝伝 第二十八齣	【掛真兒】－【五更転】－【卜算子先】－【粉蝶兒】－【好姐姐】－【卜算子後】－【鐮鋏兒】－【好姐姐】
陸貽典抄本 第二十六齣	【掛真兒】－【五更伝】－【卜算先】－【粉蝶兒】－【好姐姐】－【卜算後】－【 <u>五更転</u> 】－【鐮鋏兒】－【好姐姐】
巾箱本 第二十六齣	【掛真兒】－【五更伝】－【卜算先】－【粉蝶兒】－【好姐姐】－【卜算後】－【 <u>五更転</u> 】－【鐮鋏兒】－【好姐姐】
凌濛初刻本 第二十六折	【掛真兒】－【二犯五更転】－【卜算子前】－【粉蝶兒】－【好姐姐】－【卜算子後】－【划鋏兒】－【好姐姐】
汲古閣本 第二十七齣	【掛真兒】－【五更転】－【卜算子先】－【粉蝶兒】－【好姐姐】－【卜算子後】－【 <u>五更転</u> 】－【鐮鋏兒】－【好姐姐】

忠孝伝は凌濛初刻本と一致し、構成のみならず、内容も同一である。すなわち、陸貽典抄本・巾箱本・汲古閣本の七曲目【五更転】を二曲目【五更転】に合併する。また、五曲目【好姐姐】には、陸貽典抄本・巾箱本・汲古閣本には無い「〔浄丑〕我毎元是小鬼、蒙上帝差来助你搬磚運土、兩座墳成在須臾。」の三句を二曲目として追加する。凌濛初刻本の眉欄校語に「時本、此の一隻無し」⁽¹⁰⁾ と言うとおりである。

ちなみに、ここで忠孝伝は凌濛初刻本が同一であるのと同じように、忠孝伝第四十二齣【賞宮花】曲は凌濛初刻本にも見られる。

第二十七齣は騙された蔡邕が詐欺師に陳留の両親への手紙を託す場面である。【駐馬聽】第四支は蔡伯喈の心情を汲んだ詐欺師が唱う。

忠孝伝 第二十七齣	((合前末唱)) 滿紙雲煙、説尽離愁千万千。想那層樓十二、有箇人人、倚遍危欄。他望歸期、数飛鴈、阻関山、見書如見經年面。
陸貽典抄本 第二十五齣	((合前)〔末唱〕) 滿紙雲煙、説尽離愁千万千。想那層樓十二、有箇人人、倚着危欄。他望歸期、数飛鴈、阻関山、見書如見經年面。
巾箱本 第二十六齣	((合前)〔末〕) 滿紙雲煙、説尽離愁千万千。想那層樓十二、有箇人人、倚着危欄。他望歸期、数飛鴈、阻関山、見書如見經年面。

凌濛初刻本 第二十六折	×
汲古閣本 第二十六齣	×

詐欺師が「手紙には風韻溢れ、別れの憂いを千々に言い尽くす。思うに高くそびえる楼閣、人それぞれに、危欄に寄りかかる。帰るときを待ち望み、雁がしばしば飛んでも、関山に阻まれ、手紙には経年の面かおが現れる。」と唱う。この曲辞は、凌濛初刻本・汲古閣本には無い。凌濛初刻本の眉欄校語に、「一旧本 此の後 末唱一曲有りて、云う」⁽¹¹⁾としてこの曲を引く。すなわち、陸貽典抄本・巾箱本は「一旧本」であり、忠孝伝はそれに従った可能性が高い。

第四齣は蔡公が蔡伯喈に受験を強いる場面である。次の【宜春令】第四支は、蔡母が蔡伯喈の受験を阻もうとする内容である。

忠孝伝 第四齣	(〔浄唱〕) 【宜春令】娘年老、八十余、眼兒昏聾着兩耳。 <u>有兒聰慧、娶得箇媳婦方纔六十日。老賊強逼他赴着春闈、</u> <u>那時節怕等不得孩兒榮貴、細思之、怎不教我嘔氣。</u>
陸貽典抄本 第四齣	(〔浄上唱〕) 【吳小四】眼兒昏、耳又聾、家私空又空。只 有孩兒肚内聰、他若做得官時運通、我兩人不怕窮。
巾箱本 第四齣	(〔浄上唱〕) 【吳小四】眼兒昏、耳又聾、家私空又空。只 有孩兒肚内聰、他若做得官時運通、我兩人不怕窮。
凌濛初刻本 第四折	(〔浄上〕) 【宜春令】娘年老、八十余、眼兒昏又聾着兩耳。 <u>又沒個七子八婿、只有一個孩兒、要他供甘旨。</u> 方纔得六十 日夫妻、強逼他争名奪利。細思之、怎生不教老娘嘔氣。
汲古閣本 第四齣	【宜春令】〔浄上〕娘年老、八十余、眼兒昏又聾着兩耳。 <u>又</u> <u>沒個七男八婿、只有一個孩兒、要他供甘旨。</u> 方纔得六十日 夫妻、 <u>老賊強逼他争名奪利。</u> 天那！ 細思之、怎不教老娘嘔氣！

陸貽典抄本・巾箱本は他本と曲牌が異なり、曲辞も簡潔である。凌濛初刻本・汲古閣本は「年老いて、歳は八十余、眼は眩み耳は遠し。七男八婿はもとより無く、独り息子に、我が介護をさせんとす。妻を娶ってわずかに六十日、名利を得させようと無

理強いをする。お天道さま！あれこれ考えれば、気を病まぬことがありますか。」
 に作る。忠孝伝は三句目を「鋭敏な息子あり」、七句目を「その時は息子の榮譽を待ち
 あえず」に作る他は、凌濛初刻本・汲古閣本にほぼ同じ内容である。

第三十九齣は蔡伯喈から陳留に遣わされた李旺が張太公に逢う場面である。次の【風
 入松】では蔡伯喈の名前を聞いて張太公が怒りを露わにする。

忠孝伝 第三十九齣	〔末唱〕你不須提起蔡伯喈、……説着他每狼歹。
陸貽典抄本第三十七齣	（〔末介〕〔発怒唱〕）你不須提起蔡伯喈、説他每喂歹。
巾箱本 第三十七齣	（〔末介〕〔発怒〕）你不須提起蔡伯喈、説着他每狼歹。
凌濛初刻本第三十七折	不須提起蔡伯喈、……説着他每 <u>忒</u> 歹。
汲古閣本 第三十八齣	（〔末介発怒〕）你不須提起蔡伯喈、説着他每 <u>忒</u> 歹。

この曲辞は、構成面では忠孝伝と凌濛初刻本がほぼ同じ形態である。一句目、二句
 目の間には賓白を挟んでいる。内容的には、汲古閣本は凌濛初刻本「蔡伯喈の名を持
 ち出されるな、彼について口にするのは忌まわしきこと」を襲用している。

第十八齣は義父母に食べさせるため趙五娘が義倉の施しを受ける場面である。次の
 【普賢歌】に続く里正（丑）が妻と息子を売る賓白は次のごとくである。

忠孝伝 第十八齣	（〔丑〕）……没奈何我把老婆卖了。……没奈何、 只有一箇孩兒、把来売。……
陸貽典抄本 第十六齣	（〔丑〕）……没奈何我把老婆卖了。……没奈何、 只有一箇孩兒、把来売。……
巾箱本 第十六齣	×
凌濛初刻本 第十六折	（〔丑〕）……没奈何我把老婆卖了。……没奈何、 只有一箇孩兒、把来売。……
汲古閣本 第十七齣	×

忠孝伝・陸貽典抄本・凌濛初刻本の「〔丑〕……致し方ありませぬ、女房を売りま
 しょう。……致し方ありませぬ、独り息子を売りましょう。……」は、巾箱本・汲古
 閣本には見えない。忠孝伝は陸貽典抄本・凌濛初刻本を襲用していると見なすことが
 できる。

四

以上に見てきたように、『蔡中郎忠孝伝』と古本系統の関係は複雑である。

まず、『蔡中郎忠孝伝』は陸貽典抄本の内容を襲用し、更に新たな内容を追加する部分が多い。古い形を伝える一方で、時本の影響を強く受けた痕跡と看做すことができる。

また、同じ書坊「南溪斯干軒」で校勘されていた陸貽典抄本と巾箱本は類似性が高い。巾箱本について、金淑英氏の推測によれば⁽¹²⁾、両刊本の底本は同じ刊本、または同種類の刊本とのことであるが、巾箱本には陸貽典抄本と重複する箇所以外に、他の古本を参照したと思われる痕跡がある。『蔡中郎忠孝伝』は古本の内容を襲用しながら、時本の内容も摂取している。『蔡中郎忠孝伝』が過渡的段階に位置するものであることは確かであるが、黄仕忠氏が指摘するように、古本系統と通行本系統の中間に位置するのではなく、古本系統に属していることは明らかである。

凌濛初刻本は『蔡中郎忠孝伝』及び通行本系統の諸本に大きな影響を与えたと思われる。特に凌濛初刻本と陸貽典抄本・巾箱本との間に大きな差異がある箇所でも、『蔡中郎忠孝伝』と一致する場合が多い。更に「古本に従う」との校語も頻見されるとおり、凌濛初刻本は先行する古本に従っている。差異の内容から見ると、『蔡中郎忠孝伝』を編纂する際に用いた古い刊本と、凌濛初刻本が校勘に用いた古い刊本は同一刊本と考えられる。時本の摂取状況からすれば、『蔡中郎忠孝伝』は凌濛初刻本より多くの内容を摂取したことが明らかである。凌濛初刻本は『蔡中郎忠孝伝』より古い形を保つ刊本であることは明らかである。そして、両者の特徴は、陸貽典抄本・巾箱本に比して、より多種類の脚本の内容を襲用していることである。時本の襲用も陸貽典抄本・巾箱本より多い。凌濛初刻本・忠孝伝の両刊本は同じ目的を持って編纂されたものであると思われる。仮に陸貽典抄本と巾箱本が同一グループに属するとすると、『蔡中郎忠孝伝』と凌濛初刻本はこれとは別の同一グループに属すると看做すことができる⁽¹³⁾。

汲古閣本と比較すると、凌濛初刻本と『蔡中郎忠孝伝』が通行本系統の大きな影響を受け、通行本系統が古本系統と『蔡中郎忠孝伝』を折衷した形が存在する事が明らかである。すなわち、汲古閣本は陸貽典抄本、『蔡中郎忠孝伝』等を襲用していることが窺われる。

注

- (1) 本書を著録するのは莊一拂氏『古典戯曲存目彙考』卷一（上海古籍出版社、一九八二、十二頁）のみであり、「九宮正始」題『蔡伯喈』、注云「元传奇」。此戯有明刊四卷本、題『蔡中郎忠孝伝』、今收入『古本戯曲叢刊初集』本」と記している。しかし、『九宮正始』と『古本戯曲叢刊初集』には『蔡中郎忠孝伝』は収録されておらず、莊氏の誤認である。
- (2) 『中国戯劇史』（中華書局、一九五三）三一八頁。原文は『琵琶記』今日通行的版本、為汲古閣六十種曲本、毛德音評第七才子本、暖紅室刊師儉堂陳繼儒評本。此外、北京図書館蔵有明刊忠孝伝本、及其他私人所蔵明凌濛初刊朱墨本、方諸館刊本、汪氏校勘出像点板本、李卓吾・王鳳洲合評本之類。」
- (3) 『琵琶記研究』『蔡中郎忠孝伝』考（広東高等教育出版社、一九九六）二三二頁。原文は「這本『蔡中郎忠孝伝』在『琵琶記』的版本系統中較為特別。『琵琶記』伝本、就其大要而論、可以分為二類：以陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本・『風月錦囊』摘匯本等為一系統、尚存古貌、学界稱為古本系統；以種德堂本・富春堂本・繼志齋本・玩虎軒本・汲古閣本等為另一系統、祖述崑山本『琵琶記』、盛行于晚明以後、学界視之為通行本系統或「時本」系統。而『蔡中郎忠孝伝』實介于二者之間：就其基本面目來說、其母本當出古本系統；但其刊行時、又明顯地大量採用了崑本系統的改造成果、其中頗多兩說「並存」之處。原本無序跋、無批語、未知其所拠。就其內容看、當是崑本流行之後、兼采崑本和當時其他流行之本而成。從中可見從古本系統向崑本系統「轉換」而未定型之際的『琵琶記』面貌。因而独具價值。」
- (4) 『琵琶記』版本流變研究』（中華書局、二〇〇三）一〇八頁。
- (5) 『元本琵琶記校注』（上海古籍出版社、一九八〇）。
- (6) 『宋元南戯考論』（台湾商務印書館、一九九四）二九二頁。
- (7) 『新刊元本蔡伯喈琵琶記』には「齣」、「標目」が注記されない。以下の表では注（5）『元本琵琶記校注』に基づいて齣、標目を表記する。
- (8) 黄仕忠氏は前掲注(3)『琵琶記研究』一七一頁において、「將陸抄本与巾箱本相比較、兩者甚少出入。」と述べ、異同が少ないことを指摘している。
- (9) 原文は「時本將『你怎生』以下、改為『我千辛万苦、為你相看顧、如今到此難回護。只愁母死難留父、況衣衫尽解、囊篋又無』。較古本自覺別。」
- (10) 原文は「時本此一隻無。」

- (11) 原文は「一旧本此後有末唱一曲、云：『滿紙雲煙。説尽離愁事万千。想那層樓十二。有箇人人倚着危欄。望歸期。數飛鴈。阻関山。見書如見經年面。〔合前〕』」
- (12) 『「琵琶記」版本流變研究』（中華書局、二〇〇三）三十七頁。
- (13) 凌濛初刻本については、兪為民氏「凌刻臞仙本『琵琶記』考述」（『芸術百家』二〇一五年第三期）に詳述されている。

第二章 『琵琶記』刊本の流変

— 『重校琵琶記』 攷 —

—

『琵琶記』刊本において、本文巻首首行に「重校琵琶記」と題するものは次の三種類が現存する。

1. 『重校琵琶記』四卷、万暦戊戌（一五九八）継志斎刊本、国立公文書館内閣文庫蔵。（以下、「継志斎[内]本」と簡称）
2. 『重校琵琶記』四卷附「重校琵琶記釈義大全」一卷、万暦戊戌（一五九八）継志斎刊本、中国国家図書館蔵鄭振鐸旧蔵本。（以下、「継志斎[鄭]本」と簡称）

継志斎[内]本と継志斎[鄭]本の版式はおおむね一致し、「断版」の箇所も一致する。両者の差異は以下のとおりである。

- ① 継志斎[鄭]本の第二卷三十一葉裏面・三十三葉の表面/裏面、眉欄の欠損は重修され、継志斎[内]本と比較すると眉批四条を欠く。
- ② 第三十五齣「両賢相邁」【金衣公子】

継志斎[内]本	〔旦〕夫人。他当原、也是没奈何。被強来赴選科。
継志斎[鄭]本	〔旦〕夫人。他当原、也是没奈何。被強（将）来赴選科。

継志斎[鄭]本では「強来」の横に「将」字が書き加えられており、陸貽典抄本、巾箱本、凌氏朱墨套印本でも「被強将来赴選科」に作る。

- ③ 両者の挿図、数量、場所、版式は完全に一致する。しかし、継志斎[鄭]本の挿図では、男性の被る帽子（一部の男性の靴）の多くは黒線の輪郭で描かれるのに対して、継志斎[内]本では帽子は黒く塗りつぶされている。

④継志齋[鄭]本の巻末には『重校琵琶記積義大全』一卷が附録される。

本章では、継志齋[内]本と継志齋[鄭]本は同一の継志齋本として取り扱う。書誌は以下のとおりである。

全四巻四十二齣。一卷には第一齣から第十齣までを、二巻には第十一齣から第二十一齣までを、三巻には第二十二齣から第三十二齣までを、四巻には第三十三齣から第四十二齣までを収める。

巻首には玉峰河間長君撰、大来甫重録「刻重校琵琶記序」、「重校琵琶記凡例」、「重校琵琶記始末総評」、「附音律指南」、「重校琵琶記目録」を、巻末には『重校琵琶記積義大全』を置く。

白口、無魚尾、四周単辺。半葉十行、行二十字。科白小字双行、字数同。曲辞・賓白頂格、下場詩低一格。眉欄鐫評。版心「琵琶記一/二/三/四巻 葉数」。双幅合葉挿図二十二幅。

『重校琵琶記』二巻、万暦間集義堂刊本、名古屋市蓬左文庫蔵。（以下、「集義堂本」と简称）（序章〔5頁・7頁〕の付番では3.）

孤本⁽¹⁾。二巻四十二齣。上巻には第一齣から第二十一齣までを、下巻には第二十二齣から第四十二齣までを収める。

巻首には玩虎軒主人叙并書「琵琶記序」、「重校琵琶記凡例」、「琵琶記始末総評」、「附音律指南」、「琵琶記目録」を置く。末尾に『積義』・『音積』もしくは『音字』を附す齣もある。

白口、無魚尾、四周双辺。半葉十行、行二十六字。科白小字双行、字数同。曲辞・賓白頂格、下場詩低二格。眉欄鐫評。版心「琵琶記上/下 葉数 集義堂」。双幅合葉挿図二十一幅。第十九齣「強就鸞鳳」の蔡伯皆と牛小姐の婚礼を描いた挿図に「曾子章刻」とある。上巻第六十葉（表面、裏面）及び下巻六十葉（裏面）以降を欠く。

黄仕忠氏⁽²⁾は継志齋本の合刻本⁽³⁾である秣陵陳大来（継志齋）重刊『重校北西廂記』（万暦戊戌〔一五九八〕、国立公文書館内閣文庫蔵）に重録される龍洞山農の序文（万暦壬午〔一五八二〕）に、「頃琵琶記可於河間長君、其人学既該涉、復閑宮徵、故所讐校、号为精愜。（中略）略加銓积、題于卷額、合『琵琶記』刻之。」とあることに基づいて、龍洞山農が刊行した『琵琶記』は河間長君の刻本の重刊本であると推測した。つまり、

龍洞山農の『琵琶記』は、河間長君刊本の初めての重刊本である。また、継志齋本巻首に重録された「嘉靖戊午玉峰河間長君撰」の序文に基づき、通行本系統の中で最も早く刊行された本は、「嘉靖戊午（一五五八）河間長君序刻本」（佚）と推定している⁽⁴⁾。つまり、継志齋本巻首の「序文」には極めて重要な意義があるのである。

継志齋陳大来は前人の「序文」を重録しているが、河間長君刊本の全てを重刊したのか否か説明されていない。先行研究においては、河間長君の「序文」のみに注目し、継志齋本自体については忽視していた。鄭振鐸氏⁽⁵⁾は汪光華玩虎軒刻『琵琶記』三卷（万曆丁酉（一五九七）、中国国家図書館蔵）（以下、「玩虎軒本」と簡称）の眉批に言う「元本」は継志齋本を底本にしていると考え、莊一弘氏⁽⁶⁾は万曆間金陵唐晟刊『新刻重訂出像附釈標註琵琶記』四卷（台湾国家図書館蔵）（以下、「唐晟本」と簡称）、玩虎軒本のいずれも「河間長君校元本」に忠実に重刊したものであると考えた。金英淑⁽⁷⁾氏は現在の継志齋本には河間長君校刊『琵琶記』の重刊本の原貌が保たれていると断言している。

『琵琶記』の刊本について、黄仕忠氏は詳細に調査し、「崑山本『琵琶記』及其裔本考」なる一文⁽⁸⁾で、河間長君の「序文」には信を措かず、刊年、巻首（凡例、目録）及び挿図に基づいて、継志齋本は玩虎軒本を襲用していると考え、通行本系統の中で玩虎軒本の価値を最も高く評価する。そして、玩虎軒本は万曆間金陵唐晟刊『新刻重訂出像附釈標註琵琶記』四卷（台湾国家図書館蔵）（以下、「唐晟本」と簡称）を襲用したものであり、晩明の各種評点本はいずれも玩虎軒本を底本としていると指摘した。黄氏は主に巻首（序文、凡例、目録）、釈義、批語（眉批）、刊年の四点から六種類の早期の通行本の刊本間の継承関係を検討しているが、挙例、解説はなされていない。例えば、集義堂本は継志齋本の後裔本であると推定するが、本文及び眉批に基づき実証的に証明されたものではない。しかも、唐晟本と金陵富春堂刻『校梓注釈圈証蔡伯皆大全』三卷雑巻一卷（万曆丁丑（一五七七）、中国保定市図書館蔵）（以下、「富春堂本」と簡称）、富春堂本と諸本の関係については説明がなされていない。つまり、『琵琶記』刊本の継承関係は未だ明確ではないのである。

継志齋本に河間長君の「序文」を重録したのは、その当時の通行本系統の中で最も早い序文であったからであり、継志齋が『琵琶記』を重刊した時、本文がいずれの刊

本に依拠して重刊されたのか分からない。そこで本章では、継志齋本の本文に基づき、加えて巻首、眉批等の内容を参考にして、『琵琶記』諸本と対校し、通行本系統の『琵琶記』刊本が演変する過程における位置づけ、及び相関する底本について明らかにしたい。

二

現存する最古の『琵琶記』通行本系統の刊本は、万暦年間にまで遡ることができる⁽⁹⁾。何良俊(1506-73)の『四友齋叢説』卷之三十七「詞曲」に見える、「祖宗開国、尊崇儒術、士大夫恥留心詞曲。雜劇与旧戲文本皆不伝。(中略)而『西廂』『琵琶記』伝刻偶多。世皆快観。故其所知者独此二家。」⁽¹⁰⁾という記述によれば、『西廂記』、『琵琶記』は伝存する刻本が多かったため、博く知られるところとなったことが明らかである。このように、万暦以前、『琵琶記』はすでに大量に刊行され、広範囲に伝播していた。

『琵琶記』は「明人」の改変⁽¹¹⁾を経て、「東嘉本の旧貌」に最も近い陸貽典抄本、巾箱本、凌濛初刻本との差異が大きくなったことから⁽¹²⁾、「明改本/時本/通行本系統」と称することができる。筆者の管見の限りでは、明刻の『琵琶記』刊本中、巻末牌記から明らかに「万暦年間」の刊刻であることが分かる刊本には次のものがある。

1. 『校梓註釈圈証蔡伯皆大全』三卷雜卷一卷、万暦丁丑(一五七七)金陵富春堂刻本、中国保定市図書館蔵⁽¹³⁾。(以下、「富春堂本」と簡称)

巻首の序文から「万暦年間」の刊刻であると認められる刊本には次のものがある。

2. 『琵琶記』三卷、万暦丁酉(一五九七)汪光華玩虎軒刻本⁽¹⁴⁾、中国国家図書館蔵⁽¹⁵⁾。(以下、「玩虎軒本」と簡称)
3. 『重校琵琶記』四卷(中国国家図書館蔵本附「重校琵琶記釈義大全」一卷)、万暦戊戌(一五九八)継志齋刊本⁽¹⁶⁾、国立公文書館内閣文庫蔵。(以下、中国国家図書館蔵鄭振鐸旧蔵本と併せて「継志齋本」と簡称)

更に他の刊本の情報、或いは評点者から「万暦年間」の刊刻であると推定される刊本には次のものがある。(以下の刊本の付番は序章〔5頁・7頁〕に準拠する)

4. 『新刻重訂出像附釈標註琵琶記』四卷、万暦間金陵唐晟刊本⁽¹⁷⁾、台湾国家図

書館蔵。(以下、「唐晟本」と簡称)

- 5.『重校琵琶記』二卷、万曆間集義堂刊本⁽¹⁸⁾、名古屋市蓬左文庫蔵。(以下、「集義堂本」と簡称)
- 6.『李卓吾先生批評琵琶記』二卷、万曆三十八年(一六一〇)容与堂刊本⁽¹⁹⁾、中国国家図書館蔵⁽²⁰⁾。(以下、「李卓吾評本」と簡称)
- 7.『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』)三卷積義一卷、万曆三十八年(一六一〇)刊本⁽²¹⁾、静嘉堂文庫蔵。(以下、「南琵琶記[静]本」と簡称)
- 8.『鼎鐫琵琶記』二卷、万曆四十六年(一六一八)師儉堂刊本⁽²²⁾、北京大学図書館蔵⁽²³⁾。(以下、「陳繼儒評本」と簡称)
- 9.『袁了凡先生積義琵琶記』二卷、万曆間環翠堂刊本⁽²⁴⁾、京都大学文学部蔵。(以下、「袁了凡評本」と簡称)
- 10.『琵琶記』三卷、万曆間尊生館刊本⁽²⁵⁾、台湾国家図書館蔵。(以下、「尊生館本」と簡称)

上述した刊本と「古本系統」の五種の刊本以外は「万曆年間」以降の刊本と考えられる。

- 11.『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』)三卷積義一卷、明刊本、中国国家図書館蔵⁽²⁶⁾。(以下、「南琵琶記[国]本」と簡称)
- 12.『琵琶記』二卷、明毛晋汲古閣刻『六十種曲』所収本⁽²⁷⁾、上海図書館蔵⁽²⁸⁾。(以下、「汲古閣本」と簡称)
- 12.『三先生合評元本琵琶記』二卷、明末刻本⁽²⁹⁾、中国国家図書館蔵。(以下、「合評本」と簡称)
- 13-1.『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』二卷、明末刻本⁽³⁰⁾、台湾国立故宮博物院図書館蔵。(以下、「魏仲雪[台]本」と簡称)
- 14.『硃訂琵琶記』二卷、明末朱墨套印本⁽³¹⁾、国立公文書館内閣文庫蔵。(以下、「硃訂本」と簡称)
- 15.『重校元本大板積義全像音積琵琶記』三卷、明末雲林別墅刊本、中国国家図書館蔵。(以下、「雲林別墅本」と簡称)

黄仕忠氏は南琵琶記[国]本、汲古閣本、陳繼儒評本、尊生館本、李卓吾評本、合評

本、魏仲雪評本、袁了凡評本を「晩明齋本」であるとし、富春堂本、唐晟本を除いて、万曆戊戌（一五九八）の繼志齋本に始まる諸本は、いずれも玩虎軒本の影響を受けていると指摘している。

銭南揚⁽³²⁾、黄仕忠⁽³³⁾、兪為民⁽³⁴⁾、孫崇濤⁽³⁵⁾各氏による『琵琶記』刊本の分類では、以下の五種類の刊本の版式及び内容が「東嘉本の旧貌」を保っていることから、「古/元本系統」と称している。古本系統の刊本は多くは「嘉靖」以来の重刊/抄刊本であり、先行研究では古本系統の刊本について、「今存本」に対するものと「原底本」に対するものに分けて検討している。

「舞台表演」⁽³⁶⁾ 二種

- A. 『新刊摘匯奇妙戲式全家錦囊伯皆』、嘉靖癸丑（一五五三）歳詹氏進賢堂重刊本、スペイン・王立サン・ロレンソ・デ・エル・エスコリアル修道院図書館（Real Biblioteca del Monasterio de SanLorenzode EI Escorial）蔵⁽³⁷⁾。（以下、『風月錦囊』摘匯本」と簡称）

孫崇濤氏⁽³⁸⁾は『風月錦囊』摘匯本の牌記に基づき、該書の刊刻時期を「嘉靖癸丑（一五五三）」とする。黄仕忠氏⁽³⁹⁾は『風月錦囊』摘匯本の底本は陸貽典抄本の底本に遅れるとする。

- B. 『掲陽出土鈔本蔡伯皆』、明嘉靖抄本、広東省博物館蔵⁽⁴⁰⁾。（以下、「掲陽鈔本」と簡称）

劉念茲氏⁽⁴¹⁾は「生本」十五頁⁽⁴²⁾表面に「嘉靖」の二字があることから、該書は嘉靖年間の鈔本であると推定する。兪為民氏は⁽⁴³⁾元本もしくは元本系統の刊本を底本とし、現存の通行本より早いと考えた。

つまり、この二種類の刊本は「舞台表演」本であって、完本ではないので、本章では取り上げない。

「完本」三種

17. 『新刊元本蔡伯嗜琵琶記』二卷、清康熙十三年（一六七四）陸貽典抄明嘉靖刊本、中国国家図書館蔵⁽⁴⁴⁾。（以下、「陸貽典抄本」と簡称）

清人陸貽典の抄本である。兪為民氏⁽⁴⁵⁾は『新刊元本蔡伯嗜琵琶記卷下』末葉の牌記に「嘉靖戊申歳刊」とあり、陸貽典の「手録元本『琵琶記』題後」の

一文から、底本は「嘉靖年間」の刊本であると推定する。黄仕忠氏⁽⁴⁶⁾は刻工名に基づき、陸貽典抄本の底本が刊行された年代は「弘治年間」であると推定する。

- 18.『新刊巾箱蔡伯喈琵琶記』二卷、明嘉靖刊本、台湾国家図書館蔵。(以下、「巾箱本」と簡称)

鄭振鐸氏によれば「武進某氏影印之琵琶記」⁽⁴⁷⁾の巾箱本について、「原本」及び刊刻年代は、「原本曾藏士礼居、後歸暖紅室。今則在適園。然實亦嘉靖間刊本、非元本也。」⁽⁴⁸⁾であると言っており、「原本」巾箱本は、以前は「士礼居」、「暖紅室」の所蔵であったことがわかる。台湾国家図書館蔵本の表紙には「士礼居蔵本 元刻琵琶記 上」とあり、扉面には「新葉巾箱蔡伯喈琵琶記」と題し、「穀孫道兄所蔵元刻孤本、黃氏士礼居旧物。庚午十月吳湖帆書于梅影書屋」と手写されていることから、該書は「士礼居」旧蔵であることが明らかである。また台湾国家図書館蔵本を武進某氏影印本と比べると手書題記が三則多い。「国立中央図書館収蔵」、「貴池劉世珩段觀」等の二十七顆の蔵書印が捺されている。ここから該書は「暖紅室」旧蔵であることが明らかである。つまり、鄭振鐸氏の目撃した「原本」巾箱本は現台湾国家図書館蔵本である。民国武進董氏誦芬室影印本の底本はこの本である可能性が高い。兪為民氏は巾箱本の底本は、陸貽典抄本の底本もしくはこれらの刊本に基づくとしている⁽⁴⁹⁾。

- 16.『凌濛仙本琵琶記』四卷、明天啓間、凌氏朱墨套印本、中国国家図書館蔵⁽⁵⁰⁾。

(以下、「凌濛初刻本」と簡称)

葉德輝『書林清話』卷八「顔色套印書始於明季盛於清道咸以後」なる一文には、「朱墨套印、明啓禎間、有閔齊伋・閔照明・凌汝亨・凌濛初・凌瀛初、皆一家父子兄弟刻書最多者也。」とあることから、凌濛初の刻本は明末刊本と考えられる。また鄭振鐸氏によれば、現存の凌濛初刻本は「明天啓間吳興凌氏即空觀刊朱墨本」⁽⁵¹⁾である。金英淑氏は底本を「嘉靖末年から万曆以前」⁽⁵²⁾のものであるとする。

これらの刊本はいずれも陸貽典抄本を底本とするが、陸貽典抄本は明人の改変を経た可能性が高い。

この他、次の二種類の刊刻時期は不明である。

17. 『蔡中郎忠孝伝』四巻、明刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「忠孝伝」と簡称)

18. 『詞壇清玩琵琶記』二巻、明刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「伯皆定本」と簡称)

忠孝伝についての刊刻の情報はない。本文の内容によれば、この刊本は古本系統と通行本系統の「過渡期」に位置する刊本であり、凌濛初刻本と同一の系統⁽⁵³⁾に属しており、版式が仿宋体の刻本であることからすると、筆者は万暦以前の刊本⁽⁵⁴⁾であると推定するが、忠孝伝と凌濛初刻本の底本は巾箱本より遅いと考えられる。伯皆定本は完本ではなく、本章では考察の対象としない。該書は諸刊本に比べて大幅に改変されており、眉批の多くは他本を襲用し⁽⁵⁵⁾、意義については別稿で検討したとおりである。黄仕忠氏は「明天啓」刊行であると推定する⁽⁵⁶⁾。

上述した『琵琶記』の完本は二十種類あり、それぞれが異なっており完全に一致するものは無い。現存する完本で「万暦年間」以前の刊本(底本を含む)には、陸貽典抄本、巾箱本、凌濛初刻本、忠孝伝がある。同じく「万暦年間」の刊本には、富春堂本、唐晟本、継志齋本、集義堂本、玩虎軒本、尊生館本、南琵琶記[静]本、李卓吾評本、陳継儒評本、袁了凡本がある。同じく「万暦年間」以後の刊本には、合評本、南琵琶記[国]本、魏仲雪[台]本、汲古閣本、硃訂本、雲林別墅本がある。現存する明代の『琵琶記』刊本は、「万暦年間」に刊刻されたものが半数を占める。継志齋本は万暦年間に刊行され、現存する刊本のなかでは比較的早期のものである。

この他、雲林別墅本は継志齋本の翻刻本と見なされてきた⁽⁵⁷⁾。執筆者の調査によれば、版式には差異が大きく、複数の刊本の内容を寄せ集めたものと考えられる。版式、内容、眉批は集義堂本に類似し、挿図は継志齋本、玩虎軒本に類似する。第十五齣「金閨愁配」は前後の版式が異なっており、眉批も無い。第四十齣「李旺回話」、第四十一齣「風木余恨」は字体と整版が異なり、小字に改められている。第二十九齣「乞丐尋夫」【雁過沙】曲の第三支の後から本齣末まで、玩虎軒本(巻中、五十一葉、裏面)「五娘辞別張公」の半葉の図が挿入される。この部分の版式は陳継儒評本に、眉批は陳継儒評本と一致する。版式に変化が大きいため、本章では取り扱わない。

三

本節では、『琵琶記』刊本が四段階を経て明末に至ったことを明らかにしたい。『琵琶記』の「原本」に最も近いと思われる陸貽典抄本⁽⁵⁸⁾を手がかりに各種刊本を比較して、改変の状況を考察し、演変の実態を明らかにしたい。

(一) 刊本の演変

次の【梅花引】は、蔡伯皆が趙五娘、牛小姐を連れて陳留郡に帰り、両親の墓前で悲嘆して落涙する場面である。賓白の冒頭に置かれる【玉楼春】には以下の異同が認められる。

第一段階の刊本は、陸貽典抄本、巾箱本の二種類である。

陸貽典抄本	〔生白〕他郷万点思親淚。不能滴向家山里。如今有淚滴家山。 <u>山里家親見無計</u> 。……〔生澆真唱〕
巾箱本 第四十齣	〔生白〕他郷万点思親淚。不能滴向家山裡。如今有淚滴家山。 <u>山裡双親見無計</u> 。……〔生澆真唱〕

陸貽典抄本の「山里家親見無計」は巾箱本において「山裡双親見無計」に改められ、
玩虎軒本では更に「欲見双親渾無計」に改変され、以後の刊本に継承される。

第二段階の刊本は、凌濛初刻本、忠孝伝、富春堂本の三種類である。

凌濛初刻本 第四十一折	〔生〕如今且喜回到 <u>此处</u> 。 <u>便是双親墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝張大公。〔貼〕正是如此。
忠孝伝 第四十二齣	〔生云〕夫人。如今且喜回到家山。 <u>便是双親墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝張大公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜祭燒奠科〕
富春堂本 第四十一折 「還家廬墓」	〔生云〕夫人。如今且喜回到家鄉。 <u>此处</u> 便是双親墳墓。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝那張大公使了。〔旦貼云〕正是如此。〔拜祭燒奠科〕

第一段階の「家山里」は第二段階では「家山」、「家郷」に改められ、以後の刊本に継承される。同じく、第一段階の「荒荒」は第二段階において「荒墳」に改められ、第三段階では「荒墓」に作るものの、以後の諸本では「荒墳」の形で定着する。

また、第二段階では賓白の内容、構成に改変が見られる。第一段階の「〔貼〕」白は、第二段階においては「〔貼〕」白と「〔生〕」白に細分され、第一段階の最後の

一句「〔合〕」白は「〔貼〕」白に改められ、併せて「〔生〕」、「〔旦〕」と「〔貼〕」の対話が新增される。凌濛初刻本は「〔生〕」と「〔貼〕」の対話のみで構成されることからすれば、忠孝伝、富春堂本に先行する刊本と考えられる。

第三段階の刊本は、唐晟本、継志齋本、集義堂本の三種類である。

唐晟本 第四十一齣 「伯喈廬墓」	〔生云〕夫人。如今且喜回到家郷。 <u>此処是爹娘墳墓。</u> 我和你先拜了双親。 然後 去拜謝張太公 未遲 。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
継志齋本 第四十一齣 「風木余恨」	〔生〕夫人。如今且喜回到家郷。 <u>此処便是爹媽墳墓。</u> 我和你先拜了双親。 然後 去拜謝張太公。〔旦貼〕正是如此。〔拜奠科〕
集義堂本 第四十一齣 「風木余恨」	〔生〕夫人。如今且喜回到家郷。 <u>此処便是爹媽墳墓。</u> 我和你先拜了双親。 然後 去拜謝張太公。〔旦貼〕正是如此。〔拜奠科〕

第三段階の刊本は、基本的に第二段階の刊本の特徴を保持しており、とりわけ個別の語句の改変、例えば「唐晟本」との差異が多く見受けられる。

第四段階の刊本は、玩虎軒本、南琵琶記[静・国]本、尊生館本、合評本、魏仲雪[台]本、李卓吾評本、陳繼儒評本、硃訂本、袁了凡本、汲古閣本の十種類である。

玩虎軒本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫人。 <u>此処便是爹媽墳墓。</u> 我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
南琵琶記[静]本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫人。 <u>此処便是爹媽墳墓。</u> 我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
南琵琶記[国]本	×（落葉、内容は鈔写され補われる。）
尊生館本 第四十一齣	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫

「風木余恨」	人。 <u>此處便是爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
合評本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦〕如今有□□□□□。□見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生〕夫人。 <u>此處便是爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼〕 正是如此。〔拜奠科〕
魏仲雪[台]本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫 人。 <u>此處便是爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
李卓吾評本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫 人。 <u>此處便是爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
陳繼儒評本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫 人。 <u>此處便是爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
硃訂本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫 人。 <u>此處便是爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
袁了凡本 第四十一齣 「風木余恨」	〔旦云〕如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼云〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生云〕夫 人。 <u>此處便是爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 還要去 拜謝張太公。〔旦貼云〕正是如此。〔拜奠科〕
汲古閣本 第四十一齣	〔旦〕 如今有淚滴家山。欲見 <u>双親渾無計</u> 。〔貼〕 荒墳衰草連寒烟。蒼苔黃葉飛蘋蘩。……〔生〕夫人。

	<u>此処</u> 便是 <u>爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>還要</u> 去拜謝張太公。〔旦貼〕 正是如此。〔拜奠介〕
--	--

第四段階の刊本の内容は一致している。

以下に示すのは、第二、第三段階から始まる「〔生〕」白の異同である。

凌濛初刻本	如今且喜回到 <u>此処</u> 。 <u>便是双親墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝張大公。
忠孝伝	夫人。如今且喜回到家山。 <u>便是双親墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝張大公。
富春堂本	夫人。如今且喜回到家郷。 <u>此処</u> 便是 <u>双親墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝那張大公使了。
唐晟本	夫人。如今且喜回到家郷。 <u>此処</u> 是 <u>爹娘墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝張太公未遲。
繼志齋本	夫人。如今且喜回到家郷。 <u>此処</u> 便是 <u>爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝張太公。
集義堂本	夫人。如今且喜回到家郷。 <u>此処</u> 便是 <u>爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>然後</u> 去拜謝張太公。
玩虎軒本	夫人。 <u>此処</u> 便是 <u>爹媽墳墓</u> 。我和你先拜了双親。 <u>還要</u> 去拜謝張太公。

凌濛初刻本の「如今且喜回到此処」は、先行する陸貽典抄本、巾箱本には見えない。また、続く忠孝伝で「如今且喜回到家山」に、更に富春堂本で「如今且喜回到家郷」に改められる。しかしながらこの句は最終的には諸本には襲用されない。

凌濛初刻本、忠孝伝、富春堂本の「双親墳墓」は、唐晟本において「爹娘墳墓」に改められ、最終的には繼志齋本、集義堂本の「爹媽墳墓」に改変され、以後の諸本はこれを襲用する。つまり、第三段階の刊本は、第二段階から第四段階に至る過渡期に位置しているのである。第四段階の刊本は、第二段階で新たに加えられた「〔生〕」白に、再度改訂を加え、「如今且喜回到」句を刪去し、凌濛初刻本で加えられた「然後去拜謝」を「還要去拜謝」に改変する。

以上の例示から、陸貽典抄本、巾箱本、凌濛初刻本、忠孝伝、富春堂本、唐晟本、

継志齋本、集義堂本の順を経て諸本に伝わったと考えられる。

この他、汲古閣本では句末のト書きを「〔拜奠介〕」に、陸貽典抄本、巾箱本では「〔生澆真唱〕」に、諸本では「〔拜奠科〕」作る。凌濛初刻本はこの部分にト書きは無いが、巻首の「琵琶記凡例」第七則中に「古本時以一『介』字即之。」とあるように、この刊本では「〔介〕」字を用いてト書きを表示する。「介」と「科」とはもとより同義である⁽⁵⁹⁾。また陸貽典抄本巻末の「附録」には「元本『介』多作『介』。翻本改正。今従之。」と言う。つまり、「〔介〕」字は「元/古本」の特徴であり、陸貽典抄本、巾箱本、凌濛初刻本、汲古閣本はこの特徴を継承して、ト書きを表示しているのである。

(二) 過渡期の刊本

次の【一封書】は、牛府を訪れた拐児に実家からの手紙を渡され、蔡伯皆が読む場面に唱われる。この歌には次のような異同が認められる。

陸貽典抄本	(〔生看唱〕) 一從你去離。我家中常念你。 <u>是麼</u> 。我也常想家里。功名事怎的。想多忖折桂枝。 <u>我功名事成了</u> 。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。且喜家中安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
巾箱本 第二十五齣	(〔生看唱〕) 一從你去離。我家中常念你。 <u>是麼</u> 。我也常想家裡。功名事怎的。想多忖折桂枝。 <u>我功名事成了</u> 。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。且喜家中安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
凌濛初刻本 第二十五折	一從你去離。我家中常念你。 <u>是麼</u> 。我也常想家裏。功名事怎的。想多忖折桂枝。 <u>我功名事成了</u> 。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。且喜家中安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
忠孝伝 第二十七齣	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。〔生云〕 <u>是麼</u> 。我也常想家裏。〔生唱〕功名事怎的。想多忖折桂枝。〔生云〕 <u>我功名事成了</u> 。〔生唱〕幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。〔生云〕且喜家中安樂。〔生唱〕見家書可知之。及早回来莫更遲。
富春堂本	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。 <u>我也常想家裡</u> 。功名事

第二十六折 「套信脫空」	怎的。想多忖折桂枝。 <u>我功名已成了</u> 。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書可知之。及早回來莫待遲。
唐晟本 第二十六齣 「伯喈寄書」	〔生〕一從你去離。我在家中常念你。 <u>是麼</u> 。我也常想家裡事情。功名事怎的。想多忖折桂枝。 <u>我功名事成了</u> 。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書可知之。及早回來莫更遲。
繼志齋本 第二十六齣 「拐兒給誤」	〔生〕一從你去離。我在家中常念你。 <u>是麼</u> 。我也常想家裡。功名事怎的。想多忖折桂枝。 <u>我功名事成了</u> 。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>謝天謝地</u> 。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書可知之。及早回來莫更遲。
集義堂本 第二十六齣 「拐兒給誤」	〔生〕一從你去離。我在家中常念你。 <u>是麼</u> 。我也常想家裡。功名事怎的。想多忖折桂枝。 <u>我功名事成了</u> 。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>謝天謝地</u> 。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書可知之。及早回來莫更遲。
玩虎軒本 第二十六齣 「拐兒給誤」	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多忖折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>謝天謝地</u> 。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書。可知之。及早回來莫更遲。
南琵琶記[靜]本 第二十六齣 「拐兒給誤」	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多忖折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>謝天謝地</u> 。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書可知之。及早回來莫更遲。
南琵琶記[國]本 第二十六齣 「拐兒給誤」	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多忖折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>謝天謝地</u> 。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書可知之。及早回來莫更遲。
尊生館本 第二十六齣 「拐兒給誤」	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多忖折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>謝天謝地</u> 。 <u>且喜家中都安樂</u> 。見家書可知之。及早回來莫更遲。
合評本 第二十六齣	〔生〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多忖折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。 <u>謝天謝地</u> 。 <u>且喜家中</u>

「拐児給誤」	安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
魏仲雪[台]本 第二十六齣 「拐児給誤」	〔生〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多応折桂枝。幸喜爹娘和媳婦。各保安康無禍危。謝天謝地。且喜家中都安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
李卓吾評本 第二十六齣 「拐児給誤」	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多応折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。謝天謝地。且喜家中多安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
陳繼儒評本 第二十六齣 「拐児給誤」	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多応折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。謝天謝地。且喜家中多安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
硃訂本 第二十六齣 「拐児給誤」	〔生唱〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多応折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。謝天謝地。且喜家中多安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
袁了凡本 第二十六齣 「拐児給誤」	〔生〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多応折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。謝天謝地。且喜家中多安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。
汲古閣本 第二十六齣	〔生〕一從你去離。我在家中常念你。功名事怎的。想多応折桂枝。幸得爹娘和媳婦。各保安康無禍危。謝天謝地。且喜家中多安樂。見家書可知之。及早回来莫更遲。

陸貽典抄本、巾箱本、凌濛初刻本、忠孝伝の内容は一致する。この四種類と富春堂本、唐晟本、繼志齋本、集義堂本を対校すると、曲辞、賓白には以下の差異が認められる。富春堂本は第一句の賓白の「是麼」を刪去する。諸本は「莫更遲」を「莫待遲」に改める。唐晟本は第一句の賓白に「我也常想家裡事情」を加える。繼志齋本、集義堂本において加えられた賓白「謝天謝地」は第四段階の刊本に襲用される。また、第四段階の刊本では先の二条の夾白「是麼。我也常想家裡。」「我功名事成了。」を刪去する。つまり、繼志齋本、集義堂本はそれまでの三段階の刊本から第四段階に至る過渡期の刊本であると考えられる。

また、合評本の「且喜家中安樂」句は、陸貽典抄本、巾箱本、凌濛初刻本、忠孝伝

を襲用したものである。富春堂本の「且喜家中都安楽」は魏仲雪[台]本、玩虎軒本、南琵琶記[静]本、南琵琶記[国]本、尊生館本に襲用され、李卓吾評本、陳繼儒評本、硃訂本、袁了凡本、汲古閣本においては「且喜家中多安楽」に改められる。なお、「幸喜」は魏仲雪[台]本にのみ見られるものであり、現存刊本以外からの襲用であると思われる。

以上のように、主に凌濛初刻本、忠孝伝、富春堂本、唐晟本、繼志齋本、集義堂本において内容の改変が行われていることから、これらの刊本は「揺籃期」に位置すると定義できる。繼志齋本、集義堂本は「揺籃期」末期の刊本である。その底本と忠孝伝、富春堂本、唐晟本は密接な関係を有する。第四段階の刊本は、内容の増改訂に関して言えば「定着期」に属すると言うことができよう。

四

『琵琶記』「揺籃期」の刊本は、第一段階、第四段階の刊本に比べると大幅な改変が加えられている。

(一) 格律

次の例は、張太公が蔡伯皆を訪れ、蔡伯皆に応試するよう勧め、蔡婆が自らの意思を表示する場面である。陸貽典抄本の曲牌は【吳宵四】に作り、巾箱本の曲牌は【吳小四】に作る。しかしながら諸本ではこの部分の曲辞を改変した後、【宜春令】の第四支に組み込んでいる。

陸貽典抄本 【吳宵四】	〔浄上唱〕眼又昏。耳又聾。家私空又空。只有孩兒肚内聡。 他若做得官時運通。我兩人不怕窮。
巾箱本第四齣 【吳小四】	〔浄上唱〕眼又昏。耳又聾。家私空又空。只有孩兒肚内聡。 他若做得官時運通。我兩人不怕窮。
凌濛初刻本 第四折	(〔浄上〕) 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。又没個七子八婿。只有一个孩兒。要他供甘旨。方纔得六十日夫妻。強逼他 <u>争名奪利</u> 。細思之。怎生不教老娘嘔氣。
忠孝伝 第四齣	(〔浄唱〕) 娘年老。八十余。眼兒昏。聾着兩耳。 <u>有兒聡慧</u> 。 <u>娶得箇媳婦</u> 。方纔六十日。老賊強逼他 <u>赴着春園</u> 。那時節。怕

	等不得孩兒榮貴。細思之。怎不教我嘔氣。
富春堂本 第四折 「春闈逼試」	(〔淨唱〕) 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>有兒聰慧。娶得箇媳婦。方纔六十日。老賊。你強逼他赴着春闈。那時節。怕等不得孩兒榮貴。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
唐晟本 第四齣 「強子求官」	(〔淨〕) 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>有兒聰慧。娶得箇媳婦。方纔六十日。老賊。你強逼他赴着春闈。那時節。怕等不得孩兒榮貴。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
繼志齋本 第四齣 「蔡公逼試」	(〔淨〕) 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>有兒聰慧。娶得箇媳婦。方纔六十日。老賊。你強逼他赴着春闈。那時節。怕等不得孩兒榮貴。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
集義堂本 第四齣 「蔡公逼試」	(〔淨〕) 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>有兒聰慧。娶得箇媳婦。方纔六十日。老賊。你強逼他赴着春闈。那時節。怕等不得孩兒榮貴。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
玩虎軒本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨唱〕 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒箇七男八婿。只有一箇孩兒。要他供甘旨。方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他爭名奪利。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
南琵琶記[靜]本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨唱〕 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒箇七男八婿。只有一箇孩兒。要他供甘旨。方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他爭名奪利。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
南琵琶記[国]本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨唱〕 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒箇七男八婿。只有一箇孩兒。要他供甘旨。方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他爭名奪利。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
尊生館本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨唱〕 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>有兒聰慧。娶得箇媳婦。方纔六十日。老賊。你強逼他赴着春闈。那時節。怕等不得孩兒榮貴。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
合評本 第四齣 「蔡公逼試」	(〔淨上〕) 娘年老。八十余。眼兒昏。又聾著兩耳。 <u>又沒箇七男八婿。只有一箇孩兒。要他供甘旨。方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他爭名奪利。</u> 天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。

魏仲雪[台]本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨〕娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒個七男八婿。只有一個孩兒。要他供甘旨。</u> 方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他 <u>争名奪利</u> 。天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
李卓吾評本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨唱〕娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒個七男八婿。只有一個孩兒。要他供甘旨。</u> 方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他 <u>争名奪利</u> 。天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
陳繼儒評本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨唱〕娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒個七男八婿。只有一個孩兒。要他供甘旨。</u> 方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他 <u>争名奪利</u> 。天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
硃訂本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨唱〕娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒個七男八婿。只有一個孩兒。要他供甘旨。</u> 方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他 <u>争名奪利</u> 。天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
袁了凡本 第四齣 「蔡公逼試」	〔淨〕娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。 <u>又沒個七男八婿。只有一個孩兒。要他供甘旨。</u> 方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他 <u>争名奪利</u> 。天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。
汲古閣本 第四齣	（〔淨上〕）娘年老。八十余。眼兒昏又聾着兩耳。 <u>又沒個七男八婿。只有一個孩兒。要他供甘旨。</u> 方纔得六十日夫妻。老賊。強逼他 <u>争名奪利</u> 。天那。細思之。怎不教老娘嘔氣。

陸貽典抄本の【吳宵四】曲、巾箱本の【吳小四】曲では、家は貧しいけれども、蔡婆が聡明な息子蔡伯皆の応試に賛同する場面が描かれている。しかしながら、曲末の賓白において、蔡婆は蔡公と張太公に、「教孩兒出去。万一有些茶炊。教兀誰管來」と言い、蔡伯皆の応試に反対する。つまり曲辞と賓白は内容的に矛盾している。ところが、諸本の【宜春令】曲の第四支では、当初から応試に反対するように改変されており、矛盾は解消されている。

尊生館本は玩虎軒本の翻刻本⁽⁶⁰⁾と見なされているが、この部分では忠孝伝、富春堂本、唐晟本、繼志齋本、集義堂本の影響を受け、玩虎軒本には合致しない。第四句以降は、これら六種の刊本の曲辞は、凌濛初刻本及び第四段階の多くの刊本とは異なっている。一部に一致する箇所があるのは、【南呂過曲】【宜春令】の一部の句式が

改変されなかったためである。

馮夢龍（1574-1646）輯『太霞新奏』⁽⁶¹⁾「太霞新奏序」に、「先輩巨儒文匠。無不兼通詞学者。而法門大啓。実始於沈銓部九宮譜之一修。於是海内才人。思聯臂而遊宮商之林。」（先輩の巨儒文匠。通詞学者を兼ねざるは無し。而れども法門大いに啓かるるは。実に沈銓部の『九宮譜』一修に始まる。是に於いて海内の才人。臂を聯ねて宮商の林に遊ばんと思ふ。）、また清代曲学家張琦（?-?）『衡曲塵譚』⁽⁶²⁾「作家偶評」に、「至沈寧菴則究心精微。羽翼譜法。後学之南車也。」（沈寧菴は則ち心を精微に究むるに至り。羽翼の譜法。後学の南車たり。）とある。つまり沈璟（1553-1610）『九宮譜』の曲学界に対する影響力はきわめて大きく、しかも南曲格律の規範となったのである。本章では『増定南九宮曲譜』⁽⁶³⁾（以下、簡称『南九宮譜』）を用いる。

『南九宮譜』卷十二【南呂過曲】に、『琵琶記】【宜春令】曲の第一支⁽⁶⁴⁾「雖然讀。万卷書。論功名。非吾意見。只愁親老。夢魂不到。親闈裡。便教我做到九棘三槐。怎撇得萱花椿樹。我這衷腸。一点孝心对着誰語」を収録する。この曲辞は諸本における【宜春令】曲の第一支と同様である。「親闈」は陸貽典抄本に同じであり、諸本では「春闈」に作る。この曲辞の句式は「三、三、三、四、四、四、三、七、七、二、八」で構成され、本格の正字は四十八字。沈自晋（1583-1665）重定『広輯詞隱先生増定南九宮詞譜』（以下、『南詞新譜』と簡称）のこの曲の後評に「『琵琶』下三曲皆然」⁽⁶⁵⁾とある。沈自晋の『南詞新譜』は『南九宮譜』を修訂重補して⁽⁶⁶⁾刊行されたものである。曲辞の句式、本格の正字数によれば、凌濛初刻本第四支の句式「娘年老。八十餘。眼兒昏。又聾着兩耳。又没個七子八婿。只有一個孩兒。要他供甘旨。方纔得六十日夫妻。強逼他争名奪利。細思之。怎生不教老娘嘔氣。」は、『南九宮譜』、『南詞新譜』【宜春令】の格律に合致する。

尊生館本以外の第四段階の刊本の曲辞はおおむね凌濛初刻本を襲用しているが、襯字を「実字」としているため、この段階の諸本の句式は「三、三、三、五、七、六、五、八、七、三、七」、本格の正字は五十七字となって、『南九宮譜』の格律に合致しない。

王驥徳（?-?）『曲律』「論襯字第十九」に、「將襯字多處、亦下実板、致主客不分」（襯字多き處を將て、亦た実板を下さば、主客分かつたざるを致す）⁽⁶⁷⁾と述べるように、襯字に「板」

を加えて誤って「実字」とし、襯字と「実字」の区別を困難にしている。また、「論板眼第十一」に、「蓋凡曲。句有長短。字有多寡。調有緊慢。一視『板』以為節制、故謂之『板』『眼』」（蓋し凡そ曲は。句に長短有り。字に多寡有り。調に緊慢有り。一たび『板』を視て以て節制を為す、故に之を『板』『眼』と謂ふ）と述べるように、曲辞の「板」は戯曲の拍子を決定する。また凌濛初 (?-1644) 『南音三籟』(68) 「南音三籟凡例」の第一則に「又有認襯字為実字。而襯外加襯者。唱者不能捨多字而腔。又戾矣。」(又た襯字を認めて実字と為し。而も襯外に襯を加ふる者有り。唱ふ者 多字を捨むこと能はずして腔す。又た戾れり。)と述べるように、曲辞の襯字を誤って「実字」と見なし、また「実字」の様式を不断に増加させ、俳優の表演に困難を来していると指摘される。そのため刊本において「本格の正字」である襯字に、更に「板」を加え、一音節としてしまうと、俳優の表演に直接的に影響を及ぼしてしまうのである。

『琵琶記』刊本において「点板」が加えられたものには、凌濛初刻本、継志齋本、集義堂本、玩虎軒本、南琵琶記[静]本、南琵琶記[国]本、尊生館本がある。【宜春令】曲の第四支の曲辞は同一であるけれども、「点板」はそれぞれ異なる。

凌濛初刻本	娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。……方纔得六十日夫妻。 。強逼他……。細思之。怎生不教老娘嘔氣。
継志齋本	娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。……方纔六十日。老賊。你強逼他……。天那。細思之。怎生不教老娘嘔氣。
集義堂本	娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。……方纔六十日。老賊。你強逼他……。天那。細思之。怎生不教老娘嘔氣。
玩虎軒本	娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。……方纔得六十日夫妻。 。老賊。強逼他……。天那。細思之。怎生不教老娘嘔氣。
南琵琶記[静]本	娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。……方纔得六十日夫妻。 。老賊。強逼他……。天那。細思之。怎生不教老娘嘔氣。
南琵琶記[国]本	娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。……方纔得六十日夫妻。 。老賊。強逼他……。天那。細思之。怎生不教老娘嘔氣。
尊生館本	娘年老。八十余。眼兒昏。又聾着兩耳。……方纔得六十日。 老賊。你強逼他……。天那。細思之。怎生不教老娘嘔氣。

上述の七種の刊本のうち、継志齋本、集義堂本の「板眼」は一致する。南琵琶記[静]本、南琵琶記[国]本の「板眼」は一致し、玩虎軒本に近似する。玩虎軒本の第九句「強逼他争名奪利」の「逼」字には「、」が加えられている。尊生館本と継志齋本、集義堂本の曲辞は近似するが、「板眼」は異なる。凌濛初刻本の第八句「方纔得六十日夫妻」の「日」字は襯字である。継志齋本、集義堂本、尊生館本では「実字」(=本格の正字)に改変した後に「、」が加えられ、凌濛初刻本とは異なる演唱であったことが明らかである。

忠孝伝、富春堂本、唐晟本、継志齋本、集義堂本、尊生館本の改変された曲辞は『南詞新譜』の格律に合致しない。忠孝伝の曲辞を五種の刊本と比較すると、内容はおおむね一致せず、諸本で「老娘」に作る箇所は、忠孝伝では「我」に改められている。富春堂本、集義堂本、尊生館本の句式は「三、三、三、五、四、五、五、八、三、八、三、七」であり、本格の正字は五十七字。唐晟本、継志齋本は第八句の「你」字、第九句の「那時節」三字を襯字に作り、句式は「三、三、三、五、四、五、五、七、八、三、七」となっており、本格の正字は五十三字。唐晟本と継志齋本は同じ「祖本」から出たものである。

(二) 音韻

次の両親と妻が蔡伯皆の出立を見送る場面で、良い知らせがあればすぐに家に知らせるよう言いつける蔡公の【園林好】曲の第二支には、継志齋本、集義堂本と諸本との音韻上の異同が見られる。

陸貽典抄本	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒貴頭。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
巾箱本 第五齣	〔外〕我孩兒不須得掛牽。爹只望孩兒貴頭。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
凌濛初刻本 第五折	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒貴頭。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
忠孝伝 第五齣	〔外唱〕我孩兒不須要意牽。爹只望孩兒貴頭。但得你名登高選。須早把信音伝。須早把信音伝。
富春堂本	〔外唱〕我孩兒不須要掛牽。爹只望孩兒貴頭。若得你名登

第五折「南浦分岐」	高選。〔合唱〕須早把信音伝。須早把信音伝。
唐晟本 第五齣「辭親赴選」	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>做官</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
繼志齋本 第五齣「南浦囑別」	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>做官</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
集義堂本 第五齣「南浦囑別」	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>做官</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
玩虎軒本 第五齣「南浦囑別」	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
南琵琶記[静]本 第五齣「南浦囑別」	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
南琵琶記[国]本 第五齣「南浦囑別」	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
尊生館本 第五齣「南浦囑別」	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
合評本 第五齣「南浦囑別」	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
魏仲雪[台]本 第五齣「南浦囑別」	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
李卓吾評本 第五齣「南浦囑別」	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
陳繼儒評本 第五齣「南浦囑別」	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹 <u>指望</u> 孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
硃訂本 第五齣「南浦囑別」	〔外唱〕我孩兒不須掛牽。爹 <u>指望</u> 孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。
袁了凡本 第五齣「南浦囑別」	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高選。〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。
汲古閣本	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹只望孩兒 <u>貴顯</u> 。若得你名登高

第五齣	選。〔合〕須早把信音伝。
-----	--------------

【園林好】曲の第二支の曲辞は多くの刊本が陸貽典抄本を襲用している。「〔外〕」曲の句式は「七、七、七」であり、本格の正字は二十一字。陸貽典抄本の「掛牽」は巾箱本から「得掛牽」に増字され、忠孝伝では「要意牽」に改められ、富春堂本では更に「要掛牽」に改められるが、諸本においては陸貽典抄本の「掛牽」を襲用している。唐晟本、継志齋本、集義堂本は先行刊本の「貴頭」を「做官」に改めている。凌濛初刻本と陸貽典抄本は一致するが、『南九宮譜』を参照した可能性があり、この曲辞の上欄眉批と『南九宮譜』は共に『選』字。不可唱作去声⁽⁶⁹⁾に作る。この曲辞の上欄に附される諸本の眉批は以下のとおりである。

『南九宮譜』	「頭」字。可用平声。「選」字。不可唱作去声。
凌濛初刻本	「貴頭」一作「做官」。亦可。「選」字。不可唱作去声。
唐晟本	傍批：諸本作「做官」字。近俗。改作「貴頭」調韻。俱不協。
継志齋本	「做官」一作「貴頭」。似雅。但于韵調不協。
集義堂本	「做官」一作「貴頭」。似雅。但于韵調不協。
玩虎軒本	「貴頭」一作「做官」。亦可。

ここから、凌濛初刻本の眉批は『南九宮譜』、玩虎軒本の内容を襲用しており、『南九宮譜』の影響を比較的強く受けていることが明らかである。唐晟本、継志齋本、集義堂本では、「貴頭」に改めれば「雅」ではあるけれども、曲調に合致しないと指摘する。唐晟本は「做官」は低俗であると指摘するけれども、曲辞としては「做官」を採用している。

王驥徳『曲律』「論平仄第五」⁽⁷⁰⁾に、「詞隱謂（中略）又欲令作南曲者、悉遵中原音韻」（詞隱謂へらく（中略）又た南曲を作る者をして、悉く中原音韻に^{したが}遵はしむるを欲す）と指摘するように、沈璟は南曲の創作にあたって『中原音韻』を遵守することを求めた。沈寵綏(?-1645)『度曲須知』「宗韻商疑」⁽⁷¹⁾には「詞隱索遵惟周韻」（詞隱は惟だ周韻のみ遵ふを索む）と言い、沈璟は『中原音韻』を遵守したと指摘している。つまり、曲学家はいずれも沈璟の制定した南曲の格律の用韻の基礎は『中原音韻』であると認識していた。

『中原音韻』は北曲譜として確定されたものであるが、曲学家達には南北曲の音韻を規定する基礎であると考えられていた⁽⁷²⁾。例えば沈自晋は『南詞新譜』「重定南詞全譜凡例」⁽⁷³⁾において、「『中原』以曲韻北矣。夫曲也。有不奉『中原』為指南者哉」(『中原』は曲韻を北す。夫れ曲や。『中原』を奉じて指南と為さざる者有るかな)と述べ、『中原音韻』は南曲の韻書であったと指摘する。

上掲の【園林好】曲の第二支の曲辞において、「[外]」の第一句、第三句、「[合]」の句の脚韻はそれぞれ「牽」、「選」、「伝」である。『中原音韻』によれば、「牽」字の音韻は「先天、平声、陰」に属し、「選」字の音韻は「先天、去声」に属し、「伝」字の音韻は「先天、去声」に属す。唐晟本、継志齋本、集義堂本の脚韻が「官」であった時、音韻は「桓歛、平声、陰」に属す。諸本の脚韻が「頭」であった時、音韻は「先天、上声」に属す。このことからすれば、曲辞が「貴頭」であった時、脚韻は「先天」であり、「做官」(音韻「桓歛」)に比べると前後の曲辞は「先天」韻で統一されることとなり、流暢である。唐晟本、継志齋本、集義堂本において「貴頭」に作れば曲調に合致しないと指摘するのは、何に基づくのか分からない。ただし、唐晟本、継志齋本、集義堂本が、『中原音韻』に基づいて曲調に諧うか否かを判断したのではないことは明らかである。

継志齋本、集義堂本の眉批には「『貴頭』似雅」と言う。王驥徳『曲律』「雜論第三十九上」⁽⁷⁴⁾には「寒山、桓歛、先天之雅」(寒山、桓歛は、先天の雅なり)と述べ、また上述の脚韻と一致することから、「貴頭」は音韻が諧い、故に「雅」と考えられる。唐晟本、継志齋本、集義堂本は、『中原音韻』の基準に基づいて「做官」に改変したため、用韻は混乱し、平俗に墮してしまつたのである。しかし、「做官」と前後の曲辞の脚韻は合わず、『中原音韻』を遵守していない。

土屋育子氏による「弋陽腔系散齣集」⁽⁷⁵⁾の分類に基づき、筆者は散齣集と刊本を対校してみた。弋陽腔系散齣のうち、『新刊徽板合像滾調樂府官腔摘錦奇音』(以下、『摘錦奇音』と簡称)下層一卷「伯喈別親赴選」(目録作「蔡邕辭親赴選」)⁽⁷⁶⁾に、【園林好】曲の第二支が収録される。執筆者の調査によれば、『新鐫出像点板怡春錦曲』「弋陽雅調数集」(以下、『怡春錦』と簡称)の『琵琶記』「分別」⁽⁷⁷⁾にも【園林好】曲の第二支が収録される。

『摘錦奇音』	〔外〕孩兒去不須掛牽。 <u>我的兒。古人云学成文武。芸合当貸与帝王。</u> <u>家為爹者豈忍割捨。爹指望孩兒貴顯。</u> 若得名登高選。〔合〕須 早把信音伝。 <u>你口句未脱。先投宿雞鳴早。看天逢橋須下馬。過渡莫</u> <u>爭先。你早去早回。</u>
『怡春錦』	〔外〕我孩兒不須掛牽。爹指望孩兒 <u>做官</u> 。若得你名登高選。 〔合〕須早把信音伝。須早把信音伝。

弋陽腔系『摘錦奇音』と諸刊本を比較すると、「〔外〕」の曲辞に「夾白」が加えられ、「〔合〕」曲の末尾に「〔白〕」が増加される。「〔外〕」の句式は「七、七、六」であり、本格の正字は二十字、『南九宮譜』の格律に合致しない。凌濛初『譚曲雜札』には、「江西弋陽土曲。句調長短。声音高下。可以随心入腔。故総不必合調」（江西弋陽の土曲。句調に長短あり。声音は高下し。以て心に随ひて腔に入るべし。故に総じて必ずしも調に合はず）⁽⁷⁸⁾と言っている。この曲辞中の句調の長短、新たに加えられた「〔白〕」はいずれも変化しており、凌濛初の描写する弋陽腔と特徴と一致する。曲辞中の脚韻は、諸本と同様に『中原音韻』に合致するけれども、賓白が自由に加えられているため、曲辞は格律に合致しなくなり、最終的に舞台での上演に影響を及ぼすようになった。つまり、『摘錦奇音』に採録されたこの曲は、やはり弋陽腔の「土曲」の特徴に合致するのである。

『怡春錦』は「礼、楽、射、御、書、数」の六集に分かたれる。巻首の「纏頭百練序」に言うように、この散齣集の特徴は、「南与北合。今与昔合。麗清与弋陽合」（南と北と合し。今と昔と合し。麗清と弋陽と合す）であり、つまりは総合的な散齣集なのである。『怡春錦』、唐晟本、継志齋本、集義堂本の曲辞はおおむね一致し、「做官」の脚韻は諸本とは異なっている。この散齣集に選録される『琵琶記』が「弋陽雅調教集」に収録されることからすれば、『怡春錦』は弋陽腔系の曲調に来源をもつ散齣集とすることができる。つまり曲辞を「做官」に作る唐晟本、継志齋本、集義堂本は、弋陽腔系刊本の影響を受けているのである。

五

本章は、『琵琶記』本文の内容の改変から、刊本の演変の過程を明らかにしようとし

たものである。『琵琶記』本文の内容は、第一段階の刊本に始まり、第二段階、第三段階における増改、修訂を経て、第四段階の刊本において本文の内容がようやく定着し、差異が僅少になってきたのである。

『琵琶記』本文の内容の改変は、主として第二段階から始まっている。第二段階の刊本には、陸貽典抄本、巾箱本と同様の「宋元旧本」の内容が多く保存されている。しかし、大幅な改変が施され、なおかつ陸貽典抄本、巾箱本に比べて格律が重視されている。凌濛初刻本は古本系統に属するけれども、この刊本は沈璟の影響を強く受け、「宋元旧本」の内容を、できるだけ沈璟が定めた格律に合致させようとしている。忠孝伝、富春堂本は凌濛初刻本に依拠しながら、本文に多くの増改を施した。忠孝伝より後は、大量の「賓白」が加えられることとなり、第三段階、第四段階の刊本に継承される。富春堂本の本文は、忠孝伝と多く一致するが、曲辞には独自の改変が認められる。富春堂本の第三段階の刊本に対する影響は比較的大きい。

本文の内容に基づけば、第三段階の刊本は、忠孝伝、富春堂本を襲用している。しかしながら、唐晟本、継志齋本、集義堂本は忠孝伝、富春堂本を継承すると同時に、弋陽腔系統の刊本の影響も受けており、内容にも改変が見られる。つまり、本文の内容は忠孝伝、富春堂本とは異なっているのである。弋陽腔系統の刊本の影響を受けて改変された本文の内容は、第四段階の刊本には継承されない。第三段階の刊本が他の声腔を参照して改変した内容は、個別的なものであって、全ての刊本が弋陽腔系統の刊本に属することを意味しているわけではない。つまり他の声腔を参照したことが、第三段階の刊本の本文が改変された要因の一つになっているのである。つまり、唐晟本、継志齋本、集義堂本は同一の「底本」に来源を持つ。第四段階の刊本は、それぞれ唐晟本、継志齋本、集義堂本から本文の内容を襲用していることからすれば、第三段階の刊本は、やはり『琵琶記』刊本の演變の過程において、欠く可からざる重要な存在である。また、継志齋本、集義堂本の本文の内容は第四段階の刊本と近似しており、第三段階から第四段階に至る「過渡的刊本」と言うことができる。

第四段階の刊本の本文を第一段階と比較すると、大いに異なっている。南琵琶記[静]本、南琵琶記[国]本の本文及び眉批は、玩虎軒本を襲用している。尊生館本、合評本、魏仲雪[台]本、汲古閣本のうち一部分の本文は、前三段階から直接に襲用したもので

ある。出版に携わった書肆は、本文について、各自の嗜好を追求したことが分かる。しかし、おおよその内容は玩虎軒本と重複する確率が高い。つまり、第四段階の刊本が基づいたのは玩虎軒本なのである。李卓吾評本、陳繼儒評本、硃訂本、袁了凡本は、賓白等に微細な改変が見られるけれども、いずれも玩虎軒本に基づいて行われているのである。

『琵琶記』のどの刊本にもそれぞれ特徴がある。特徴の形成は、書肆、校訂者、刻工と不可分である。この他、刊本の刊行時期、場所、声腔の流行は、いずれも『琵琶記』本文の内容の変化に影響を及ぼしている。

注

- (1) 黄仕忠氏「日本所見『琵琶記』版本叙録」『戲曲文献研究叢稿』(台北・国家出版社、二〇〇六) 二二二頁。
- (2) 「日本大谷大学蔵明刊孤本『四太史雜劇』考」(『復旦学報〔社会科学版〕』、二〇〇四年第二期) 四十九～五十頁。
- (3) 黄仕忠氏『日本所蔵中国戲曲文献研究』(高等教育出版社、二〇一一) 二一四頁。
- (4) 黄仕忠氏『「琵琶記」研究』(広東高等教育出版社、一九九六) 二〇四頁。俞為民氏『宋元南戲考論』(台湾商務印書館、一九九四) 三一六頁。
- (5) 『劫中得書記』(『西諦書話』、生活・読書・新知三聯書店、一九八三) 三四四頁。鄭振鐸氏は継志齋本が河間長君校元本であり、玩虎軒本に先行すると認識していたと考えられる。
- (6) 『古典戲曲存目彙考』卷一(上海古籍出版社、一九八二) 十三頁。
- (7) 金英淑氏『「琵琶記」版本流変研究』(中華書局、二〇〇三) 九十二頁。
- (8) 黄仕忠氏『「琵琶記」研究』(広東高等教育出版社、一九九六) 二〇二～二三一頁。
- (9) 前掲注8『「琵琶記」研究』 二〇四頁。
- (10) 『四友齋叢説』(中華書局、一九五九) 三三七頁。
- (11) 錢南揚氏『元本琵琶記校注』(上海古籍出版社、一九八〇) 二頁。
- (12) 前掲注8『「琵琶記」研究』 二〇二頁。
- (13) 『中国古籍珍本叢刊・保定市図書館巻』第三十九冊～第四十冊(国家図書館出版社、二〇一七)、

保定市図書館蔵本景印本。

- (14) 前掲注 8 『「琵琶記」研究』 二一四頁。
- (15) 『中華再造善本・続編』(国家図書館出版社、二〇一〇)、中国国家図書館所蔵明万曆二十五年汪光華玩虎軒刻本景印本。
- (16) a. 前掲注 8 『「琵琶記」研究』 二一七頁。 b. 前掲注 5 『劫中得書記』 三四三頁。
- (17) 前掲注 8 『「琵琶記」研究』 二二一頁。
- (18) 前掲注 3 『日本所蔵中国戯曲文献研究』 二二五頁。
- (19) 前掲注 3 『日本所蔵中国戯曲文献研究』 二一四頁。
- (20) 古本戯曲叢刊編刊委員会『古本戯曲叢刊初集』(上海商務印書館、一九五四)。古本戯曲叢刊編刊委員会、拋長樂氏蔵容与堂刊本景印本。中国国家図書館蔵。
- (21) a. 前掲載注 1 「日本所見『琵琶記』版本叙録」 二二三～二二四頁。 b. 前掲注 3 『日本所蔵中国戯曲文献研究』 二一四頁。
- (22) 朱万曙氏『明代戯曲点評研究』(安徽教育出版社、二〇〇二) 八十六頁。
- (23) 『不登大雅文庫珍本戯曲叢刊』第十二冊(学苑出版社、二〇〇三)、北京大学図書館蔵馬氏不登大雅文庫明蕭騰鴻刻本景印本。この刊本は馬廉氏旧蔵『六合同春』六種十二卷(二)で、現在は北京大学図書館に架蔵される。
- (24) 前掲注 3 『日本所蔵中国戯曲文献研究』 二二二頁。
- (25) 瞿冕良氏編著『中国古籍版刻辞典』(齊魯書社、一九九九) 五九五頁。「尊生館」の項。
- (26) 中国国家図書館蔵『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』)には善本書号一六一八〇、一四一一〇の二種類がある。善本書号一六一八〇の『琵琶記』刊本と静嘉堂文庫蔵本は同じ刊本である(前掲載注 1 「日本所見『琵琶記』版本叙録」 二二四頁)。しかしながら、「釈義」は一六一八〇蔵本では第一冊目、静嘉堂文庫蔵本では第四冊目に置かれる。一六一八〇蔵本・静嘉堂文庫蔵本を一四一一〇蔵本と比較すると、文字、眉批に若干の差異がある。そして、前掲注 4 『「琵琶記」研究』(二三〇頁)によれば、「釈義」は末巻に位置し、この条件に合致する刊本は一四一一〇蔵本である。本稿では、黄仕忠氏の所説と整合性を保つため、『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』、善本書号：一四一一〇)を用いる。
- (27) 前掲注 8 『「琵琶記」研究』 二二三～二三一頁。黄仕忠氏の見解では、『李卓吾批評琵琶記』、『陳眉公先生批評琵琶記』、汲古閣『六十種曲』本、『声山先生原評第七才子書』、『元本出相南

- 琵琶記』（中国国家図書館蔵）、『三先生合評元本琵琶記』、『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』は崑本系統のその他の晩明裔本に帰納する。
- (28) 続修四庫全書編委会編「六十種曲 琵琶記」『続修四庫全書』「集部・戯劇類」第一七六九冊（上海古籍出版社、二〇〇二）一九一～二八四頁。上海図書館蔵明末毛氏汲古閣刻本景印本。
- (29) 北京図書館編『北京図書館古籍善本書目』「集部」（書目文献出版社、一九八七）三〇五三頁。
- (30) 前掲注 29『北京図書館古籍善本書目』「集部」。『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』について、中国国家図書館蔵（善本書号：一六一八八）と台湾国立故宮博物院図書館蔵（元台湾国家図書館蔵本、書号：一五〇七三。「附註項」によれば、この刊本は元北平図書館蔵書で、現在は国立故宮博物院図書館蔵。）の二種類がある。両刊本の本文には異同がある。北京蔵本について、前掲注 5『劫中得書記』三〇八頁に「明清之間写刊本」と述べている。しかしながら、台湾蔵本について張棟華氏『善本劇曲経眼録』（文史哲出版社、一九七六）三十頁に「明初古吳陳長卿刊本」と指摘される。本稿では、中国国家図書館蔵（善本書号：一六一八八）を用いる。
- (31) 前掲注 3『日本所蔵中国戯曲文献研究』二二〇頁。
- (32) 前掲注 11『元本琵琶記校注』2 頁。銭南揚氏は、『新刊元本蔡伯喈琵琶記』と『新刊巾箱蔡伯喈琵琶記』は同一系統に分類している。また、『凌刻臞仙本琵琶記』は「明改本」系統に属するとする。
- (33) 前掲注 8『「琵琶記」研究』一七〇～一七七頁。
- (34) 前掲注 4『宋元南戯考論』二九二頁。
- (35) 孫崇涛氏「古本『琵琶記』説略」（『琵琶記研究会論文集』、上海古籍出版社、二〇〇八）一九四～二〇四頁。
- (36) a. 前掲注 8『「琵琶記」研究』一七九頁。b. 前掲注 4『宋元南戯考論』三〇九頁。
- (37) 『古本琵琶記匯編』（中華書局、二〇〇七）冊一、Real Biblioteca del Monasterio de SanLorenzode EI Escorial 蔵景印本。
- (38) 前掲注 37「古本『琵琶記』説略」一九五頁。
- (39) 前掲注 8『「琵琶記」研究』一七八頁。
- (40) 前掲注 37『古本琵琶記匯編』冊一、広東省博物館蔵本景印本。
- (41) 「嘉靖写本『琵琶記』校録後記」（『南戯新証』、中華書局、一九八六）三五六頁。
- (42) 前掲注 37『古本琵琶記匯編』冊一、広東省博物館蔵本景印本。「生本」一五頁の表面に「嘉

- 靖」、裏面に「蔡伯皆」と書かれている。
- (43) 前掲注 4『宋元南戲考論』三一〇頁。
- (44) 前掲注 20『古本戲曲叢刊初集』。古本戲曲叢刊編刊委員会、抛北京図書館蔵陸貽典鈔校本景印本。中国国家図書館蔵。
- (45) 前掲注 4『宋元南戲考論』三〇四頁。
- (46) 前掲注 8『「琵琶記」研究』一七一頁。
- (47) 『西諦書目』（文物出版社、一九六三）「目五 集部下 曲類」の第四十一頁表面に「新刻巾箱 蔡伯喈琵琶記存一卷 元高明撰 影明抄本 一冊 存卷下」とある。
- (48) 前掲注 5『劫中得書記』三四三～三四四頁。
- (49) 前掲注 4『宋元南戲考論』三〇七頁。
- (50) 前掲注 37『古本琵琶記匯編』冊三、北京師範大学図書館蔵本景印本。
- (51) 『西諦書跋』（文物出版社、一九九八）五九一頁。
- (52) 前掲注 7『「琵琶記」版本流変研究』（中華書局、二〇〇三）八十頁。
- (53) 拙稿「『蔡中郎忠孝伝』初探」（『九州中国学会報』第五十四卷、二〇一六）。
- (54) 李致忠氏『古書版本学概論』（北京図書館出版社、一九九〇）一一二頁。
- (55) 拙稿「槃邁碩人増改定本『詞壇清玩琵琶記』攷—眉批の来歴とその内容—」（『九州中国学会報』第五十六卷、二〇一八）。
- (56) 前掲注 3『日本所蔵中国戲曲文献研究』二一五頁。
- (57) 前掲注 8『「琵琶記」研究』二二〇頁。
- (58) 前掲注 4『宋元南戲考論』三一六頁。
- (59) 銭南揚氏『永楽大典戲文三種校注』（中華書局、一九七九）十一頁。
- (60) 前掲注 8『「琵琶記」研究』二一六頁。
- (61) 『太霞新奏』十四卷、明天啓七年（一六二七）、北京大学図書館蔵。
- (62) 『中国古典戲曲論著集成』第四冊（中国戲劇出版社、一九八〇）二七〇頁。
- (63) 『増定南九宮曲譜』（台湾学生書局、一九八四、王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第三輯、第 27・28 冊）中国国家図書館麗正堂刊本景印本。
- (64) 『増定南九宮曲譜』（前掲注 65『善本戲曲叢刊』第三輯、第 28 冊）三九五頁。
- (65) 『南詞新譜』（前掲注 65『善本戲曲叢刊』第三輯、第 29 冊）四四一頁。

- (66) 曾永義氏「附録：戲曲要籍解題」『中国古典戲劇的認識与欣賞』（正中書局、一九九一）八十二頁。
- (67) 前掲注 64『中国古典戲曲論著集成』第四冊、一二五頁。
- (68) 『南音三籟』四卷、明末刻本、北京大学図書館蔵。
- (69) 『増定南九宮曲譜』（前掲注 65『善本戲曲叢刊』第三輯、第 28 冊）七〇二頁。
- (70) 前掲注 64『中国古典戲曲論著集成』第四冊、一〇五頁。
- (71) 前掲注 64『中国古典戲曲論著集成』第五冊、二三五頁。
- (72) 俞為民氏『中国古代戲曲理論史通論』（中華書局、二〇一六）一五八頁。
- (73) 『南詞新譜』（前掲注 65『善本戲曲叢刊』第三輯、第 29 冊）三十二頁。
- (74) 前掲注 64『中国古典戲曲論著集成』第四冊、一五三頁。
- (75) 『中国戲曲テキストの研究』（汲古書院、二〇一三）一七〇頁。
- (76) 〔明〕龔正我輯『新刊徽板合像滾調樂府官腔摘錦奇音』六卷、明万曆三十九年（一六一一）書林敦睦堂張三懷刊本、国立公文書館内閣文庫蔵。
- (77) 〔明〕冲和居士編『新鐫出像点板怡春錦曲』十六卷、明崇禎年間刊本。Harvard-Yenching Library（ハーバード大学燕京図書館）蔵。
- (78) 前掲注 64『中国古典戲曲論著集成』第四冊、二五四頁。

第三章 『琵琶記』 刊本の改刻

— 『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』 攷 —

—

『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』には、国立故宫博物院図書館に架蔵される国立中央図書館旧蔵本（以下、「魏仲雪[台]本」と簡称）、中国国家図書館に架蔵される鄭振鐸旧蔵本⁽¹⁾（以下、「魏仲雪[北]本」と簡称）の二種類が現存する。この二種の刊本の書誌は以下のとおりである。

魏仲雪[台]本は崇禎年間の刊本⁽²⁾である。二卷四十二齣。上巻には第一齣から第二十一齣までが、下巻には第二十二齣から第四十二齣までが収められる。巻首の扉面には「魏仲雪先生評釈／新刻／琵琶記／古吳陳長卿梓」と題される。巻頭には四幅の単面式の挿図及び挿図と対を為す形で円形の題記が置かれ、それぞれ「懶道人」、「呉元」、「春通書」、「琴山主人」と署名される。四幅目の牌記の上方には大字で「旌表門庭」と題される。次に「■刻魏仲雪先生批評琵琶記目録」を置き、本文首行は「新刻魏仲雪先生批点琵琶記卷上」、二行目は「上虞魏浣初 仲雪父 批評 門人 李裔蕃 九仙父 註釈」と題す。半葉十行、行二十七字。科白小字双行、字数同。曲辞・賓白頂格、下場詩低三格或四格。曲辞には宮調が注記され、齣末には「釈義」と「音字」が附され、眉欄鐫評。版心は「魏仲雪先生批評琵琶記 上/下巻 葉数」、白口、無魚尾、四周単辺。

魏仲雪[北]本は明清間写刻本⁽³⁾である。二卷四十二齣。上巻には第一齣から第二十一齣までが、下巻には第二十二齣から第四十二齣までが収められる。扉面、挿図、目録等はない。本文首行は「新刻魏仲雪先生批点琵琶記卷上」、二行目は「上虞魏浣初 仲

雪父 批評 門人 李裔蕃 九仙父 註釈」と題す。半葉十行、行二十七字。科白小字双行、字数同。曲辞・賓白頂格、下場詩低三格或四格。曲辞には宮調が注記され、齣末には「釈義」と「音字」が附され、眉欄鐫評。版心は「魏仲雪先生批評琵琶記 上/下巻 葉数」、白口、無魚尾、四周単辺。第四十二齣【六么令】以降は欠葉。

この『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』について、黄仕忠氏は先ず「晩明の各種評点本はいずれも玩虎軒本を底本とする⁽⁴⁾」とした上で、該書は晩明裔本の一であり、内容は種徳堂本⁽⁵⁾等を襲用し、評語のほとんどは李卓吾評本⁽⁶⁾に同じであるとする。朱万曙氏は該書の眉批を分析し、「容与堂本と陳眉公批評本の評語を混ぜ合わせてできたもの⁽⁷⁾」としている。両氏の見解は、いずれも『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』の眉批に基づいたもので、本文の内容について考察したものではないため、不明な点が多い。

そこで本稿では、『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』の魏仲雪[台]本と魏仲雪[北]本の異同を明らかにし、該書の『琵琶記』諸刊本における位置づけについて考察しようとするものである。

二

現存する明代の『琵琶記』の完本には以下の二十一種⁽⁸⁾が現存する。(以下の刊本の付番は序章〔5頁-7頁〕に準拠する)

- C.『新刊元本蔡伯喈琵琶記』二卷、清康熙十三年(一六七四)陸貽典抄明嘉靖刊本、中国国家図書館蔵⁽⁹⁾。(以下、「陸貽典抄本」と簡称)
- D.『新刊巾箱蔡伯喈琵琶記』二卷、明嘉靖刊本、台湾国家図書館蔵。(以下、「巾箱本」と簡称)
- 1.『校梓註釈圈証蔡伯喈大全』三卷雜卷一卷、万曆丁丑(一五七七)金陵富春堂刻本、中国保定市図書館蔵⁽¹⁰⁾。(以下、「富春堂本」と簡称)
- 2.『琵琶記』三卷、万曆丁酉(一五九七)汪光華玩虎軒刻本、中国国家図書館蔵⁽¹¹⁾。(以下、「玩虎軒本」と簡称)
- 3.『重校琵琶記』四卷(中国国家図書館蔵本には『重校琵琶記釈義大全』一卷が附される)、万曆戊戌(一五九八)繼志齋刊本、国立公文書館内閣文庫蔵。(以下、「繼志齋本」と簡称)

4. 『新刻重訂出像附積標註琵琶記』四卷、万曆間金陵唐晟刊本、台湾国家図書館蔵。(以下、「唐晟本」と簡称)
5. 『重校琵琶記』二卷、万曆間集義堂刊本、名古屋市蓬左文庫蔵。(以下、「集義堂本」と簡称)
6. 『李卓吾先生批評琵琶記』二卷、万曆三十八年(一六一〇)容与堂刊本、中国国家図書館蔵⁽¹²⁾。(以下、「李卓吾評本」と簡称)
- 7-1. 『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』)三卷積義一卷、万曆三十八年(一六一〇)刊本、静嘉堂文庫蔵。(以下、「南琵琶記[静]本」と簡称)
- 7-2. 『琵琶記』(『元本出相南琵琶記』)三卷積義一卷、明刊本、中国国家図書館蔵⁽¹³⁾。(以下、「南琵琶記[国]本」と簡称)
8. 『鼎鐫琵琶記』二卷、万曆四十六年(一六一八)師儉堂刊本、北京大学図書館蔵⁽¹⁴⁾。(以下、「陳繼儒評本」と簡称)
9. 『袁了凡先生積義琵琶記』二卷、万曆間環翠堂刊本、京都大学文学部蔵。(以下、「袁了凡評本」と簡称)
10. 『琵琶記』三卷、万曆間尊生館刊本、台湾国家図書館蔵。(以下、「尊生館本」と簡称)
11. 『琵琶記』二卷、明毛晋汲古閣刻『六十種曲』本、上海図書館蔵⁽¹⁵⁾。(以下、「汲古閣本」と簡称)
12. 『三先生合評元本琵琶記』二卷、明末刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「合評本」と簡称)
- 13-1. 『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』二卷、明崇禎間刊本、台湾国立故宮博物院図書館蔵。(以下、「魏仲雪[台]本」と簡称)
- 13-2. 『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』二卷、明末刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「魏仲雪[北]本」と簡称)
14. 『硃訂琵琶記』二卷、明末朱墨套印本、国立公文書館内閣文庫蔵。(以下、「硃訂本」と簡称)
15. 『重校元本大板積義全像音積琵琶記』三卷、明末雲林別墅刊本、中国国家図書館蔵。(以下、「雲林別墅本」と簡称)

16.『凌濛仙本琵琶記』四卷、明天啓間凌氏朱墨套印本、中国国家図書館蔵⁽¹⁶⁾。

(以下、「凌濛初刻本」と簡稱)

17.『蔡中郎忠孝伝』四卷、明刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「忠孝伝」と簡稱)

雲林別墅本は繼志齋本の翻刻本である⁽¹⁷⁾。筆者の調査によれば、雲林別墅本の版式には混乱が見られ、例えば第四十齣「李旺回話」・第四十一齣「風木余恨」は小字が用いられ、他所との統一がとれていない。また第二十九齣「乞丐尋夫」【雁過沙】曲の第三支から同齣末までは、玩虎軒本「五娘辞別張公」の半幅の插图(巻中、五十一葉、裏面)が援用され、更に版式は陳繼儒評本と一致する。版式については、本稿では措くこととする。

『琵琶記』の刊本は二系統に分かつことができ、陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本は古本系統に、その他の諸本は通行本系統に属するとされている⁽¹⁸⁾。本稿では『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』の二種類の刊本について、上掲の二十種類の刊本と対校することによって分析を進め、『琵琶記』刊本における演變の様相、位置づけについて考察していくものとする。

次に掲げるのは、蔡婆が世を去った後、日を逐って衰弱してきた蔡公の保養のため趙五娘が湯薬を用意して飲ませる唱である。陸貽典抄本・巾箱本では【霜天角】、合評本では【霜天曉角後】、諸本では【霜天曉角】に作る。

陸貽典抄本	〔外上唱〕……縦然擡頭強起。〔介〕形衰倦。怎支持。〔旦白〕公公寬心。藥熟了。你吃些 <u>關關身已</u> 歇子。〔外介〕我吃不得這藥。
巾箱本 第二十二齣	〔外上唱〕……縦然擡頭強起。〔介〕形衰倦。怎支持。〔旦白〕公公寬心。藥熟了。你吃些 <u>關關身已</u> 歇子。〔外介〕我吃不得這藥。
凌濛初刻本 第二十二折	〔外上〕……縦然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦〕公公寬心。藥熟了。你吃些 <u>關關身已</u> 。〔外〕我吃不得這藥。
忠孝伝 第二十四齣	〔外〕……縦然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔外唱〕神魂暝目猶如風前燭。天那。最苦辛勤媳婦。親生子何能靚。〔旦云〕公公寬心。藥熟了。你喫些。〔外云〕我喫不得藥了。

富春堂本 第二十三折 「沈疴服藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦〕 <u>公公。藥已熟了。慢慢喫些。調養身己。</u> 〔外〕媳婦兒。我喫不得這藥。
唐晟本 第二十三齣 「五娘煎藥」	〔外〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已煎熟在此。 <u>慢慢喫些。調養身子。</u> 〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
繼志齋本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦〕 <u>公公。藥已熟了。慢慢喫些。調養身己。</u> 〔外〕媳婦。我喫不得這藥了。
集義堂本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦〕 <u>公公。藥已熟了。慢慢喫些。調養身己。</u> 〔外〕媳婦。我喫不得這藥了。
玩虎軒本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
南琵琶記[静]本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
南琵琶記[国]本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
尊生館本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
合評本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外〕媳婦。我喫不得這藥了。
魏仲雪[台]本	〔外唱〕縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已

第二十三齣 「代嘗湯藥」	熟了。慢慢吃些。〔外云〕媳婦。我吃不得這藥了。
魏仲雪〔北〕本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢吃些。〔外云〕媳婦。我吃不得這藥了。
李卓吾評本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
陳繼儒評本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
硃訂本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
袁了凡評本 第二十三齣 「代嘗湯藥」	〔外唱〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦云〕公公。藥已熟了。慢慢喫些。〔外云〕媳婦。我喫不得這藥了。
汲古閣本 第二十三齣	〔外〕我縱然擡頭強起。形衰倦。怎支持。〔旦〕公公。藥已熟了。慢慢吃些。〔外〕媳婦。我喫不得這藥了。

陸貽典抄本・巾箱本の曲辞、賓白は一致しており、同一類型に属する刊本と看做すことができる。『琵琶記』刊本の演変は、第二段階の凌濛初刻本から始まる。該書の賓白をその他の諸本と比べると、陸貽典抄本・巾箱本に近似する。曲辞の間に置かれるト書き「〔介〕」は刪去され、以後の刊本においてもト書きは無い。賓白は陸貽典抄本・巾箱本の「你吃些闌闌身已歇子」が「你吃些闌闌身已」に改められる。諸本の【霜天（曉）角（後）】は一支のみであるが、凌濛初刻本と同一系統⁽¹⁹⁾の忠孝伝では新たに「〔外〕」の唱う一支を加え、趙五娘に対する感謝の意を表すが、諸本には襲用されない。忠孝伝は賓白についても調整がなされており、陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本の「公公寛心。藥熟了」が保留される一方で、「你吃些闌闌身已」は「你喫些」

に改められる。「〔外〕」の賓白の末尾に「了」字が加えられ、後続の刊本に継承される。富春堂本・唐晟本においても、「〔旦〕」の賓白に改変が施されている。富春堂本では「公公寛心。菓熟了」を「公公。菓已熟了」に改め、「你吃些」を「慢慢吃些」に改めており、これらは後続の刊本に襲用される。また陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本の「闌闌」は「調養」に改められる。唐晟本では「菓已熟了」を「菓已煎熟在此」に改める。継志齋本・集義堂本の内容は一致し、この箇所は富春堂本を襲用し、忠孝伝の「〔外〕」の賓白の末尾に「了」字を加える点も継承する。しかしながら富春堂本の「調養身己」は後続の刊本には襲用されない。刊本中において「〔旦〕」・「〔外〕」の賓白に変化が大きいことから、「搖籃期」の刊本であると看做することができる。

この例によれば、『琵琶記』刊本は陸貽典抄本、巾箱本、凌濛初刻本、忠孝伝、富春堂本、唐晟本、継志齋本、集義堂本の順序で演変し、玩虎軒本に代表される諸本において定着したと考えられる。すなわち、玩虎軒本に代表される諸本を「定着期」の刊本と規定することができるのである。「定着期」の刊本の内容は安定へと向かい、陸貽典抄本・巾箱本に比べても明らかな変化が見出せる。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本はこの段階の刊本である。

三

魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の内容は「定着期」のその他の刊本に同一である。しかしながら、独自の内容も有しており、諸本との間に襲用関係が認められる。

(一) 諸刊本との襲用関係

〔商調過曲〕【高陽台】曲の第二支は、婚姻の相談のため、牛丞相が院子と媒婆を蔡伯皆のもとに差し向ける場面で唱われる。媒婆（〔丑〕）が蔡伯皆を説得する時の曲辞は以下のとおりである。

陸貽典抄本	望君家殷勤 <u>首肯</u> 。早諧結髮。
巾箱本第十二齣	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
凌濛初刻本第十二折	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
忠孝伝第十四齣	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
富春堂本第十三折「京邸辞婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。

唐晟本第十三齣「伯喈辭婚」	望君家殷勤肯守。早諧結髮。
繼志齋本第十三齣「官媒議姻」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
集義堂本第十三齣「官媒議姻」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
玩虎軒本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
南琵琶記[静]本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
南琵琶記[国]本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
尊生館本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
合評本第十三齣「官媒議親」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
魏仲雪[台]本第十三齣「官媒議親」	望君家殷勤 <u>首肯</u> 。早諧結髮。
魏仲雪[北]本第十三齣「官媒議親」	望君家殷勤 <u>首肯</u> 。早諧結髮。
李卓吾評本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
陳繼儒評本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
硃訂本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
袁了凡評本第十三齣「官媒議婚」	望君家殷勤肯首。早諧結髮。
汲古閣本第十三齣	望君家殷勤肯首。早諧結髮。

諸本が「肯首」に作る箇所は、富春堂本では「肯守」に作っている。「定着期」の刊本中、唯一、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本だけが「首肯」に作り、陸貽典抄本を襲用していることが明らかである。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の齣目は、合評本と同一である。この他、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本のこの箇所の版式は同一ではなく、魏仲雪[北]本では「早諧結髮」の「髮」字は、この行の最下部におかれて、字数は二十八字である。ところが魏仲雪[台]本では次行に送られ、「髮」字が一行を独占する。ここから魏仲雪[北]本の刊刻が混乱していることが看取できる。

また例えば、〔商調過曲〕【梁州序】曲の第三支、蔡伯皆が故郷を懐い、池塘で琴を爪弾いて、自らを慰謝するのを目にした牛小姐（〔貼〕）の唱には、以下の異同が見られる。

陸貽典抄本	漸輕雷隱隱。雨收雲散。
巾箱本第二十一齣	聽 輕雷隱隱。雨收雲散。
凌濛初刻本第二十一折	漸輕雷隱隱。雨收雲散。

忠孝伝第二十三齣	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
富春堂本第二十二折「水閣流觴」	聽 輕雷隱隱。雨収雲散。
唐晟本第二十二齣「伯喈操琴」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
繼志齋本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
集義堂本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
玩虎軒本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
南琵琶記[静]本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
南琵琶記[国]本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
尊生館本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
合評本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
魏仲雪[台]本第二十二齣「琴訴荷池」	聽 輕雷隱隱。雨収雲散。
魏仲雪[北]本第二十二齣「琴訴荷池」	聽 輕雷隱隱。雨収雲散。
李卓吾評本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
陳繼儒評本第二十二齣「琴訴荷池」	聽 輕雷隱隱。雨収雲散。
硃訂本第二十二齣「琴訴荷池」	聽 輕雷隱隱。雨収雲散。
袁了凡評本第二十二齣「琴訴荷池」	漸輕雷隱隱。雨収雲散。
汲古閣本第二十二齣	漸輕雷隱隱。雨収雲散。

大多数の刊本は陸貽典抄本の「漸輕」を襲用しているが、巾箱本では「聽輕」に改められ、富春堂本・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本・陳繼儒評本・硃訂本所に襲用されている。つまり、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の「聽輕」は巾箱本に淵源を持つのである。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本と陳繼儒評本の眉批にも襲用関係⁽²⁰⁾が認められ、曲辞と同様に魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は陳繼儒評本より後れると確定できる。硃訂本の本文の内容も陳繼儒評本を襲用している⁽²¹⁾。

更に、「定着期」の刊本の第十六齣〔黄鐘過曲〕【神仗児】の「〔生〕」の曲は、諸本では「揚塵舞蹈。揚塵舞蹈。見祥雲縹緲。」に作っている。しかしながら、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本・硃訂本では「彤庭隱耀。彤庭隱耀。見祥雲縹緲。」に、陳繼儒評本では「彤廷隱耀。彤廷隱耀。見祥雲縹緲。」に改められる。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本と陳繼儒評本・硃訂本との異同は、同一の底本に基づいたため、もしくは陳繼儒

評本に基づいたためと考えられる。

以上の例証から、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は多種類の刊本を襲用しており、とりわけ陳繼儒評本・硃訂本と密接な関係を有することが明らかである。

(二)「散齣集」との襲用関係

〔双調引子〕【謁金門】曲は、蔡伯皆が応試に出立するに際して、趙五娘が送別する場面で唱われる。陸貽典抄本・巾箱本では蔡伯皆（〔生〕）の曲であるが、諸本では趙五娘と蔡伯皆の合唱（〔合〕）である。

陸貽典抄本	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
巾箱本第五齣	骨肉一朝成 折 散。可憐難捨拚。
凌濛初刻本第五折	骨肉一朝成 折 散。可憐難捨拚。
忠孝伝第五齣	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
富春堂本第五齣「南浦分岐」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
唐晟本第五齣「辞親赴選」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
継志齋本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成 折 散。可憐難捨拚。
集義堂本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成 折 散。可憐難捨拚。
玩虎軒本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
南琵琶記[静]本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
南琵琶記[国]本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
尊生館本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成 折 散。可憐難捨拚。
合評本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
魏仲雪[台]本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝 輕折 散。可憐難捨難拚。
魏仲雪[北]本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝 輕折 散。可憐難捨難拚。
李卓吾評本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
陳繼儒評本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
硃訂本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成 折 散。可憐難捨拚。
袁了凡評本第五齣「南浦囑別」	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。
汲古閣本第五齣	骨肉一朝成拆散。可憐難捨拚。

魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は諸本と異なり、曲辞を「輕折散」、「難捨難拚」に作る。

この曲辞について以下の三種類の刊本に眉批が施される。に作る。

唐晟本	「成拆散」諸本一作「軽」。亦好。一作「重」者非。
玩虎軒本	「成」一作「軽」。亦是。一作「重」則非。
南琵琶記[静]本	「成」一作「軽」。亦是。一作「重」則非。

玩虎軒本・南琵琶記[静]本の眉批は唐晟本を襲用している。南琵琶記[静]本と南琵琶記[国]本の版式及び断板の位置は完全に一致しており、同一の版木を用いた刊本であると断定できる。しかしながら南琵琶記[国]本のこの箇所には眉批が鐫刻されておらず、両者は完全に一致するわけではない。

上掲の眉批によれば、曲辞を「軽」字に作る刊本が存在したことが分かるが、現存する刊本では魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本のみが「軽折散」に作っている。しかし、刊刻年代について言えば、唐晟本・玩虎軒本はいずれも魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本より早い。つまり、唐晟本・玩虎軒本・南琵琶記[静]本の眉批に言う「軽」字に作る刊本は、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本が引用した「底本」と密接な関係を有しているのである。

『琵琶記』の散齣を輯録する戯曲散齣集は十八種類ある⁽²²⁾。土屋育子氏はそのうち十一種類が「弋陽腔系散齣集」であると認定している⁽²³⁾。「弋陽腔系散齣集」のうち『新刊徽板合像滾調樂府官腔摘錦奇音』⁽²⁴⁾（以下、『摘錦奇音』と簡稱）下層一卷「伯啗別親赴選」（目録題「蔡邕辞親赴選」）に【謁金門】曲が輯録される。この他、筆者の調査によれば、『新鐫出像点板怡春錦曲』⁽²⁵⁾「弋陽雅調数集」（以下、『怡春錦』と簡稱）にも『琵琶記』「分別」【謁金門】曲が輯録される。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本との異同は以下のとおりである。

『摘錦奇音』	〔生〕……骨肉一朝 軽折散 。妻可憐難捨難分。
『怡春錦』	〔生旦〕骨肉一朝 軽拆散 。可憐難捨難拵。
魏仲雪[台]本	骨肉一朝 軽折散 。可憐難捨難拵。
魏仲雪[北]本	骨肉一朝 軽折散 。可憐難捨難拵。

魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の「軽折散」、「難捨難拵」といった曲辞は諸本とは異なり、「弋陽腔系」散齣集の『摘錦奇音』・『怡春錦』の曲辞と極めて相似している。つまり魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は刊刻時に「弋陽腔」系統の刊本を参照し、その影響

を受けて、「軽折散」、「難捨難拵」に改められている。つまり、唐晟本・玩虎軒本・南琵琶記[静]本の眉批に言う「軽」字に作る刊本は、実は「弋陽腔」系統の刊本なのであり、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本のこの箇所の曲辞はその影響を受けているのである。

すなわち、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は陸貽典抄本・巾箱本に見られる比較的古い内容を参照しているだけでなく、その他の声腔の刊本をも参照しており、それらに基づいて曲辞と賓白を改変しているのである。すなわち魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は多様な形態の刊本の影響を受けているとすることができる。

(三) 魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本間の異同

魏仲雪[台]本と魏仲雪[北]本の間には異同が存する。

孝養を尽くす趙五娘（〔旦〕）が、義父にうまく服薬させることができず、悲嘆に暮れて唱う〔南呂過曲〕【香遍滿】曲の第二支は以下のとおりである。

陸貽典抄本	怕添親怨憶。背将珠淚漬。
巾箱本第二十二齣	怕添親怨憶。背将珠淚漬。
凌濛初刻本第二十二折	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
忠孝伝第二十四齣	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
富春堂本第二十三折「沈疴服薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚漬。
唐晟本第二十三齣「五娘煎薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
継志齋本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚漬。
集義堂本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚漬。
玩虎軒本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
南琵琶記[静]本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
南琵琶記[国]本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
尊生館本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
合評本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
魏仲雪[台]本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。
魏仲雪[北]本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨恨。自将珠淚墮。
李卓吾評本第二十三齣「代嘗湯薬」	怕添親怨憶。暗将珠淚墮。

陳繼儒評本第二十三齣「代嘗湯藥」	怕添親怨憶。暗將珠淚墮。
硃訂本第二十三齣「代嘗湯藥」	怕添親怨憶。暗將珠淚墮。
袁了凡評本第二十三齣「代嘗湯藥」	怕添親怨憶。暗將珠淚墮。
汲古閣本第二十三齣	怕添親怨憶。暗將珠淚墮。

以上の対校から、「定着期」の多くの刊本が凌濛初刻本に同一で、陸貽典抄本・巾箱本における「背將珠淚漬」は「暗將珠淚墮」に改められていることが明らかである。陸貽典抄本・巾箱本の「珠淚漬」は富春堂本・繼志齋本・集義堂本に継承され、更に凌濛初刻本の「暗將」も継承している。ここでは魏仲雪[台]本の曲辞は諸本に同一で、魏仲雪[北]本は異なる改変が見られる。すなわち、諸本の「怨憶」は「怨恨」に改められ、「暗將」は「自將」に改められているのである。

また、「定着期」刊本の第三十八齣【風入松】曲の第四支は、蔡伯皆が両親と趙五娘を都に迎えるために李旺を陳留郡に派遣したところ、李旺と面会した隣人張公〔末〕が、趙五娘はすでに琵琶を背負って上京したと告げる場面である。陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本は「他如今直往帝京来」に作り、諸本は「他如今逕往帝都来」に作っている。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本には以下のような異同が見られ、諸本とも異なっている。

魏仲雪[台]本	他如今逕往京都来。
魏仲雪[北]本	他如今逕往京都去。

魏仲雪[北]本を魏仲雪[台]本とを比較すると、漏字が多く、例えば「定着期」の刊本の第五齣【玉交枝】曲の第二支は、蔡伯皆と家人が分かれる際に、趙五娘に自分の両親の世話を依頼し、趙五娘が安心するように答える場面である。「[旦]」の唱には以下のような異同が見られる。

魏仲雪[台]本	官人。我媳婦。事舅姑不待言。
魏仲雪[北]本	官人。我媳婦。事舅不待言。

諸本は「我做媳婦」に作る箇所であり、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本に比べても句意を理解しやすく、趙五娘の言説にふさわしい。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本では「做」字を省略し、しかも魏仲雪[北]本では「姑」字を欠いている。

魏仲雪[北]本を魏仲雪[台]本と比較すると、刊本は粗略である。例えば、「定着期」

の刊本第三十齣【菊花新】曲の末尾に置かれる賓白は、魏仲雪[北]本では「自家喜得家書報道平安」句が欠けている。また、眉批も同様で、「定着期」の刊本第三十五齣【啄木鷲】曲の上欄の「訛音俄」、「両賢不相口女中二難」が漏れている。

この他、魏仲雪[北]本には錯簡も認められる。魏仲雪[台]本と魏仲雪[北]本とに差異が生じた原因は、出版者によるものである。魏仲雪[台]本の状態は魏仲雪[北]本より優れていると言える。

四

魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本には「琵琶詞」が輯録されており、『琵琶記』「上京尋夫」より以前の全ての情節が描かれる。

兪為民氏は「南戲『琵琶記』的版本流変及其主題考論」⁽²⁶⁾において、「『琵琶詞』は現存する各本には輯録されない」と述べているが、同論文の「版本概況」には明書林余少江刻本『新刻魏仲雪先生批評琵琶記』に輯録されている旨の記述がなされている。朱万曙氏も「明書林余少江刻本」に依拠したとし、同様に「琵琶詞」は通行本には見えないと指摘する⁽²⁷⁾。両氏の言う「明書林余少江刻本」について筆者は未見であるため、本稿ではしばらく措くこととする。魏仲雪[北]本・魏仲雪[台]本は「通行本」であるけれども、第二十九齣「乞丐尋夫」中に「琵琶詞」を輯録する。この事から、『新刻魏仲雪先生批評琵琶記』には多種類の刊本が存在し、魏仲雪[北]本・魏仲雪[台]本との差異が大きく、一概に論じられない事が明らかである。

先行研究に基づき、「琵琶詞」を収載する刊本及び散齣集をまとめると、以下のとおりである。

1. 『鼎鑄精選増補滾調時興歌令玉谷新簧』⁽²⁸⁾（以下、『玉谷新簧』と簡称）卷之二・中層
2. 『新刻京板青陽時調詞林一枝』⁽²⁹⁾（以下、『詞林一枝』と簡称）卷之三・下層「趙五娘描画真容」
3. 『鼎鏤徽池雅調官腔海塩青陽点板万曲明春』⁽³⁰⁾（以下、『大明春』と簡称）卷之四・上層「五娘描真」
4. 『新刊分類出像陶真選粹樂府紅珊』⁽³¹⁾（以下、『樂府紅珊』と簡称）卷十四「趙五

娘描画真容」

5. 『新鐫楽府清音歌林拾翠』⁽³²⁾ (以下、『歌林拾翠』と簡称) 新鐫楽府琵琶拾翠「描画真容」
 6. 『新鐫精選古今楽府滾調新詞玉樹英』⁽³³⁾ (以下、『玉樹英』と簡称) 卷之一「五娘描画真容」
 7. 『新鐫出像点板怡春錦曲』⁽³⁴⁾ (『怡春錦』と簡称) 弋陽雅調数集「附琵琶詞」
- 13-1. 魏仲雪[台]本
- 13-2. 魏仲雪[北]本
18. 『伯皆定本』⁽³⁵⁾ 二十折「沿途苦棲」

この他、『新刊徽板合像滾調楽府官腔摘錦奇音』⁽³⁶⁾ (以下、『摘錦奇音』と簡称) の「新刻摘錦奇音目録」中には「五娘琵琶詞調」が著録されるけれども、本文は佚して残存しないので、本稿では論じない。

以上に示したとおり、「琵琶詞」は海塩腔、青陽腔、弋陽腔等の声腔の散齣集に輯録されており、この曲が広範に流行したことが看取できる。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本に輯録される「琵琶詞」の内容は同一であるが、諸本との間には異同が存する。『大明春』・『怡春錦』・『伯皆定本』は七十八句から成り、『玉谷新簧』・『詞林一枝』・『楽府紅珊』・『歌林拾翠』・『玉樹英』・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は八十句から成る。

最初の異同は第四十二句の後に見られ、里正の詐取で趙五娘に分配する糧食が無くなったため、糧官の裁量で趙五娘に糧食を分配するよう里正に命じる、という「義倉賑濟」の内容を紹介する箇所である。

『玉谷新簧』	<u>誰知糧米都散盡</u> 。多謝恩官做主張。
『詞林一枝』	奴去請糧糧又盡。多謝恩官做主張。
『楽府紅珊』	<u>誰知糧米都支盡</u> 。 <u>拿住李正要賠糧</u> 。
『歌林拾翠』	奴去請糧糧又盡。 <u>幸遇恩官作主張</u> 。
『玉樹英』	奴去請糧糧又盡。多謝恩官做主張。
魏仲雪[台]本	奴去請糧糧又盡。多謝恩官做主張。
魏仲雪[北]本	奴去請糧糧又盡。多謝恩官做主張。

ここで新たに加えられた二句の曲辞は、『玉谷新簧』・『楽府紅珊』第四十三句の内容に近い。『楽府紅珊』第四十四句「拿住李正要賠糧」は諸刊本と異なるが、『詞林一枝』・『歌林拾翠』・『玉樹英』・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の内容は同一である。『詞林一枝』・『歌林拾翠』⁽³⁷⁾・『玉樹英』⁽³⁸⁾はいずれも「弋陽腔」系統の散齣集であり、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本のこの箇所の内容は、「弋陽腔」系統の刊本を「底本」として刊刻されている。

この他、散齣集間で移動が認められる箇所は、第二十五句の蔡伯皆・趙五娘を紹介する二句である。

『玉谷新簧』	<u>生下孩兒蔡邕氏</u> 。新娶妻房趙五娘。
『詞林一枝』	<u>自家名喚蔡邕的</u> 。娶有妻房趙五娘。
『大明春』	<u>生下孩兒蔡邕是</u> 。新娶妻房趙五娘。
『楽府紅珊』	<u>生下孩兒蔡邕是</u> 。新娶妻房趙五娘。
『歌林拾翠』	<u>生下孩兒蔡邕是</u> 。新娶妻房趙五娘。
『玉樹英』	<u>自家名喚蔡邕的</u> 。娶有妻房趙五娘。
『怡春錦』	<u>生下孩兒蔡邕氏</u> 。新娶妻房趙五娘。
『伯皆定本』	生下孩兒蔡邕的。新娶妻房趙五娘。
魏仲雪[台]本	<u>生下孩兒蔡邕是</u> 。新娶妻房趙五娘。
魏仲雪[北]本	<u>生下孩兒蔡邕是</u> 。新娶妻房趙五娘。

『玉谷新簧』と『怡春錦』の内容は同一である。『詞林一枝』と『玉樹英』の内容は同一である。また、『大明春』・『楽府紅珊』・『歌林拾翠』・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の内容は同一である。これらを総合すると、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本と「弋陽腔」系統の散齣集『歌林拾翠』との関係が最も密接であることが明らかである。散齣集間には文字の異同が存在するが、ここでは贅言しない。

五

魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の各齣末には、「釈義」と「音字」が附され、内容は同一である。現存する『琵琶記』刊本の中で、「釈義」と「音字/釈」を附す刊本は、富春堂本・唐晟本・集義堂本・南琵琶記[静]本・袁了凡評本である。継志齋本に「釈義」

は有るが、「音字」は無い。この他、民国八年（1919）暖紅室刻『批評積義音字琵琶記』⁽³⁹⁾については本稿では暫し措くこととする。「音字」は他の刊本では或いは「音積」に作る。「音積」を附す刊本には、富春堂本・集義堂本・南琵琶記[静]本・袁了凡評本・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本がある。

「音積」は富春堂本では底欄（本文の下欄）に鐫刻される。集義堂本・南琵琶記[静]本・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本では「積義」の後に刻される。袁了凡評本は眉欄に鐫刻される。「音積」に収められる内容は異なっており、第四齣/折を例に挙げると以下のとおりである。

富春堂本	脆音翠、辦音扮、慧音會、嘔音偶、 <u>骷髏音枯楼</u> 、聾音龍、齏音賈、 <u>鸚音惡</u> 、咳音耶、燠音口、疴音可、癢音養、 <u>穀音勾去声</u> 、 <u>黔音錢</u> 、俎音祖、 <u>鬻音欲</u> 、 <u>丐音盖</u> 、 <u>啜音拙</u> 、菽音叔。
集義堂本	幃音違、 <u>棘音及</u> 、森音參、 <u>鵬音朋</u> 、 <u>黔音乾</u> 、 <u>鬻音逐</u> 。
袁了凡評本	<u>棘音吉</u> 、趣音秤、 <u>骷髏音枯娄</u> 、幾音紀、 <u>鵬音朋</u> 、 <u>鸚音愕</u> 、搔音早、 <u>鬻音育</u> 、 <u>丐音盖</u> 、 <u>啜音掇</u> 。

南琵琶記[静]本・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本のこの齣目には「音積」が附されない。上掲の三種の刊本の示すように、内容は重複し、集義堂本と袁了凡評本は近い関係にある。下線部（濃/淡）は富春堂本に類似することを意味する。ゴシック体の文字は両者が類似することを意味する。しかしながら、「鬻」字の解釈について、集義堂本とその他の二種類の刊本は異なり、「逐」音であると解釈する。「音積」は各刊本によって異同が大きい。

黄仕忠氏は集義堂本の「積義」について、「種徳堂本と継志齋本とに同一である」と記している⁽⁴⁰⁾。種徳堂本について筆者は未見であるので、ここでは暫く措くこととする。集義堂本の内容と形式は継志齋本とは異なっている。

集義堂本第十齣の「積義」は二箇所に分かれている。一つは卷首賓白の末尾であり、もう一つは齣末である。卷首賓白の末尾の「積義」は継志齋本・南琵琶記[静]本では第十齣の内容、齣末の「積義」は同じく第十一齣の内容である。このため継志齋本・南琵琶記[静]本は全四十二齣から成るけれども、「積義」の総数は四十三齣となっている。ここから集義堂本は継志齋本以降の刊本であって、継志齋本のこうした分齣の方

法は、集義堂本が「底本」とした刊本に基づいているからに他ならない。

『琵琶記』の「釈義」を附す刊本には、次の三つの形式がある。

- 1.眉欄に鐫刻するもの。 一富春堂本・唐晟本。
- 2.「釈義」で独立した一卷をなすもの。 一継志齋本・南琵琶記[静]本。
- 3.毎齣の齣末に附すもの。 一集義堂本・袁了凡評本・魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本。

富春堂本の「釈義」は眉欄に鐫刻される。唐晟本は富春堂本の形式を襲用する。眉欄に鐫刻される「釈義」は富春堂本よりは少なく、眉欄に加えられているのは、その他の『琵琶記』刊本に関する評語である。継志齋本・南琵琶記[静]本は、富春堂本・唐晟本の眉欄に鐫刻される「釈義」を独立して一卷としたものである。重輯の後には「釈義」に増減の変動が見られる。眉欄にはその他の『琵琶記』刊本に関する評語が保留されている。しかしながら、この評語の多くは唐晟本の眉欄評語及び行間旁批評語に同一である。すなわち、継志齋本・南琵琶記[静]本の眉批は唐晟本を襲用しているのである。

「釈義」について諸本は異なっており、第四齣/折を例に挙げると以下のとおりである。

富春堂本	唐晟本	継志齋本	集義堂本	南琵琶記[静]本	袁了凡評本	魏仲雪[台]本	魏仲雪[北]本
浪煖桃香	○	○					
春闈							
世間好物 綵雲易散 二句	○		○眉批				
黄榜							
人爵					○		
天爵					○		
中略3条							

夢魂不到		○	○	○	○	○	○
九棘三槐	○	○	○	○	○	○	○
中略15条							
森森丹桂		○	○	○	○		
海角天涯							
途塗山	○	○		○	○	○	○
中略3条							
	鵬程		○		○	○	○
鶚薦		○	○	○	○	○	○
中略16条							
孔席不暇 煖	○	○	○眉批				
		墨突不得 黔	○	○	○	○	○
伊尹負鼎 俎于湯	○	○			○		
	百里奚自 鬻	○	○		○		
		千錢買隣 八百買舍	○	○	○	○	○
		掌上珠					
	忍將父母 饑寒死	○	○	○	○	○	○
51条	9条	13条	11条	8条	13条	7条	7条

上掲の表から以下のことが明らかである。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本に附される「釈義」の条目が最も少なく、しかも先行の諸本と重複する。ここから、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の「釈義」は諸本の「省略版」であることが明らかである。富春堂本の「釈義」は全五十一条ある。諸本はこれを襲用し、または新たに内容を加筆して

いる。唐晟本から「鵬程」、「百里奚自鬻」、「忍将父母饑寒死」を加え、後続刊本に襲用されていく。継志齋本から「墨突不得黔」、「千錢買隣八百買舍」を加え、後続刊本に襲用されていく。集義堂本と継志齋本に輯録される「積義」には異同が見られる。集義堂本の「○眉批」に代表されるように、本文に記されない内容は、本文の上欄眉批として鐫刻される。すなわち、集義堂本は継志齋本に比べると「途塗山」、「伊尹負鼎俎于湯」を欠くのである。継志齋本には「鵬程」は輯録されない。このように、集義堂本と継志齋本の「積義」には大きな異同が存在する。諸本の「積義」については、版式の相違に基づいて適宜増減が施されているものの、内容的には富春堂本・唐晟本・継志齋本に見ることができる。

六

以上に述べたように、本稿では先ずは『琵琶記』刊本の演変を通して、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の諸刊本における位置づけを明らかにした。内容の対比に基づけば、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の本文は「定着期」のその他の刊本とは異なることが明らかである。この両者は陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本の内容を襲用しているだけでなく、同時に「定着期」の刊本の内容をも継承しており、とりわけ陳繼儒評本と密接な関係を有している。更に魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は他声腔の刊本の影響も受けており、なかでも「弋陽腔系」散齣集『摘錦奇音』・『怡春錦』・『歌林拾翠』との関係が最も密接である。すなわち、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の本文は多種類の刊本の影響を受けており、それぞれの内容を継承しているため、如上の多様性を有しているのである。

また、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の版式及び内容は酷似しているけれども、本文には差異が認められる。明確な刊記が残されないため、先後の判断は困難である。魏仲雪[北]本を魏仲雪[台]本と比較すると、同一ではない箇所が存在し、この同一ではない箇所は、その他の諸刊本とも異なっている。両者の差異は、魏仲雪[北]本が質量ともに低劣であり、魏仲雪[台]本は魏仲雪[北]本より優れているということである。

注

- (1) 鄭振鐸氏『西諦書目』（文物出版社、一九六三）「目五 集部下 曲類」四十一頁。
- (2) 黄仕忠氏『日本所蔵中国戯曲文献研究』（高等教育出版社、二〇一一）二一五頁。
- (3) 鄭振鐸氏『西諦書跋』（文物出版社、一九九八）五九三頁。
- (4) 黄仕忠氏『「琵琶記」研究』（広東高等教育出版社、一九九六）二一六頁。
- (5) 筆者は未見のため、本稿では暫く措く。
- (6) 前掲注4『「琵琶記」研究』二三一頁。
- (7) 朱万曙氏『明代戯曲点評研究』（安徽教育出版社、二〇〇二）二四二頁。
- (8) 戯曲選齣の刊本については、本稿では参照するに止める。
- (9) 古本戯曲叢刊編刊委員会『古本戯曲叢刊初集』（上海商務印書館、一九五四）。古本戯曲叢刊編刊委員会、抛北京図書館蔵陸貽典鈔校本景印本。中国国家図書館蔵。
- (10) 『中国古籍珍本叢刊・保定市図書館巻』第三十九冊～第四十冊（国家図書館出版社、二〇一七）。保定市図書館蔵本景印本。
- (11) 『中華再造善本・続編』（国家図書館出版社、二〇一〇）。中国国家図書館所蔵明万曆二十五年汪光華玩虎軒刻本景印本。
- (12) 前掲注9『古本戯曲叢刊初集』。古本戯曲叢刊編刊委員会、抛長楽氏蔵容与堂刊本景印本。中国国家図書館蔵。
- (13) 中国国家図書館には『琵琶記』（『元本出相南琵琶記』）には、善本書号一六一八〇、及び善本書号一四一一〇の二種類の刊本が架蔵される。善本書号一六一八〇の『琵琶記』と静嘉堂文庫蔵本は同一である。（黄仕忠氏『日本所見「琵琶記」版本叙録』『戯曲文献研究叢稿』二二四頁）。本稿では善本書号一四一一〇『琵琶記』（『元本出相南琵琶記』）を用いる。
- (14) 『不登大雅文庫珍本戯曲叢刊』第十二冊（学苑出版社、二〇〇三）。北京大学図書館蔵馬氏不登大雅文庫明蕭騰鴻刻本景印本。
- (15) 続修四庫全書編委会編『六十種曲 琵琶記』『続修四庫全書』「集部・戯劇類」第一七六九冊（上海古籍出版社、二〇〇二）、一九一～二八四頁。上海図書館蔵明末毛氏汲古閣刻本景印本。
- (16) 『古本琵琶記匯編』（中華書局、二〇〇七）冊三。北京師範大学図書館蔵本景印本。
- (17) 前掲注4『「琵琶記」研究』二二〇頁。
- (18) 兪為民氏『宋元南戯考論』（台湾商務印書館、一九九四）二九二頁。

- (19) 拙稿『蔡中郎忠孝伝』初探（『九州中国学会報』第五十四卷、二〇一六）一〇二頁。
- (20) 前掲注 7『明代戯曲点評研究』二四二頁。
- (21) 前掲注 2『日本所蔵中国戯曲文献研究』二二一頁。
- (22) 田仲一成氏「十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について（五）」、『東洋文化研究所紀要』第七十二号（一九七七年三月）一三三～一三七頁。
- (23) 土屋育子氏『中国戯曲テキストの研究』（汲古書院、二〇一三）一七〇頁。
- (24) 〔明〕龔正我撰『新刊徽板合像滾調樂府官腔摘錦奇音』六卷、明万曆三十九年（一六一一）書林敦睦堂張三懷刊本。国立公文書館内閣文庫蔵。
- (25) 〔明〕沖和居士編『新鐫出像点板怡春錦曲』十六卷、明崇禎年間刊本。Harvard-Yenching Library（ハーバード大学燕京図書館）蔵。
- (26) 前掲注 18『宋元南戯考論』三三〇頁。
- (27) 前掲注 7『明代戯曲点評研究』二五四頁。
- (28) 王秋桂氏主編：『善本戯曲叢刊』第一輯、第 2 冊（学生書局、一九八四）二一一頁。
- (29) 前掲注 28『善本戯曲叢刊』第一輯第 4 冊一二六頁。
- (30) 前掲注 28『善本戯曲叢刊』第一輯第 6 冊一二六頁。
- (31) 前掲注 28『善本戯曲叢刊』第二輯第 11 冊七二〇頁。
- (32) 前掲注 28『善本戯曲叢刊』第二輯第 23 冊七六二頁。
- (33) 李福清（ロシア）氏・李平（中国）氏『海外孤本晚明戯劇選集三種』（上海古籍出版社、一九九三）四十七頁。
- (34) 前掲注 25『新鐫出像点板怡春錦曲』。
- (35) 『詞壇清玩琵琶記』、中国国家図書館蔵。
- (36) 前掲注 24『新刊徽板合像滾調樂府官腔摘錦奇音』。
- (37) 田仲一成氏「十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について（五）」、『東洋文化研究所紀要』第七十二号（一九七七年三月）二四六頁。
- (38) 土屋育子氏『中国戯曲テキストの研究』（汲古書院、二〇一三）一七〇頁。
- (39) 中国国家図書館蔵。
- (40) 前掲注 4『「琵琶記」研究』二二三頁。

第四章 『琵琶記』刊本の集成

—槃邁碩人増改定本『詞壇清玩琵琶記』攷—

—

槃邁碩人増改定本『詞壇清玩琵琶記』（『伯皆定本』）は以下の四種類が現存する。

- 一.刻本。中国国家図書館蔵。
- 二.鈔本。東京大学文学部蔵。
- 三.鈔本。大阪大学附属図書館懷徳堂文庫蔵。
- 四.鈔本。京都大学人文科学研究所蔵。

国家図書館蔵本は破損が大きく、巻首、序、跋、目録を欠き、巻末の二葉も欠いているが、東京大学・大阪大学蔵本には全てが保留されている。鈔本間の差異、誤字や脱字は存するけれども、鈔本の底本と国家図書館蔵本は同版であると判断できる。つまり、『詞壇清玩琵琶記』は国家図書館・東京大学・大阪大学の蔵本を参照して全貌を知ることができるので、本稿では三種を統合して『伯皆定本』と呼ぶこととする。なお、京都大学蔵本には眉批が無く、簡約本であることから、考察の対象から除外する。

眉批には『琵琶記』版本に関する記述が多く、現存する版本には見られない内容を含むため、学界で重要視されてきた。ところが、眉批の数は厩大であり、かつ内容が錯綜しているため、これまで十分な検討が行われてきたとは言い難い。例えば、朱万曙氏⁽¹⁾は眉批の記述から該書は上演脚本であると看做し、黄仕忠氏⁽²⁾は眉批に記される地域的特色に基づき『琵琶記』版本の特徴を記述する。そこで本稿では『伯皆定本』の眉批について、明代に行われた『琵琶記』評点本と比較しながら、その来歴と

内容を明らかにしようとするものである。

二

『伯皆定本』の書誌は以下の通りである。

『詞壇清玩琵琶記』二卷、明刻本。全三十一折。題簽は「詞壇清玩琵琶記 上／下」、扉面は「伯皆定本」。正文第一行は「詞壇清玩 槃邁碩人増改定本」。版心は「伯皆定本 上／下卷 葉数」。半葉八行十八字。科白細字双行。四周单辺。眉欄鐫評。

卷首には翔鴻逸士『題琵琶記改刻定本』、枕流翁『蔡伯皆題辭』、『琵琶記余論』、『詞壇評』、『伯皆蘇秦論』、槃阿館人『玩琵琶記評』、『改琵琶定義』、『蔡伯皆考拋』、続けて「詞壇清玩琵琶記目錄」と題する以下の目錄を置く。

- 卷上 首開場 「伯皆総題」(訂曲改白)
- 第一折 「高堂祝寿」(訂曲改白)
- 第二折 「清閨女誠」(訂曲改白)(刪去牛相訓女一)
- 第三折 「嚴命逼試」(訂曲改白)
- 第四折 「送行祝別(正文作「送行囑別」)」(訂曲改白)(合南浦遠囑)
- 第五折 「登程赴選」(全改旧局但曲有仍者)(刪去選士及春宴二)
- 第六折 「臨妝感嘆」(訂曲改白)
- 第七折 「覓壻定婚」(改春旨招贅)(刪激怒当朝)
- 第八折 「遇荒乏食」(改局改曲白)(刪去咽糠嘗菓二)
- 第九折 「成名議姻」(訂曲改白)
- 第十折 「上表陳情」(訂曲改白)
- 十一折 「強婚成配」(訂段曲白)(合金閨愁配刪官媒再報等折)
- 十二折 「祝髮葬親」(訂曲改白)
- 十三折 「弄絃寄悲」(訂曲訂白微有改)
- 十四折 「思親覓寄」(尽改旧局)(合拐児計騙)
- 十五折 「感大成墓(正文作「感天成墓」)」(訂曲換白)
- 十六折 「望月思家」(訂曲微有改又訂白)
- 十七折 「描容尋夫」(訂曲訂白)

- 十八折 「矚情吐真」(訂曲改白有増)
- 卷下 十九折 「幾諫求帰」(訂曲潤白)
- 二十折 「沿途苦棲」(新增)
- 二十一折 「悔過迎親」(訂曲改白有増)
- 二十二折 「入寺遺像」(換局訂曲改白)
- 二十三折 「両媛適媾(正文作「両媛奇選」)」(訂曲潤白)
- 二十四折 「書館題詩」(訂曲増白)
- 二十五折 「館内悲逢」(改曲増白)
- 二十六折 「張公遇使」(訂曲増白)
- 二十七折 「散髮帰林」(訂曲訂白)
- 二十八折 「風木余恨」(改曲増曲換局又増白)
- 二十九折 「榮封団円(正文作「孝感天恩」)」(増曲改曲換局又増白)
- 附一折 『玉簪』 「陳妙常改妝」(新增)

右帯首題并後附折共三十一折

折目には「訂曲改白」、「訂曲訂白微有改」、「換局」等の注記がある。これらの用語については、『西廂定本』⁽⁹⁾ 目録に解説される。

換局—折衷作法、原缺雅妥、而茲換易其作法、以求安于情理者。

微改—曲中語段未妥。而削置之者。

愈為民氏⁽⁴⁾ は「換局」、「改局」を「原作の再構成」とのみ解し、「換局」を通して「雅」の境地に到達し、「情理」に相応しい曲辞を増改定するという増改訂者の主旨を忽視している。

三

現存する明版『琵琶記』版本の評点本には以下の十四種類がある。(以下の刊本の付番は序章〔5頁・7頁〕に準拠する)

1. 『琵琶記』三卷、万曆二十五年玩虎軒刻本、中国国家図書館蔵。⁽⁵⁾ (以下、「玩虎軒本」と簡稱)
3. 『重校琵琶記』四卷、万曆二十六年繼志齋刻本、国立公文書館内閣文庫蔵。(以

下、「継志齋本」と簡称)

4.『新刻重訂出像附積標註琵琶記』四卷、万曆間金陵唐晟刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「唐晟本」と簡称)

5.『重校琵琶記』二卷、万曆間集義堂刻本、名古屋市蓬左文庫蔵。(以下、「集義堂本」と簡称)

6.『李卓吾先生批評琵琶記』二卷、万曆三十八年容与堂刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「李卓吾評本」と簡称)

7-1.『元本出相南琵琶記』三卷、万曆三十八年刻本、静嘉堂文庫蔵。(以下、「南琵琶記[静]本」と簡称)

7-2.『元本出相南琵琶記』三卷、万曆刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「南琵琶記[国]本」と簡称)

8.『鼎鐫琵琶記』二卷、万曆四十六年(一六一八)師儉堂刊本、北京大学図書館蔵。(以下、「陳繼儒評本」と簡称)

9.『袁了凡先生積義琵琶記』二卷、明末環翠堂刻本、京都大学文学部蔵。(以下、「袁了凡評本」と簡称)

12.『三先生合評元本琵琶記』二卷、明末刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「合評本」と簡称)

13-1.『新刻魏仲雪先生批点琵琶記』二卷、明末刻本、台湾国立故宮博物院図書館蔵。(以下、「魏仲雪[台]本」と簡称)

14.『硃訂琵琶記』二卷、明末朱墨套印本、国立公文書館内閣文庫蔵。(以下、「硃訂本」と簡称)

16.『凌刻臞仙本琵琶記』四卷、明末凌氏朱墨套印本、中国国家図書館蔵。⁽⁶⁾ (以下、「凌濛初刻本」と簡称)

18.『詞壇清玩琵琶記』二卷、明末刻本、中国国家図書館蔵。(以下、「伯皆定本」と簡称)

陳繼儒評本は贗籍⁽⁷⁾、魏仲雪[台]本は李卓吾評本の襲用本⁽⁸⁾であり、また筆者の調査によれば、硃訂本の評語の四六七条は李卓吾評本・陳繼儒評本・合評本から援用され、袁了凡本は音注を主とするので、本稿では論考の対象としない。

(一) 諸刊本の襲用

卷首『改琵琶定義』には次のように言う。

人曰：『琵琶記』有元本、有浙本、有呉本、有閩本、有蘇本、各各字義不同、伝流亦異、顧安所適從乎。曰：参酌諸家、酌理而定之、庶乎其不差耳。(人曰く：『琵琶記』に元本有り、浙本有り、呉本有り、閩本有り、蘇本有り、各各字義同じからず、伝流も亦た異なり、顧るに安くにか適從する所ならんや、と。曰く：諸家を参酌し、酌理して之を定む、其れ差はざるに庶きのみ、と。)

増改定者は数多くの刊本を参照し、「理」を斟酌し『琵琶記』の内容を増改定し、他刊本の眉批までも採用する。

『伯皆定本』第四折「送行囑別」の、趙五娘が蔡伯皆を見送り、蔡伯皆は趙五娘に両親の世話を頼む場面で唱われる【犯尾序】を例に、他刊本の襲用について見てみたい。(以下、傍線部等は同一であることを示す。)

	眉批	正文
伯皆定本 第四折	且 <u>為我</u> 。一本作暫 <u>為我</u> 。一本作 <u>只替我</u> 。一本作 <u>為着我</u> 。俱不如。	((生))畢竟你休怨朝雲暮雨。且 <u>為我</u> 冬温夏清。
玩虎軒本 第五齣	且 <u>為我</u> 。一作暫 <u>為我</u> 。亦同。一作 <u>只替我</u> 。不是。	((生唱))畢竟你休怨朝雲暮雨。且 <u>為我</u> 冬温夏清。
繼志齋本 第五齣	且。一作暫。一作 <u>只替我</u> 。一作 <u>為着我</u> 。俱未妥。	((生))畢竟你休怨朝雲暮雨。且 <u>為我</u> 冬温夏清。
集義堂本 第五齣	且。一作暫。一作 <u>只替我</u> 。一作 <u>為着我</u> 。俱未妥。	((生))畢竟你休怨朝雲暮雨。且 <u>為我</u> 冬温夏清。
唐晟本 第五齣	傍批：且 <u>為我</u> 。諸本一作暫 <u>為我</u> 。一作 <u>只替我</u> 。一作 <u>為着我</u> 。俱未当。	((生))畢竟你休怨朝雲暮雨。且 <u>為我</u> 冬温夏清。
李卓吾評本 第五齣	×	((生唱))畢竟你休怨朝雲暮雨。且 <u>為我</u> 冬温夏清。
合評本 第五齣	×	((生))畢竟你休怨朝雲暮雨。且 <u>為我</u> 冬温夏清。
南琵琶記[静]本	且 <u>為我</u> 。一作暫 <u>為我</u> 。亦同。一作	((生唱))畢竟你休怨朝雲暮

第五齣	只替我。不是。	雨。且為我冬温夏清。
南琵琶記[国]本 第五齣	且為我。一作暫為我。亦同。一作 只替我。不是。	(([生唱]) 畢竟你休怨朝雲暮 雨。且為我冬温夏清。
凌濛初刻本 第五折	只替我。時本作且為我。	畢竟你休怨朝雲暮雨。只替我 冬温夏清。

『伯皆定本』は継志齋本・集義堂本・唐晟本の眉批と近似し、正文も一致していることから、この三刊本を襲用している。また、玩虎軒本と南琵琶記[静]本・南琵琶記[国]本の眉批及び正文も一致しており、刊刻年代を勘案すると、南琵琶記[静]本・南琵琶記[国]本は玩虎軒本を襲用している。凌濛初刻本は「宋元旧本」に近いが⁽⁹⁾、『伯皆定本』眉批に言う「暫為我」と「為着我」は無い。玩虎軒本・南琵琶記[静]本・南琵琶記[国]本の眉批の内容は凌濛初刻本より新しく、ために『伯皆定本』に言う「暫為我」は見えない。刊本の演変は継志齋本等の三刊本に至った時点で終息している。賓白も「只替我」から「且為我」、「暫為我」、「為着我」へと変容していくが、最終的には「且為我」で定着する。

(二) 継志齋本の襲用

『伯皆定本』の曲辞は継志齋本からの襲用がとりわけ多い。第六折「臨妝感嘆」【破斉陣引】の賓白は、趙五娘が身仕舞いをしつつ夫との離別を嘆く。

	眉批	正文
伯皆定本 第六折	綺疏。窓櫺也。一本作練紗。大非。	(([古風]) 一旦遠別離。鏡匣掩清 光。流塵暗綺疏。青苔生洞房。
継志齋本 第九齣	綺疏。窓也。一作練。一作練。並非。	(([古風]) 一旦遠別離。鏡匣掩清 光。流塵暗綺疏。青苔生洞房。
合評本 第九齣	綺疏。窓■也。	(([古風]) 一旦遠別離。鏡匣掩清 光。流塵暗綺疏。青苔生洞房。

『伯皆定本』ここでの眉批は継志齋本・合評本の内容と酷似しているが、他の刊本には見られない。眉批及び正文から見ると明らかに継志齋本を襲用している。

(三) 徐文長『琵琶記』評点本の参照

徐文長は『南詞叙録』「宋元旧篇」⁽¹⁰⁾において、『琵琶記』は「戲文之首」である

と評している。合評本は各齣末に李卓吾、湯顯祖、徐文長の評語を附す『琵琶記』評点本である。合評本には徐文長の評語が三十六条あるけれども、『伯皆定本』には合評本以外の徐文長評点本（佚）からの一条が引用される。

第四折「送行囑別」【忒忒令】は、張公に説得された後の蔡伯皆の唱である。

	眉批	正文
伯皆定本 第四折	諸本俱云。 <u>鬧炒炒</u> 。徐文長作 <u>意蒸蒸</u> 。何等雅飾。今從之。	((生)) 他 <u>意蒸蒸</u> 。特地來相勸。
玩虎軒本 第五齣	<u>鬧炒炒</u> 。一作 <u>意蒸蒸</u> 。亦雅飾。	((生唱)) 他 <u>鬧炒炒</u> 。抵死來相勸。
南琵琶記[靜]本 第五齣	<u>鬧炒炒</u> 。一作 <u>意蒸蒸</u> 。亦雅飾。	((生唱)) 他 <u>鬧炒炒</u> 。抵死來相勸。
合評本 第五齣	×	((生)) 他 <u>鬧炒炒</u> 。抵死來相勸。

合評本には眉批が無く、玩虎軒本・南琵琶記[靜]本の眉批は「一作意蒸蒸」に作る。この改変を『伯皆定本』では「徐文長」本であると明言し、増改定者は曲辭に襲用しているのである。

『西廂定本』の『刻西廂定本凡例』には次のように記す。

邇來海內竟宗徐文長碧筠齋本。試詳觀文長所解、果能解人所不及解處、至其所改詞中字面、亦有當、有不當。茲從其當者、間錄其所解。(邇來 海內 竟に徐文長碧筠齋本を宗とす。試みに詳らかに文長の解する所を觀れば、果たして能く人の解するに及ばざる處を解す。其の改むる所の詞中の字面に至っては、亦た当たる有り、当たらざる有り。茲に其の当たる者に從ひ、其の解する所を間録す。)

増改定者は「他人が解読できない内容を解明できる」徐文長の見解を重視し、「^{みきわ}正しい」曲辭を選んで原作を増改定したのである。

(四)「臬本」との関係

十七折「描容尋夫」【三仙橋】第三支は、夫を尋ねて都に旅立つにあたり、張太公に両親の墓守を頼む場面である。

	眉批	正文

伯皆定本 十七折	<u>呉本兀自句作白</u> 。浙本外州三句俱作白。亦甚通。	((旦) 天那。兀自没人看守。如何来相保佑。
玩虎軒本 第二十九齣	<u>兀自句一本作白</u> 。一本出外州三句皆非白。	((旦唱) 天那。他兀自没人看守。如何来相保佑。
繼志齋本 第二十九齣	<u>呉本兀自句作白</u> 。浙本外州三句通作白。	((旦) 天那。他兀自没人看守。如何来相保佑。
集義堂本 第二十九齣	<u>呉本兀自句作白</u> 。浙本外州三句通作白。	((旦) 天那。他兀自没人看守。如何来相保佑。
唐晟本 第二十九齣	<u>呉本兀自句作白</u> 。浙本我出外州三句通作白。	((旦) 天那。他兀自没人看守。如何来相保佑。

『伯皆定本』は繼志齋本・集義堂本・唐晟本と眉評及び内容が一致し、この三種を襲用している。『伯皆定本』には呉本に関する眉批が九条あり、そのうち八条は唐晟本にも見える。この八条のうち三条は繼志齋本・集義堂本と一致する。つまり唐晟本は呉本に関する眉批の源流とすることができる。『伯皆定本』・繼志齋本・集義堂本はいずれも唐晟本を襲用している。

『伯皆定本』に見える「呉本」に関する眉批は唐晟本の眉批に、ほぼ同じ内容のものを全て見いだすことができる。二十折「沿途苦棲」【月兒高】〔趙唱〕は、趙五娘が琵琶を背負って上京し、夫との面会を愁える心情を唱う。

	眉批	正文
伯皆定本 二十折	<u>不俟保</u> 。 <u>呉本作不</u> <u>瞧</u> 。無味。	((趙唱) 只怕他身榮貴。把咱不厮認。若是他不俟保。空教奴受艱辛。
唐晟本 第三十二齣	<u>不俟采</u> 。 <u>呉本作不</u> <u>瞧</u> 。無意味。	((旦) 第二支) 只怕他身榮貴。把咱不厮認。若是他不俟采。空教奴受艱辛。

『伯皆定本』と唐晟本はほぼ同一である。『伯皆定本』の眉批における「呉本」の呼称は、増改訂者が定義したものではなく、他本から襲用したものである。

(五) 「俗本」について

以上、『伯皆定本』の眉批を通して、眉批に見える「呉本」の由来を明らかにした。ここでは、『伯皆定本』の言う「俗本」が唐晟本の言う「呉本」であることを明らかに

したい。二十一折「悔過迎親」【番ト算】は、蔡伯皆の家族を迎えようとする牛小姐を容認する牛丞相の心情を唱う。

	眉批	正文
伯皆定本 二十一折	堪聽。 <u>俗本</u> 作難聽。全戾本旨。今依京本正之。	〔外〕兒女話堪聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
玩虎軒本 第三十三齣	堪。 今作難。這是乱道。	〔外唱〕兒女話堪聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
繼志齋本 第三十三齣	堪。 今作難。与後不相應。	〔外〕兒女話堪聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
集義堂本 第三十三齣	堪。 今作難。与後不相應。	〔外〕兒女話堪聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
唐晟本 第三十三齣	古本堪。 <u>吳本</u> 作難。与後不相應。	〔外〕兒女語堪聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
合評本 第三十三齣	<u>時本</u> 作難聽。非是。	〔外〕兒女話堪聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
陸貽典抄本		〔外上唱〕兒女話難聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
巾箱本 第三十二齣		〔外上唱〕兒女話難聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。
凌濛初刻本 第三十二折		兒女話堪聽。使我心疑惑。暗中思忖覺前非。有個團圓策。

諸刊本は「難聽」に作る刊本の評価が低い。『伯皆定本』は「難聽」に作る刊本を「俗本」、唐晟本は「難」に作る刊本を「吳本」、合評本は「難聽」に作る刊本を「時本」と呼ぶ。『伯皆定本』においては「吳本」・「時本」のいずれも「俗本」と看做し、評価も高くない。つまり、『伯皆定本』の増改定者は唐晟本もしくは唐晟本の祖本と考えられる刊本の眉批を踏襲している。また『伯皆定本』は「京本」に基づいて「兒女話堪聽」に作る。唐晟本に「古本堪」とあることからすれば、唐晟本が認識した「古本」は『伯皆定本』では「京本」と認められていた。

(六)「京本」について

『伯皆定本』二十二折「入寺遺像」【賞秋月】は、趙五娘が公婆の魂魄を超度するための仏会直前の曲である。

	眉批	正文
伯皆定本 二十二折	旧元本無此掛真容。禱拜一枝。便冷寐無味。今依京浙本増之。	【賞秋月】〔趙〕在途路。歴尽多辛苦。把公婆魂魄来超度。焚香礼拝祈保護。願相逢我丈夫。
継志齋本 第三十四齣	諸本無此折掛真容時。似覚冷静。	【賞秋月】〔旦〕在途路。歴尽多辛苦。把公婆魂魄来超度。焚香礼拝祈回護。願相逢我丈夫。
集義堂本 第三十四齣	諸本無此折掛真容時。似覚冷静。	【賞秋月】〔旦〕在途路上。歴尽多辛苦。把公婆魂魄来超度。焚香礼拝祈回護。願相逢我丈夫。
凌濛初刻本 第三十三折	俗本此処、旦掛真容礼拝。而増一賞秋月曲云。 <u>在途路。歴尽多辛苦。把公婆魂魄来超度。焚香礼拝折曲護。願相逢我丈夫。</u> 且批云。 <u>無此覚掛真容時。冷淡不知。</u> 古本只有落真容。無掛真容也。若掛則豈遽落哉。	×

この曲は陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本には収録されない。『伯皆定本』は継志齋本・集義堂本を完全には襲用せず、増改定者は兩刊本に言う「諸本」を「旧元本」と定義づける。「諸本」・「旧元本」ともに、【賞秋月】曲は収録されない。ここで例示した三種の刊本は凌濛初刻本の言う「俗本」を襲用し、【賞秋月】曲を付け加えた。『伯皆定本』は「京本」・「浙本」に基づいて曲辞を付け加える。「京本」・「浙本」は凌濛初刻本においては「俗本」と認められる。

(七)「古本」について

『伯皆定本』が記述する「古本」は二種類に分けられる。

①踏襲

十一折「強婚成配」【画眉序】は、蔡伯皆が牛小姐と結婚した喜びを唱う。

	眉批	正文
伯皆定本 十一折	宮字。古本作窟似韵而不雅。 今按調字法。宮拱貢谷。宮字 転入谷字。始得。	〔生〕攀桂步蟾宮。豈料。糸蘿在喬木。 詎書中。今朝有女如玉。堪觀処糸幙牽 紅。只因是荷衣掛緑。
継志齋本 第十九齣	宮字。古本作窟音唱。今按調 字法。宮拱貢谷。宮字転入谷 字音。協下祿幅等字韵。	〔生〕攀桂步蟾宮。豈料。糸蘿在喬木。 喜書中。今朝有女如玉。堪觀処糸幙牽 紅。恰正是荷衣穿緑。
集義堂本 第十九齣	宮字。古本作窟音唱。今按調 字法。宮拱貢谷。宮字転入谷 字音。協下祿幅等字韵。	〔生〕攀桂步蟾宮。豈料。糸蘿在喬木。 喜書中。今朝有女如玉。堪觀処糸幙牽 紅。恰正是荷衣穿緑。
唐晟本 第十九齣	宮字。古本作窟字音唱。今按 調字法。宮拱貢谷。用宮字転 入谷字音。協下祿等字韵。	〔生〕攀桂步蟾宮。豈料。糸蘿在喬木。 喜書中。今且有女如玉。堪觀処糸幙牽 紅。恰正是荷衣穿緑。

継志齋本・集義堂本・唐晟本は「古本作窟」とする。前述のとおり唐晟本の「古本」は、『伯皆定本』においては「京本」と認められる。ここでは増改定者が先行する刊本に盲従し、検討を加えぬまま軽率にも「古本」と称している。

②増改定者が見る「古本」

二十折「沿途苦棲」に加えられる〔琵琶詞〕は、魏仲雪[台]本の第二十九齣、『詞林一枝』⁽¹¹⁾ 卷之三・下層「趙五娘描画真容」、『大明春』⁽¹²⁾ 卷之四・上層「五娘描容」、『樂府紅珊』⁽¹³⁾ 卷之十四『琵琶記』「趙五娘描真容」に見られる。〔琵琶詞〕曲の眉批に指摘される「古本」の特徴は以下の通りである。

眉批	正文
古本幸遇張公。幸遇字。益見矣。今改遇得。	遇得張公來搭救。
古本連喪双親無計策。不免重上。奴憶回家無計策。 今改手莫措。為是。	連喪双親手莫措。
古本親分付。不明。今改神分付。	築成墳墓神分付。

上述の眉批に対応する戯曲選本ごとの句は以下の通りである。

戯曲選本	正文
『詞林一枝』	幸遇太公来答救。
	連喪双親無計策。
	築成墳墓神分付。
『大明春』	幸遇太公来答救。
	連喪双親無計策。
	築成墳墓親分付。
『樂府紅珊』	幸遇太公来答救。
	連喪双親無計策。
	築成墳墓親分付。

『伯皆定本』が定義する「古本」の条件を満たすのは『大明春』・『樂府紅珊』である。増改定者は戯曲選本の「幸遇太公」を「遇得張公」に改変する。「遇得」を使う刊本は現存の刊本及び戯曲選本には見えないが、或いは増改定者が独自に改変した、他の選本を参照して改訂した等の可能性がある。曲辞を「築成墳墓神分付」に作るのは恐らく魏仲雪[台]本、『詞林一枝』と類似する祖本を参照したものである。しかしながら、魏仲雪[台]本と『詞林一枝』の〔琵琶詞〕曲には若干の差異が存する。

(八)「李卓吾」評点本について

槃阿館人『玩琵琶記評』には次のように言う。

記中称、蔡公・蔡婆咽糠而斃。東嘉于此極意体骨肉死別之情、李卓吾亦極称此中之妙。(記中に称すらく、蔡公・蔡婆 糠に咽びて斃る、と。東嘉 此に于いて意を極めて骨肉死別の情を体し、李卓吾も亦た極めて此の中の妙を称す。)

増改定者は李卓吾の批評を評価し、『伯皆定本』の眉批にも李卓吾の指示に従って改変した痕跡がある。

現存する「李卓吾」評点本は、『元本出相南琵琶記』(万曆三十八年刻本〔南琵琶記[静]本〕及び万曆刻本〔南琵琶記[国]本〕)、『李卓吾先生批評琵琶記』(万曆三十八年容与堂刻本〔李卓吾評本〕)、『三先生合評元本琵琶記』(明末刻本〔合評本〕)である。南琵琶記[静]本・南琵琶記[国]本には「李曰」校語は十三箇所あるが、李卓吾評本・合評本・『伯皆定本』

には見えない。

第六折「臨妝感嘆」【破齊陣引】は、趙五娘が身仕舞いをしつつ蔡伯皆との離別を嘆く唱である。

	眉批	正文
伯皆定本 第六折	従来諸本皆云。翠減祥鸞羅幌。香銷宝鴨金爐。楚館雲間。秦楼月冷。此是大富貴人家方説得。窮秀才之安家安得此言。李卓吾非之。甚当然未之改也。今略改之。如此近是。	〔旦〕翠減蛾眉不掃。香銷鴨鼎塵爐。夢帳雲間。頽楹月冷。
李卓吾評本 第九齣	填詞太富貴。不像窮秀才人家。且与後面沒関目也。	〔旦唱〕翠減祥鸞羅幌。香銷宝鴨金爐。楚館雲間。秦楼月冷。
合評本 第九齣	■儒無此富麗。■楚館秦楼。不応出五娘之口。	〔旦唱〕翠減祥鸞羅幌。香銷宝鴨金爐。楚館雲間。秦楼月冷。

眉批の表現は異なるが、内容は同一である。曲辞は「富貴」、「富麗」であるとコメントし、趙五娘の身分に不相応であると指摘する。増改定者は「李卓吾」の意見を採用し、「祥鸞羅幌」を「蛾眉不掃」（うわべを飾らない人を比喻する）に、「宝鴨金爐」を「鴨鼎塵爐」に、「楚館」を「夢帳」に、「秦楼」を「頽楹」に改変し、曲辞は文雅ではないが、身分相応の通俗的な語に改めたのである。「李卓吾」の名前は見えないが、合評本に従い曲辞を改変している。

同様に第四折「送行囑別」【沉醉東風】は、蔡伯皆が試験に赴くにあたり、趙五娘に蔡公を恨まないよう告げる。

	眉批	正文
伯皆定本 第四折	諸本作埋冤。大不通。今改作埋怨。方是。	〔生〕做孩兒。節孝怎全。做爹行不從幾諫。〔旦云〕你為人子。不得恁地埋怨。〔生〕非是我敢埋怨。
合評本 第五齣	冤宜改作怨。	〔生〕做孩兒。節孝怎全。做爹行不從幾諫。〔旦〕官人你為人子的。不当恁的埋冤他。〔生〕非是我要

		埋冤。
--	--	-----

「怨」に作るべきとの合評本眉批の指摘は、『伯皆定本』の眉批に襲用され、曲辞も「怨」に改めている。

四

以上、諸刊本の襲用、継志齋本の襲用、徐渭『琵琶記』評点本の参照、「呉本」との関係、「俗本」について、「京本」について、「古本」について、「李卓吾」評点本について、という各視点から『伯皆定本』の眉批の来歴と内容について明らかにしてきた。

『伯皆定本』の眉批は全六五八条である。そのうち二二七条が諸刊本との関係について記述した「刊本属性を持つ」眉批であり、これらは言うまでも無く諸刊本から襲用されたものと考えられる。しかも現存するすべての刊本についての言及があることから、該書の出版は諸刊本より遅い。『伯皆定本』の増改定者は他刊本が示した眉批によって、原作『琵琶記』に「刪、潤、増、改」等の改変を行っている。しかし、各刊本に対する考証は必ずしも十分に行われていない。

『伯皆定本』の「刊本属性を持つ」眉批は二種類に分けられる。一つは古本・元本・旧元本等の「時間」、もう一つは京本・閩本・呉本等の「地域」である。いずれも、『伯皆定本』刊刻の時点における増改定者の立場からの諸刊本に対する呼称である。言うまでも無く、増改定者が定めた呼称はその時代の通称ではない。

残りの四三一条の眉批は、増改定者が増改定をおこなった理由や目的と関わりについて述べたものである。この問題は今後の課題としたい。

注

- (1) 『明代戯曲点評研究』(安徽教育出版社、二〇〇二) 二五三頁。
- (2) 『琵琶記』研究』(広東高等教育出版社、一九九六) 二二〇頁、二四二～二五四頁。
- (3) 『槃邁碩人増改定本西廂記』(中華書局、一九六三) 中華書局上海編輯所拋北京図書館蔵本景印。
- (4) 「槃邁碩人増改定本『詞壇清玩琵琶記』考述」(『文献』双月刊、二〇一六年第二期) 四十七

頁。原文は「“換局”或“改局”、即改換原本的結構。」

- (5) 国家図書館出版社、二〇一〇年、中華再造善本、拠中国国家図書館蔵明万曆二十五年汪光華玩虎軒刻本景印。
- (6) 孫崇濤主編『古本琵琶記匯編』冊三（中華書局、二〇〇七）北京師範大学図書館蔵本景印。
- (7) 前掲注（2）二五九頁「陳眉公批評本『琵琶記』是贗本。」
- (8) 前掲注（2）二三一頁。原文は「批語則多同李卓吾評本。」
- (9) 俞為民氏『宋元南戲考論』（台湾商務印書館、一九九四）二九二頁。
- (10) 『中国古典戲曲論著集成』第三冊（中国戲劇出版社、一九五九）二五〇頁。
- (11) 『善本戲曲叢刊』第一輯第四冊（台湾学生書局、一九八四）一二六頁。
- (12) 前掲注（11）第一輯第六冊。一五〇頁。
- (13) 前掲注（11）第一輯第十一冊。七二〇頁。

終章

富春堂本・唐晟本・継志齋本に重録される河間長君撰「序文」に述べるところによれば、早くも嘉靖戊午年（一五五八）以前に、『琵琶記』の「改竄」された刊本は四十数種類に達していた。つまり『琵琶記』刊本は嘉靖年間にはすでに非常に流行していたのである。『琵琶記』刊本の発展は、明末に至って、凌濛初（一五八〇～一六四四）^①と祁彪佳（一六〇二～四五）^②が述べるように、文人に改竄されて「真面目」を失っていた。故に高明が手を加えた当初の『琵琶記』の姿を探ろうとしても、容易ではない。学界では一般的に『永楽大典』卷之一万三千九百九十一 三末『戲 戲文二十七』^③の戯文の様式、及び『風月錦囊』摘匯本・『彙纂元譜南曲九宮正始』^④に収録する『蔡伯喈元傳奇』の曲辞・格律等と、陸貽典抄本が近似することから、陸貽典抄本は高明改変本の当初の姿に最も近い刊本^⑤であると認定した。しかも巾箱本は陸貽典抄本と内容が近似するけれども、刊本の形式は陸貽典抄本に比べて調整（「分齣」、「下場詩」）が行われているので、二番目に「古」い刊本^⑥であると認めらる。つまり、学界では一般にこの二種類の刊本を、現存する『琵琶記』のなかで高明改変本に最も近い刊本であると見なしている。本論文においても同様に見なすこととする。この二種類と各刊本との内容の異同を考察することによって、明代文人がどの程度改竄したかを明らかにする。更に後続する刊本間の内容の差異、関係、及び『琵琶記』の内容の演変を明らかにする。

本論文中では、『琵琶記』の二十三種類の明刊本から、四種類の刊本を選んで研究対象とした。各章の考察の結果は、以下のとおりである。

第一章では、忠孝伝は陸貽典抄本の内容を襲用し、更に新たな内容を追加する部分が多いことから判断して、古い形を伝える一方で、時本の影響を強く受けた痕跡を残す刊本であることを論じた。先行研究では明らかではなかった忠孝伝と「古本」系統

の諸刊本の関係を明確にし、更に忠孝伝と「通行本」系統の刊本を対校し、忠孝伝と陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本・汲古閣本との関係を明らかにした。この結果、忠孝伝と凌濛初刻本は同一の系統に属する刊本であることが明らかになった。

第二章は、従来の分類では『琵琶記』諸刊本の関係が必ずしも明確ではないため、十九種の刊本の曲辞・賓白の異同に基づき考察を進め、各刊本間の関係、及び刊本の内容の演変の過程を明らかにした。その結果、第一段階の刊本に始まり、第二段階、第三段階における増改、修訂を経て、第四段階の刊本において本文の内容がようやく定着し、差異が僅少になってきたことが明らかになった。すなわち、第一段階には陸貽典抄本・巾箱本が、第二段階には凌濛初刻本・忠孝伝・富春堂本が、第三段階には唐晟本・継志齋本・集義堂本が、第四段階には南琵琶記[静]本・南琵琶記[国]本・尊生館本・合評本・魏仲雪[台]本・汲古閣本・李卓吾評本・陳繼儒評本・硃訂本・袁了凡本が属しているのである。

第三章においては、第二章で総括した刊本の演変に基づいて、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の諸刊本における位置づけを明らかにした。魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の本文は「定着期」のその他の刊本とは異なっており、陸貽典抄本・巾箱本・凌濛初刻本の内容を襲用しているだけでなく、「定着期」の刊本の内容をも継承している。更に魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本は「弋陽腔系」散齣集との関係が最も密接である。すなわち、魏仲雪[台]本・魏仲雪[北]本の本文は多種類の刊本の影響を受け、多様性を有しているのである。

第四章では、『伯皆定本』の眉批の来歴と内容について、諸刊本の襲用、継志齋本の襲用、徐渭『琵琶記』評点本の参照、「呉本」との関係、「俗本」について、「京本」について、「古本」について、「李卓吾」評点本についてという視点から明らかにした。『伯皆定本』の眉批は全六五八条あり、そのうち二二七条は現存刊本に見られる内容である。しかも現存するすべての刊本について言及していることから、該書の出版は諸刊本より遅い。『伯皆定本』の増改定者は他刊本が示した眉批によって、原作『琵琶記』に「刪、潤、増、改」等の改変を行っている。つまり、増改定者は他刊本の本文の襲用だけでなく、眉批もそのまま踏襲したことが明らかである。

以上を要するに、『琵琶記』諸刊本間の異同を対校することによって、刊本の演変が

明らかになった。刊本と散齣集の内容を比較すると、他声腔の刊本も内容の変容の一因である。また魏仲雪本のように同じ名称を冠するものでは、書賈が利潤を追求して恣意的に内容を改変し、劣悪な刊本が刊行された。これ以外に、刊本の内容の変化に影響した主な原因は、明代文人の格律、曲辞、音韻等に対する不断の探究心に基づくものと考えられる。

注

- (1) 『琵琶記凡例』（『凌刻臞仙本琵琶記』四卷、明天啓間、凌氏朱墨套印本、中国国家図書館蔵。）。
- (2) 『中国古典戲曲論著集成』第六冊（中国戲劇出版社、一九五九）七頁。『曲品凡例』中所述「詞曲一經改竄、便与作者為二。……有因改而失其真。如高則成之琵琶列『妙』。」
- (3) 明嘉靖隆慶年間内府重写本、台湾国立故宮博物院図書館蔵。
- (4) 『九宮正始』（台湾学生書局、一九八四年、王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第三輯、第31～34冊）北京戲曲文献流通会景印本。
- (5) 錢南揚氏校注『琵琶記』（中華書局、一九六〇年）五頁。俞為民氏『宋元南戲考論』（台湾商務印書館、一九九四年）三〇三～三〇八頁。
- (6) 俞為民氏『宋元南戲考論』（台湾商務印書館、一九九四年）三〇九頁。

付録資料

舞台表演本

(A)



『新刊摘匯奇妙戲式全家錦囊伯皆』、
嘉靖癸丑（一五五三）歲詹氏進賢堂重刊本、
スペイン・王立サン・ロレンソ・デ・エル・エ
スコリアル修道院図書館（Real Biblioteca del
Monasterio de SanLorenzode EI Escorial）蔵。

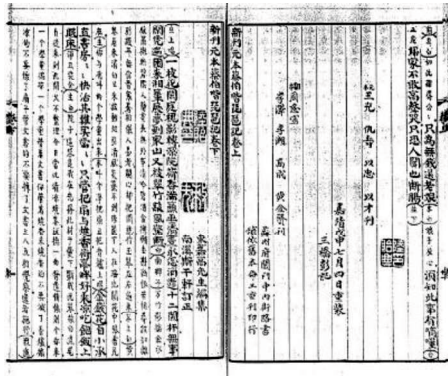
(B)



『揭陽出土鈔本蔡伯皆』、
明嘉靖抄本、
広東省博物館蔵。

全刊本

(C)



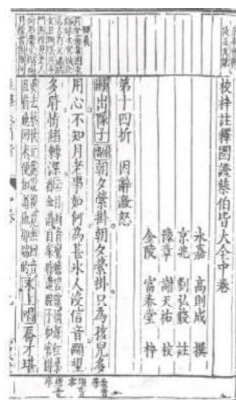
『新刊元本蔡伯喈琵琶記』二卷、
清康熙十三年（一六七四）陸貽典抄明嘉靖刊本、
中国国家図書館蔵。

(D)



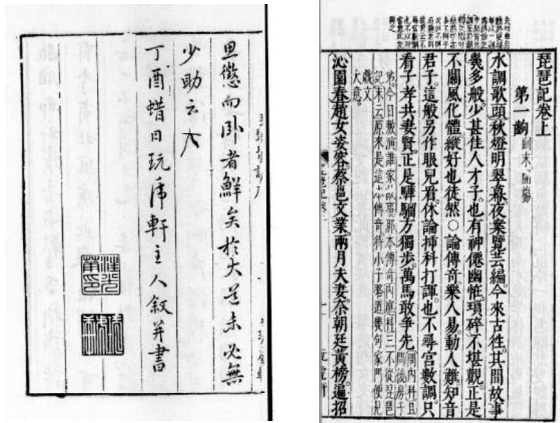
『新刊巾箱蔡伯喈琵琶記』二卷、
明嘉靖刊本、
台湾国家図書館蔵。

(1)



『校梓註積圈証蔡伯皆大全』三卷雜卷一卷、
万曆丁丑（一五七七）金陵富春堂刻本、
中国保定市図書館蔵。

(2)



『琵琶記』三卷、
 万曆丁酉（一五九七）汪光華玩虎軒刻本、
 中国国家図書館蔵。

(3)



『重校琵琶記』四卷、
 万曆戊戌（一五九八）繼志齋刊本、
 国立公文書館内閣文庫蔵。

(3')



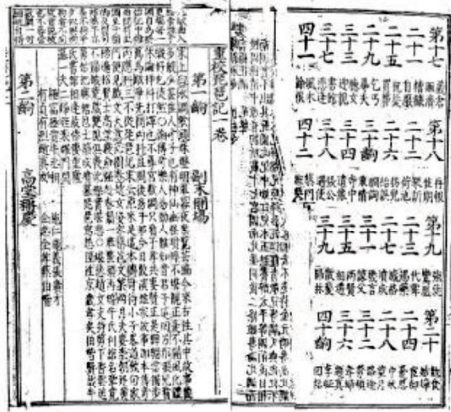
『重校琵琶記』四卷、附「重校琵琶記積義大全」
 一卷、万曆戊戌（一五九八）繼志齋刊本、
 中国国家図書館蔵。

(4)



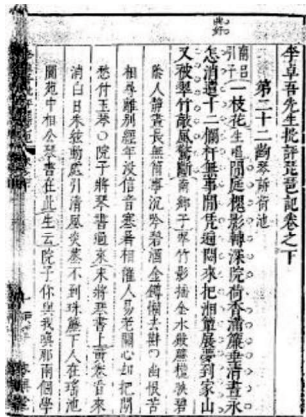
『新刻重訂出像附標註琵琶記』四卷、
 万曆間金陵唐晟刊本、
 台湾国家圖書館藏。

(5)



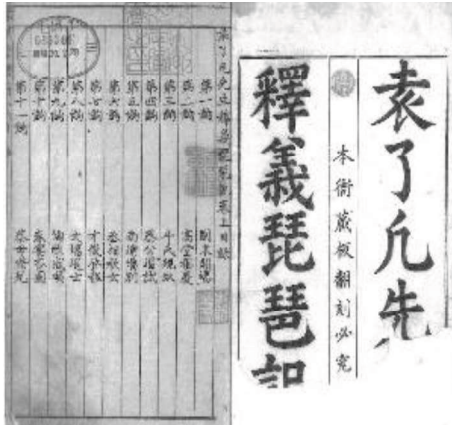
『重校琵琶記』二卷、
 万曆間集義堂刊本、
 名古屋市蓬左文庫藏。

(6)



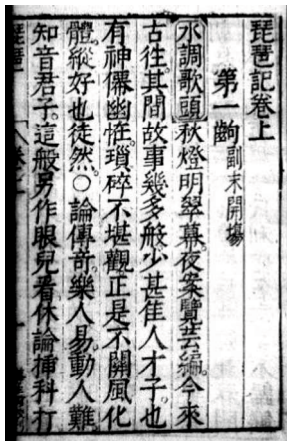
『李卓吾先生批評琵琶記』二卷、
 万曆三十八年（一六一〇）容与堂刊本、
 中国国家圖書館藏。

(9)



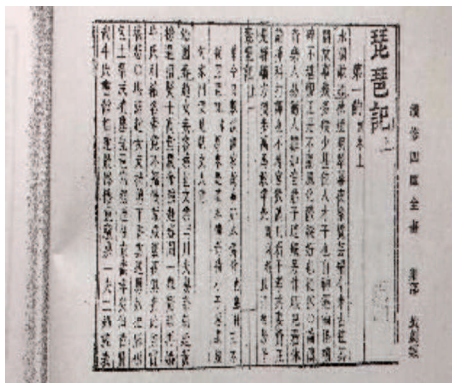
『袁了凡先生積義琵琶記』二卷、
 万曆間環翠堂刊本、
 京都大学文学部蔵。

(10)



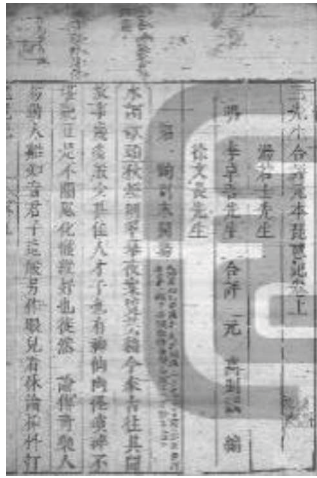
『琵琶記』三卷、
 万曆間尊生館刊本、
 台湾国家図書館蔵。

(11)



『琵琶記』二卷、
 明毛晋汲古閣刻『六十種曲』所収本、
 上海図書館蔵。

(12)



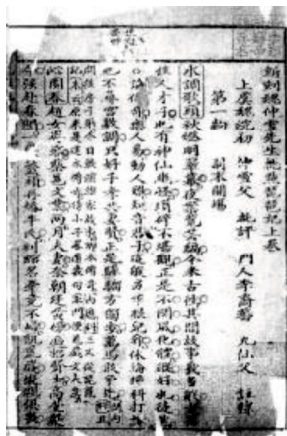
『三先生合評元本琵琶記』二卷、
明末刻本、
中国国家図書館蔵。

(13-1)



『新刻魏仲雪先生批點琵琶記』二卷、
明末刻本、
台湾国立故宮博物院図書館蔵。

(13-2)



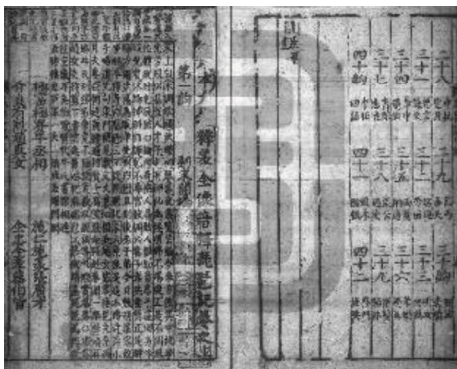
『新刻魏仲雪先生批點琵琶記』二卷、
明末刻本、
中国国家図書館蔵。

(14)



『碓訂琵琶記』二卷、
明末朱墨套印本、
国立公文書館内閣文庫蔵。

(15)



『重校元本大板积義全像音积琵琶記』三卷、
明末雲林別墅刊本、
中国国家図書館蔵。

(16)



『凌刻臞仙本琵琶記』四卷、
明天啓間、
凌氏朱墨套印本、
中国国家図書館蔵。

参考文献一覽

古籍、景印本

- (1) 『説郛』続二十、明崇禎年間宛委山堂藏版、早稲田大学図書館蔵。
- (2) [明] 湯顯祖撰『臨川四夢』、明末吳郡書業堂梓行、台湾国家図書館蔵。
- (3) [清] 黄虞稷撰『千頃堂書目』卷十七「別集類」、清東武劉氏味經書屋刊本、中国国家図書館蔵。
- (4) [宋] 陸游『劍南詩稿』卷三十三（『欽定四庫全書薈要卷一万五千五百二十三 集部』、台北：世界書局、一九八八、拠台湾故宫博物院図書館蔵『四庫全書薈要』摘藻堂本景印）
- (5) 『元曲選』、臧懋循編校、明万曆年間刊本。Harvard-Yenching Library（ハーバード大学燕京図書館）蔵。
- (6) 『太霞新奏』十四卷、明天啓七年（一六二七）、北京大学図書館蔵。
- (7) 『南音三籟』四卷、明末刻本、北京大学図書館蔵。
- (8) [明] 龔正我輯『新刊徽板合像滾調樂府官腔摘錦奇音』六卷、明万曆三十九年（一六一一）書林敦陸堂張三懷刊本、国立公文書館内閣文庫蔵。
- (9) [明] 冲和居士編『新鐫出像点板怡春錦曲』十六卷、明崇禎年間刊本。Harvard-Yenching Library（ハーバード大学燕京図書館）蔵。
- (10) 李福清（ロシア）氏・李平（中国）氏『海外孤本晚明戯劇選集三種』（上海古籍出版社、一九九三）
- (11) 『槃邁碩人増改定本西廂記』（中華書局、一九六三）
- (12) 古本戯曲叢刊編刊委員会『古本戯曲叢刊初集』（上海商務印書館、一九五四）
- (13) 続修四庫全書編委会編「六十種曲 琵琶記」『続修四庫全書』「集部・戯劇類」第一七六九冊（上海古籍出版社、二〇〇二）
- (14) 『不登大雅文庫珍本戯曲叢刊』第十二冊（学苑出版社、二〇〇三）
- (15) 瑞安市人民政府『古本琵琶記匯編』冊一～冊六（中華書局、二〇〇七）

- (16) 孫崇濤主編『古本琵琶記匯編』冊一～冊六（中華書局、二〇〇七）
- (17) 『中國古籍珍本叢刊·保定市圖書館卷』第三十九冊-第四十冊（國家圖書館出版社、二〇一七）
- (18) 『中華再造善本·續編』（國家圖書館出版社、二〇一〇）
- (19) 王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第一輯、第 2·4·6 冊（台灣學生書局、一九八四）
- (20) 王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第二輯、第 11·23 冊（台灣學生書局、一九八四）
- (21) 王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第三輯、第 27·28·29 冊（台灣學生書局、一九八四）
- (22) 王秋桂氏主編『善本戲曲叢刊』第三輯、第 35·36 冊（台灣學生書局、一九八四）
- (23) [明] 何良俊『四友齋叢說』（中華書局、一九五九）
- (24) 『永樂大典』卷之一萬三千九百九十一（三未）『戲 戲文二十七』、明嘉靖隆慶年間內府重寫本、台灣國立故宮博物院圖書館藏。

著書

中國語資料

- (1) 北京圖書館編『北京圖書館古籍善本書目』「集部」（書目文獻出版社、一九八七）
- (2) 瞿冕良氏編著『中國古籍版刻辭典』（齊魯書社、一九九九）
- (3) [清] 姚華撰『菴猗室曲話』卷三（『新曲苑』、一九四〇）
- (4) 中國戲曲研究院『中國古典戲曲論著集成』第三·四·五·六·七冊（中國戲劇出版社、一九五九）
- (5) 周貽白氏『中國戲劇史』（中華書局、一九五三）
- (6) 董每戡氏『琵琶記簡說』（作家出版社、一九五七）
- (7) 戴不凡氏『論古典名劇琵琶記』（中國青年出版社、一九五七）
- (8) 鄭振鐸氏『西諦書目』（文物出版社、一九六三）
- (9) 錢篔（南揚）氏『琵琶記』（中華書局、一九六〇）

- (10) 張棣華氏『善本劇曲經眼錄』(文史哲出版社、一九七六)
- (11) 葉德均氏『戲曲小說叢考』(中華書局、一九七九)
- (12) 錢南揚氏『永樂大典戲文三種校注』(中華書局、一九七九)
- (13) 錢南揚氏『元本琵琶記校注』(上海古籍出版社、一九八〇)
- (14) 莊一拂氏『古典戲曲存目彙考』卷一(上海古籍出版社、一九八二)
- (15) 侯百朋氏『琵琶記資料彙編』(書目文獻出版社、一九八九)
- (16) 鄭振鐸氏『劫中得書記』(『西諦書話』、生活・讀書・新知三聯書店、一九八三)
- (17) 侯百朋氏『高則誠和「琵琶記」』(陝西人民出版社、一九八四)
- (18) 潘美月氏『函書』(幼獅文化事業公司、一九八六)
- (19) 藍凡氏『高則誠和「琵琶記」』(上海古籍出版社、一九八九)
- (20) 曾永義氏『中國古典戲劇的認識與欣賞』(正中書局、一九九一)
- (21) 張憲文・胡雪岡兩氏輯校『高則誠集』(浙江古籍出版社、一九九二)
- (22) 王永炳氏『「琵琶記」研究』(北京出版社、一九九四)
- (23) 俞為民氏『宋元南戲考論』(台灣商務印書館、一九九四)
- (24) 黃仕忠氏『「琵琶記」研究』(廣東高等教育出版社、一九九六)
- (25) 鄭振鐸氏『西諦書跋』(文物出版社、一九九八)
- (26) 孫崇濤氏『風月錦囊考積』(中華書局、二〇〇〇)
- (27) 朱万曙氏『明代戲曲點評研究』(安徽教育出版社、二〇〇二)
- (28) 金英淑氏『「琵琶記」版本流變研究』(中華書局、二〇〇三)
- (29) 黃仕忠氏『戲曲文獻研究叢稿』(國家出版社、二〇〇六)
- (30) 楊寶春氏『「琵琶記」的場上演變研究』(上海三聯書店、二〇〇九)
- (31) 黃仕忠氏『日本所藏中國戲曲文獻研究』(高等教育出版社、二〇一一)
- (32) 俞為民氏『中國古代戲曲理論史通論』(中華書局、二〇一六)

日本語資料

- (1) 西村天因(時彦)氏『訳本琵琶記』(大阪朝日新聞連載、一九一三)
- (2) 塩谷温氏『国訳漢文大成 文学部』第九卷(国民文庫刊行会、一九二一)
- (3) 宮原民平氏『古典劇大系』第十六卷(近代社、一九二五)

- (4) 笹川臨風（種郎）氏『琵琶記物語』（博多成象堂、一九三九）
- (5) 浜一衛氏『中国古典文学全集』第三十三卷（平凡社、一九五九）
- (6) 笹川臨風（種郎）氏『支那小説戯曲小史』（東華堂、一八九七）
- (7) 森鷗外氏『鷗外全集 著作篇』第十四卷（岩波書店、一九三六）
- (8) 宮崎繁吉氏『続支那小説戯曲文鈔積』（早稲田大学出版部蔵版、一九〇六）
- (9) 久保得二（天随）氏『支那文学史（下）』（早稲田大学出版部蔵版、一九一〇）
- (10) 今関天彭氏『支那戯曲集』（東方時論社、一九一七）
- (11) 宮原民平氏『支那小説戯曲史概説』（共立社、一九二五）
- (12) 青木正児氏『支那近世戯曲史』（弘文堂書房、一九三八）
- (13) 土屋育子氏『中国戯曲テキストの研究』（汲古書院、二〇一三）

論文類

- (1) 岩城秀夫氏「琵琶記研究」（『中国語学』第二十四号、一九四九）
- (2) 田仲一成氏『十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について（五）』（『東洋文化研究所紀要』、一九七七）
- (3) 黄仕忠氏「日本大谷大学蔵明刊孤本『四太史雜劇』考」（『復旦学報〔社会科学版〕』、二〇〇四年第二期）